

第九十六回国会 農林水産委員会 議 録 第 七 号

昭和五十七年三月十八日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 羽田 孜君

理事 加藤 紘一君

理事 戸井田三郎君

理事 新盛 辰雄君

理事 上草 義輝君

理事 狩野 明男君

理事 岸田 文武君

理事 北口 博君

理事 近藤 元次君

理事 高橋 辰夫君

理事 塚原 俊平君

理事 丹羽 兵助君

理事 三池 信君

理事 山崎平八郎君

理事 申原 義直君

理事 田中 恒利君

理事 日野 市朗君

理事 古浦 忠治君

理事 近藤 豊君

理事 藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 田澤 吉郎君

出席政府委員

農林水産政務次官 玉沢徳一郎君

農林水産大臣官房長 角道 謙一君

農林水産省構造改善局長 森実 孝郎君

農林水産省農蚕園芸局長 小島 和義君

農林水産省食品流通局長 渡邊 文雄君

農林水産技術会 岸 國平君
農林水産局長 林野 庁長官 秋山 智英君
林野 庁次長 島崎 一男君
水産 庁長官 松浦 昭君

委員外の出席者

環境庁自然保護局長 高峯 一世君

文部省初等中等教育局小学校教育課長 熱海 則夫君

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課長 菅原 敏夫君

農林水産省農蚕園芸局指導部長 鈴木 郁雄君

林野 庁業務部長 田中 恒寿君

林野 庁業務部長 期予報課長 菊池 幸雄君

農林水産委員会 調査室長 小沼 勇君

委員の異動
三月十八日

辞任

木村 守男君

佐藤 隆君

菅波 茂君

田名部匡省君

丹羽 兵助君

寺前 巖君

同日

辞任

狩野 明男君

北川 石松君

谷川 和穂君

塚原 俊平君

中村喜四郎君

補欠選任

中村喜四郎君

塚原 俊平君

北川 石松君

狩野 明男君

谷川 和穂君

瀬崎 博義君

同日

補欠選任

田名部匡省君

菅波 茂君

丹羽 兵助君

佐藤 隆君

木村 守男君

本日会議に付した案件
松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
農用地開闢公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
農林水産省農蚕園芸局植物防疫課長 菅原 敏夫君
提出第四二二号
漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)

○羽田委員長 これより会議を開きます。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。保利耕輔君。

○保利委員 このうから松くい虫防除特別措置法の一部改正案について審議をしていただいているわけですが、松は古くから日本人に大変親しまれておることは再三言われておるところであります。私もいろいろ絵巻物を見る機会がございますが、古くからきれいな松が描かれている絵がありますし、また各地の地名とか姓名にもかなり松という字が入っているのは御存じだと思います。

ところで、近年松の被害が非常にふえてまいりました。松枯れが全国的に広がっていることは御承知のとおりでございます。特に、昭和五十三年以降毎年二百万立米を超える松が被害に遭っています。二百万立米というのは、私は専門家ではないので、実はどのぐらいの量かというのが余りよくわからなかつたわけですが、いろいろな調べてみますと、松材の需要が年間大体四百万立米

ぐらい、昭和五十三年の需要で四百二十一万立米というの資料が出ております。こうやって見てまいりますと、二百万立米という量は大変莫大な量だといことが感じられるわけでございます。

二百萬立米と四百二十一万立米とをそのまま直接比較することはできませんが、二百万というものは九太に直して大体百八十万立米ぐらいになるのではないかと、それにしてもえらい量の松が枯れているものだということを考えるわけでございます。松といえは森林資源の重要な一部でございますが、この松材の森林資源としての位置づけあるいは松くい虫対策に対する基本的なお心構えをまずお聞かせいただきたいと存じます。

○秋山政府委員 先生ただいま御指摘のとおり、わが国の木材生産に占めますところの松の生産量は四百二十万立米でございます。国産材全体の約一二%を占めておられて、杉に次ぐ重要な生産樹種であるわけでございます。さらに、松材につきましては保安林等に相当ございまして、防風とかあるいは飛砂防止、土砂防止というふうな国土の保全の面でも大変大きな役割りを果たしております。さらには風致景観の面におきましても生活に大変潤いを与えておるわけであります。私どもはきわめて重要なものであると認識しております。

このように森林資源として大変重要な松に対して最近特に被害が異常発生しているわけでございまして、資源政策上もきわめてゆゆしい事態でございます。したがって、私どもは、今後防除を一層強化いたしまして、この森林の持つておりますいろいろな機能を確保するためにあらゆる手段を講じて対処してまいりたい、かように考えているところであります。

○保利委員 農林水産省でおつくりになりました「松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律

案参考資料」の七ページの表によりますと、昭和五十三年に被害が急増しているということが一目瞭然わかるわけでございます。そして、この表には出ておりませんが、この内訳を別の資料で見てもまいりますと、茨城県において五十二年に二万六千五百立方メートルのものが、五十三年には七十四万二千立方メートルと二十八倍という大きな被害が出ていたわけでございます。これはきのう来いろいろ議論されているところでございますが、再度お尋ねいたしますが、どうして五十三年にこのように爆発的な被害が茨城県に集中的に出たのかということについて御説明いただきたいのと同時に、五十四年にも同じような傾向が見られますが、五十五年に入って急減しておる。五十五年の数字は三十九万四千立方メートルと急に下がっている。その理由等についても御説明いただきたいと存じます。

○秋山政府委員 お答えいたします。

茨城県におきましては、先生にたいし御指摘のとおり五十二年に二万七千立方メートルございましたのが五十三年に爆発的に上昇いたしました。全国の民有の被害量の三・八％に相当します。七十四万二千立方メートルの被害がございまして、前年の被害量に對しまして二十八倍という非常に爆発的な被害になりましたわけでありまして、茨城県におきましては、昭和四十六年に水戸市周辺に材線虫が確認されました。徐々に拡大してきたわけでございますが、比較的寒冷地に近いために、いままでこのような激甚の被害が出ることは予想されなかったわけでございます。

五十三年の六月から九月にかけては、水戸の気象台開設以来の高温少雨というふうな異常気象でございまして、このときの、六月から八月までの平均気温が例年を二・二度も上回るとか、雨量が平均の九十九ミリも少ない、そういう異常気象に見舞われたことが第一点でございます。これによりまして材線虫が大繁殖増殖をしたということが一つの原因であります。それからもう一つ、松林が平地に連続的に分布しているわけござ

います。土壌が比較的乾性の土壌でございまして、雨量が不足しますと松の抵抗力が弱るという面がございまして、これがやはりそれに輪をかけていたことでもあります。もう一つは、この松林が、先般の現地視察でもおわかりのとおり、農耕地に錯綜しておりまして、薬剤散布の実施が非常に困難であったという面もございまして、それにもう一つは、従来、被害が比較的軽微でございました関係上、防除体制も十分整備されていなかったというふうなこともございまして、爆発的に増加したわけでございます。

したがって、五十二年、五十三年当時は、特別防除につきましても二ヘクタール程度の防除しかできなかったわけでありまして、その後、防除体制も整備され、特別防除につきましても積極的にやり、さらには伐倒除根も鋭意努力した結果、最近被害が減少してまいりました。こういう実情になっております。

○保利委員 いま長官御説明のとおりだと思いますが、先日、私も茨城県に行つてまいりました。筑波山ろくの様子を目の当たりに見せていただいたわけでございますが、空中散布をしたところと空中散布をしていないところというのは一目瞭然にわかるような形でわれわれは観察することができたわけでございます。

そこで、昨日来、空中散布に対するいろいろな疑問が呈せられておりますけれども、私は、空中散布というものが非常に効果があるのだという例を一つ大臣にもぜひ聞いていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

私のところは、佐賀県という九州の玄海灘に面したところでございまして、ここに、松が百万本植わっております。通称虹ノ松原と申している松原がございまして、これが、昭和四十七年ごろ松くい虫の被害に大変にやられて、二千本近くの松がばたばたと倒れてしまふ、茶色くなつてしまふという事態が発生いたしました。一方、昭和四十八年から空中散布を始めまして、昭和四十七年に千九百七本という松がやられておったわけござ

います。昭和四十八年、空中散布を始めた年には、すでに六百七十九本というふうな被害が減少しております。そして、ずっと続けてまいりました。昭和五十五年には、何とわずか二十九本の被害しか見られない。ほとんど終息に近づいたというふうな効果も上げていただいております。

同時に、この虹ノ松原だけではなく、周辺地区も非常に減少してまいりまして、県別の被害統計がございまして、それをあらわしたままですが、佐賀県においては外れといえますが、けたが一段も二段も低くなつていまして、四百年の伝統のあります虹ノ松原、防風林、防潮林としての機能を果たした虹ノ松原を守ろうという地元の人たちの意思が結実したということもありまして、御協力を大変にいただいたわけでございます。そして、空中散布そのものについても、これを実施いたします方々が大変に注意を払つてやっております。

ちよつと申し上げますと、六月、ちようどマツノダラカミキリが活動を開始いたしますところ、二回にわたつて、しかも早朝、朝の風が全くとまったときに、煙をどこかで上げながら、その風の様子を見ながら、そして地元の御協力をいただいて、小鳥でありますとかミツバチでありますとか、あるいは養魚場などにシートをかぶせたり、あるいは、できるものは避難をさせる等の御協力をいただながらこういうことをやっておりますわけでございます。そして、この被害を食い止めた。また、もう一つ申し上げれば、もし松くい虫を蔓延させることによつてこの松原が枯れてしまつたら、その背後にありますところのたんぼでありますとか畑でありますとかに対する塩の被害というものを大変に受けるであろうという地元の心配、その心配が御協力となつて実りまして、そして、注意深い散布とが相まってこのような成果を上げたものだと思つておるわけでございます。

さらに、ちよつとつけ加えていただきますと、現在のやり方では、松林の上わずか十五メートルのところまでヘリコプターがおりてまいりま

して、非常に低いところから葉を散布いたしました。スミチオンというのはいまはまいておられます。セビモールという葉をまいておるそうでございます。しかも、松林の境界からわずか十メートル離れたところに点々と試験紙を置きまして、そこに薬剤がかかるか、かからないかという試験をやしながら、注意をしておるということでございます。

〔委員長退席、加藤（純）委員長代理着席〕
こういう注意を十分に払つた散布の仕方、そしてまた住民の御協力、そういったものによつてこの松くい虫の被害がところによつてはこんなに食い止められているのだという例がありますので、時間をかけて御紹介を申し上げたわけでございます。

空中散布は注意してやれば大丈夫なんだ、そして地元に対して十分な説明をし、御協力を受けることによつてこれはうまくいくのだということでございます。したがつて、空中散布をこれからやつていくということについては地元に対する説明が必要だと思つてございまして、そういった説明あるいは御協力の得方について林野庁はどのようにお考えになつていらっしゃるか、御所見を賜りたいと思つた。

○秋山政府委員 ただいま虹ノ松原を例に挙げられまして、この対策につきましても、また特別防除の成果につきましても話を承つたわけでございます。

昭和四十一年に虹ノ松原の保護対策協議会ができました。以来、この防除活動につきましても、地元の皆さんが非常に積極的に協力してこれを進めてこられてまいりまして、現在に及ぶにこの虹ノ松原が保護されているということでもあります。そこで私も、今後とも、特別防除を適正に実施していくというためには、この特別防除と地上散布を実施する府県におきまして、市町村長を含めた地元関係者と松くい虫防除推進連絡協議会をまず開催しまして、十分その意思の疎通を図るということ。それからさらに、特別防除を実施するに当

たりましては、事前に地区の説明会を開催するか、あるいはパンフレットを配布するか、あるいは有線放送をするとか、いろいろな方法で地域の住民の方々、利害関係者の方々に周知徹底を図っていただく、御理解をいただくというふうにお願ひしてまいっておるところでございますが、何と申しまして、松はあらゆる面で極めて重要な森林資源でございますので、この防除の円滑な推進を図ってまいりたい、かように考えておるところであります。

なお、今度の法案におきましてもさらに地区の実施計画というところをつくるわけでございまして、この場合におきましてもやはり地元における連絡協議会というものを設置するように指導してまいりまして、万全の体制をとりながら円滑に推進してまいりたい、かように考えているところであります。

○保利委員 万全の対策を講じつつ、空中散布によってできることはできるだけ早くこの松食い虫の被害をとめていただきたいものと、私は念願をしておるわけでございます。

次に、先日農林水産委員会といたしまして茨城県の林業試験場へ参りまして松食い虫の実態というものを顕微鏡等を使って見せていただいて、私も初めて見まして相当なショックを受けたわけでございます。ああいう気持ちの悪いものはいくなくってほしいと思うわけであります。

このマツノザイセンチュウのもたらすところの松枯れ病の被害は大変なものでございますが、このマツノザイセンチュウが入ることによって、なぜあんなに大きな松がばたばたと倒れてしまうのか、枯れてしまうのかというメカニズムの解明については、もう一歩突き進んでやっていただかなければならないところがあるんじゃないかと思うわけなんです。あんな小さな、米粒の半分もないような虫が入って、樹齢三十年、五十年というような大きな木が枯れてしまうというのは、何か素人考えでもよくわからない。一説によると、マツノザイセンチュウが特殊な酵素を出しているから、そ

の酵素によってあれだけの大きな松がやられてしまうのだとか、あるいは特殊な毒を出しているんだというようないろいろな説があるようでございまして。したがって、こちら辺をよく解明することによって、さらに一段と高度な対策がとられるようになるんじゃないかと思うわけであります。もし、特殊な酵素を出しておいて、それで松がやられるということであれば、それを中和させるような薬剤の開発ということも行われますでしょうし、また、さらに適切ないろいろな手法というものが開発されていくだろうと思うわけであります。

こういった問題について、将来どういうふうな方向で研究をしていけるか、現在やっておられるかというふうな点について御説明いただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 マツノザイセンチュウの樹体内での発病機構ということにつきましては、まだなかなか解明できない面も実はございまして、現在、特に生理化学的な変化の面が非常に未解明の部分があるわけでございます。

そこで、昭和五十六年度からでございますが、四十年計画の特別研究といたしまして松枯れ防止に関する新防除技術開発のための発病機構の解明という問題に取り組んで、現在、発病に影響するところの生理化学的な要因とか、それから、先生いま御指摘のように、毒性物質がどうやって生成されるかという機構あるいは毒性物質の特性とか、さらには毒性物質が生成されるのをどうやって制御したいのかということを中心に解明に努力しているわけでございます。やはりこういう問題が早期に解明されませんと徹底した防除体制ができませんので、鋭意有効な手段を開発するための前提として、これらの問題に取り組んでいるところでございます。

○保利委員 大変に大事な問題でございまして、今後とも大臣におかれましてこの方面にも関心をお持ちいただいて、予算等十分配慮していただくようお願いを申し上げたいと思うわけであります。

ます。

ついで、いまの枯れた松を、なかなかお金がないとか労力がないとかということでもそのまま放置しておくということは、いわば、松食い虫を飼っているあるいは増殖をさせているというふうなことに匹敵をするわけでございまして、これを退治をしないといけないんだということのPRをもうちょっと強くやっていかなければいけないんじゃないかという感じがいたします。

さらにまた、枯れたままの松を放置しておるということは、いわば病気になるたものをそのままほったらかしてさらに蔓延させるものをつくるというところでございまして、これの伐倒駆除というものがどんなに大事かということを一般の人々に説明することが本当に必要なことかと思うのです。松がどうして枯れちゃうんだらうねと普通の人が聞きましても、そのからくりを知っている人というのはほとんどおりません。倒さなければどういうことになるんだということについて知らない方も、一般の国民の方はほとんど知らないうちで、あるいはその対策等について十分PRすることが必要だと思ひます。そしてまた、この伐倒駆除を推進するというのが本法案の一つの大きな目的でもあるかと思ひます。こういったほとんど松というものの対して見向きもしない方々に對して、関心を持って起すという意味で、どういうふうな心構えでPRをされていけるか、その辺についてちょっと御意見を伺お聞かせいただければありがたいと思ひます。

○秋山政府委員 これまでもこの松食い虫の防除の重要性につきましては私もなりに努力をしまして、いろいろとございまして、ただいま先生御指摘のとおり、まだその原因、それからどういう形で枯れるかというふうな点につきまして、必ずしも十分ではないというふうに私も反省をしております。したがって、今度新しい法案が審議されるのを契機にいたしまして、やはり松食い虫の被害の出ている地域につ

きましては、地域への説明会あるいはパンフレット、さらにはいろいろな審議会等を通じ、場合によりましては冊子等も配るというふうないろいろな方法をとります。正しい松食い虫の防除への理解とこれに対する協力体制をつくっていただくようにさらに一層の努力をしなければならぬ、かように考えておるところでございます。

○保利委員 日本人の心の中にあつた松に対する郷愁といひますか、そういうものはわたしの心にもあると思うのです。特に海岸に植わっておりまして松というのは、そういう情緒的な問題だけではなくて、本当に農業を守っていく、大事な防風、防潮の役目を果たしているということを考え、そして日本の海岸にはこの松が大事なんだというところを子供のときから植えつけていかなければいけないんじゃないか。そのためには松に對して親しんでもらわなければならぬ。松原等に入りかたしやういふように、そして子供さんたちに、ああいい松だなあと、何年かかかってこんな大きな松がこういふふうなところになつてきたんだなというところをPRする必要があると思う。ということ、松原に親しんでもらうということが必要だと思ひます。

翻つて、私どもの方の松原は、昔はみんな松原の中に入つて、ショウロをとりましたりあるいはおべんとうを開いたりあるいは松葉かきをやったりして過ごしたものでございまして、いまは、予算の関係等もあるものでしょうけれども、大分下草が生えてしまひましてジャングルのようになつていくところが間々見受けられるわけでございまして。したがって、この下草刈りということをやつて、そして松原に親しんでもらうということも非常に必要なんじゃないかと思うわけでございまして。いろいろの理由で植えましたニセアカシアというアカシアが松林の中にならば繁殖してありますので、なかなか松原の中に入りにくい。入りにくいからあそこはジャングルなんだというふう

対して一歩退いてしまうような気持ちを醸成させてしまふのじゃないかと思うわけでございます。したがって、下草刈り等につきましても十分な御配慮を賜りますようお願いを申し上げます。思ふわけでございます。

ただいま申し上げましたように、松というのは日本人の気持ちに昔から根深く入っております。し、それからまた、私の子供なんか聞かされても、何で海の中にある岩だけのところに松が生えるんだらう、こういう質問も私は子供から受けることがあるわけでございます。石の上になんか受ける松の木は生える、そして根がしっかりと張って山を守るというような、岩だけの山をしっかりと守っているというような大事な点もあるわけでございまして、この松の保護には十分な対策が必要だと思ふわけでございます。

こういった松の保護あるいは松枯れ病の対策について大臣がどういふような御所見を持っておられるか、特に、いま申し上げました虹ノ松原の空中散布の成功例等をお話聞いていただいてどういふ御感想を持たれたか、私は空中散布というのは非常に有効であると思っておりますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○田澤国務大臣 保利委員御指摘のように、生活の中の松の役割りというのは非常に大きいのでございまして、特に松と私たちの心というのは大変な結びつきがあるわけでございます。古くから松は縁起のよい木だと言いますし、神が天からおりののを待つ木だという意味で松、さらには祭り木あるいは春夏秋冬常に青いのは松だということで、常に繁栄を意味するといふ意味で縁起のいい木としてまあ松竹梅、あるいは料理でも松竹梅といひますと松が一番おいしい料理になつてゐるわけでございまして、それだけといふものに扱われております。それから家紋だとか名所の松、いまの虹ノ松原のような、それからまた、盆栽あるいは古典芸能にも背景に松がやはり使われてゐる。さらに、絵画の対象は松でございます。日本画を見ますと、すべて松が主材になつてゐるという点、さらにいま防風あるいは防砂林等としての役割りを果たしてゐるわけでございまして、また、山の管理あるいは森林の管理がその国の民族性といふものを象徴するものと私は思ふのでございます。いま、私たちは、松のくさくさした木が枯れたまま林立していることが、何か日本に枯れたものがある、心のどこかに何かそういう枯れたものがあるといふことを意味するやうな気がして、やはりああいうものはできるだけ早い機会に排除して、青々とした山をつくるのが日本民族の将来の一つの指標でもあらうと思ひますので、そういう点ではどうしてもこの松のくさくさしたものをいらないと思ふのでございまして、終息をしましなうなと思ふのでございまして、

虹ノ松原も、過去の保利委員の先輩の方々がおつくりになつたと思ふのです。それは、厳しいあの自然環境の中で農作業を進めるためには、この松原によつて支えようとしたと思ふのです。私の県にも、やはり積雪寒冷地の北の果てで、津軽の平野に農業を営もうとしたら大変なんです。それを支えるにはシベリアからの季節風を支えなうなならぬわけでございまして、当時津軽藩の津軽為信という方がいまから二百年前に屏風山という松林をずっとつくつたわけですね。いまなおその屏風山によつて津軽の農業が支えられてゐるわけでございまして、われわれの先輩の非常に大きな知恵なんですね。これをいま枯らしたら大変だと私は思ふのです。

私は、そういう意味で、確かに五十三年来のこの松のくさくさした虫の増えといふのは恐ろしいまでの勢いで進んでおられますけれども、御指摘のように空中散布を適期に行つて、これが一番だと思ふ。正確に行ななければいけません。虫のいわけの活動、生理現象をよく考へて行ふことが必要だと思ひますので、私は、これからは松に対する青少年の関心を高めると同時に、その管理に対しては十分な配慮をするともに、この松のくさくさした虫の終息のために、この法律を基本にして徹底して進んでまいりたい、かように考えますので、御協力

のほどと御理解のほどをお願い申し上げます。次第でございます。

○保利委員 時間がなくなりまして、

空中散布はそれなりの注意を払つてやれば非常に効果があるものでございまして、家庭の中でも害虫が出れば薬剤を散布するわけでございまして、これは適時にやつていただきたいと思ひます。この法律によつて日本の松が守られることを念願して、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○加藤(純)委員長代理 以上にて保利君の質疑は終わります。

続いて、小川国彦君。

○小川(国)委員 私は、松のくさくさした虫の防除特別措置法に關する今回の改正案について、従来の案それから今回の改正案といふものを対比しながら、これから対策のあり方について質問をいたしたい、こういうふうに思ひます。

今度の改正案が、従来の空中散布中心から特別伐倒・除根・樹種転換、こういった総合的対策の方向を示していることは一つの前進であらう、こういうふうに思つております。ただ、ここで、しかし五年前に枯損木の対策、被害地の対策、こうしたことを抜本的に松枯れ対策をやる、こういう必要を主張してきたのが党の主張に対して、政府の方は、航空機による薬剤散布が最も安全かつ的確に防除できる、こういうことで私どもの党の主張を聞き入れなかった、こういうことが一番大きな問題点として指摘されるのであります。この当時の役職員の方々といふのは一体どういふ責任をとるのか。当時、政府委員としてお出になつた方々はどういふ責任をおとりにするの。五年たつて顔ぶれが変わつてしまつたと、それはもうそれで済んでしまふのか、そういう政治責任といふのは、どういふふうにお考えになるの。ございませうか。

○田澤国務大臣 五年前に、確かに、鈴木農林大臣を中心に、当時の林野庁長官はどなたでございませうか、当時のいわけの防除技術をして、またその

当時の松のくさくさした虫の現状等を見てみますと、まああの程度、あのことで完全に五年間で終息できるという目標で進められたと思ふのでございませうが、何せ自然を相手のことでございませうから、これはそのときの五年間の間に、当初考えられたと全然違つた自然現象といふものが起きてくると思ふ。それが、きのうから申し上げておりますように五十三年の異常気象といふものがやはり大きな原因になつてゐると私は思ふのでございまして、そういう点では、自然を相手のこの松のくさくさした虫の防除に対する認識といふものは、自然といふものを全然考えずにやつたといふことに大きな欠陥がございませうけれども、しかし、そういう全然考えられない自然現象が起きてゐることを私たちが考へていかなければならぬ。ですから、私は、もちろん責任は農林水産省にあると思ひます。ですが、その責任をいわけの追及するよりも、私は、むしろこの松のくさくさした虫をいかに防除するかといふことに重点を置いて、今後、その責任を果たすことが私たちの役割りであらう、こう考えますので、そういう点で小川委員の御了解をいただきたい、かように考えます。

○小川(国)委員 前回の五年間の法案の際には、それ以前にかなり長期にわたる林野庁の研究スタッフの調査があり、それを踏まえて政府の方はそれに対してこれを五年以内には完全に終息できるといふ見通しを、その当時の鈴木、現総理です、農林大臣初め林野庁長官、首脳部もやつてきた。この研究陣とそれから首脳部の責任といふものは、やはり厳しく反省されなければならぬ、こういうふうに思ひます。これは、これからまた五年間やられる皆さん方にもその辺を十分踏まえて出発点を決めていきたいと思います。そのときさへ過ぎればいいといふことになつてはならない、こういうふうに思ひますので、その点の五年間の総括をきちんと林野庁自体も農林水産省としてもおやりくださるやうに要望をいたしたいと思ひます。

この五年間やつてまいりました国費の総額は約

四百億円というふうに見られておりますが、国、県全部ひつくるための総額はお幾らになっておりますか。

○秋山政府委員 お答えいたします。

五十二年以降五十年におきまして、民有林におきまして松くい虫の防除事業の実施に要しました国費の累計額は二百七十四億円でございます。さらに、これに伴いまして各都道府県の累計額は百一十一億円でございますので、合計三百八十五億円となっております。

○小川(国)委員 そうすると、この三百八十五億円が松くい虫対策に使用された総額、こういうふうには理解してよろしいでしょうか。

○秋山政府委員 そうでございます。

○小川(国)委員 このうちおよそ空中散布、地上散布をいたしてまいりました農薬の占める割合、それからその中における空中散布のための航空機代の占める割合、これはどのぐらいになっておりますか。

○秋山政府委員 特別防除に要しました民有林の経費は二百一十一億五千三百万でございます。それから、地上散布につきましては二十七億一千六百万、伐倒駆除に百四十四億九百万でございますが、特別防除の中での航空機と薬剤につきましては、ちよつとわかりかねます。

○小川(国)委員 この二百三十八億円の中に農薬代と、主として経費としてかかりますのはヘリコプター代、こういうふうな思ひでございますが、林野庁の方としておよその数字を、この五年間に総額で二百三十八億ヘリ防除をやったその中の農薬代とヘリコプター代というものを、大まかな仕分けで結構でございますから何対何の割合になるか、お伺いしたい。

○秋山政府委員 薬剤費がおおよそ五七%、それから散布費がおおよそ四〇%、その他雑費が三%というふうな割合でございます。

○小川(国)委員 この形が続いてきているわけでありまして、総体で見ると二百三十八億対百四十四億ということで、いままでの推移で見ると、や

はり特別防除、地上防除、いわゆる農薬防除に重点が置かれて、伐倒駆除の方に對してのウェイトは非常に乏しいわけでありまして、これが五十六年度を見ますと、特別防除、地上散布のいわゆる農薬散布は、足しますと四十六億八千万、それから伐倒駆除、伐採跡地駆除を足しますと約十八億七千万、これが五十七年度予算では特別防除、地上散布は四十二億、これが農薬散布。それから特別伐倒駆除と伐倒駆除、それから伐採跡地駆除、これを足しますと約二十四億、こういう数字になろうかと思ひますが、こういうふうには理解してよろしいでしょうか。

○秋山政府委員 特別伐倒駆除につきましては、これは五十七年度新たに計画する予定になっておりますが、これが十億九千九百万、それから特別防除が三十八億一千九百万、地上散布が四億八千万、伐倒駆除が十二億一千三百万、こういうことになっております。

○小川(国)委員 私は、松くい虫退治の方法として、いわゆるヘリコプターを使って農薬を上からまく、下から農薬を散布する、こういう方法と、もう一つは伐倒駆除という方法、考え方として大きく二つに分けておられるわけですね。そういうふうに分けた場合に、五十六年度予算でいくと葉の防除が四十六億八千万、それから伐倒駆除が十八億七千万、それから五十七年度予算で行くと、四十二億対二十四億ということで伐倒駆除の方がふえてきている。こういう傾向はこれから五年間の推移の中ではどういふふうにお考えになるか。早く言えば葉と伐倒との割合というかその比重を、これから五年間どういふふうにお考えいかれるのか、その点をお伺いしたい。

○秋山政府委員 今後の松くい虫防除に当たりましては、まず予防措置をいたしましてこの特別防除をするわけでありまして、同時に、今後の感染源をなくすという面からやはり伐倒しを駆除するということが重要でございます。この兩者を併用いたしまして今後の被害の終息を見てまいりたい、かように考えているところでござい

ます。そこで過去五年間の実績を見てまいりますと、やはり特別防除だけでは被害がなかなか終息を迎え得ませんので、私どもいたしましては今後やはり特別伐倒駆除というふうなことで、伐採してチップ化あるいは焼却するというようなことを特に重要な松林について徹底的にやってみようというところでございまして、今後兩者の併用を考へて終息方向に持ってまいりたい、かように考えておるところであります。

○小川(国)委員 その併用の割合ですが、それは地方自治体が現実に実施してきている状況を見ますと、農薬散布よりも伐倒駆除に力を入れてきています。特に、この五年間の推移を見まして、被害の大きかったたとえば、茨城県はこの五年間に農薬の散布は十三億三千三百万円、それに対して伐倒駆除には倍近い二十七億八百万円、あるいは愛知県を見ますと、農薬の散布が四億二百万円に対して伐倒駆除は十八億四千五百万円、鳥取県が農薬散布が六億八千五百万円に対して伐倒駆除が十八億七千七百万円、こういう数字が上位にランクされる三県を見ても、伐倒駆除に倍かきさらには三倍、四倍という力をつけてきているわけです。これは早く言えば、ハチの巣の根源をたたくと同じように伐倒駆除が一番根本的な対策だということ、第一線で苦闘している都道府県の実感でこういう予算になってあらわれてきていると思ふのですね。それから見ると、いまの長官の答弁は併用していくという考え方で、これは第一線で五五年間苦しみがいろいろな経験を積み重ねてきて伐倒にウェイトを置いてきた地方自治体の行き方に対して、長官の答弁では併用していくという漠然たる考え方、これでは根本的な対策が立つのかという疑念を感じるわけです。この割合を今後一体どうしていくのか。単なる併用ではなくて、こういう都道府県、自治体によってきた実績にかんがみてどういふふうにお考えになるか。

○秋山政府委員 ただいま先生御指摘の中には、各市町村におきまして自主的に防除された部分も入っていると思ひますが、国のこれまでの実績について若干御説明申し上げます。特別防除につきましては、五十二年二十七億、五十三年三十五億七千万、五十四年四十一億六千万、五十五年四十一億六千万、本年も同じであります。それに対して伐倒駆除の方は、特に五十三年度におきましてこれまで被害でございました地域に異常発生をしたということもありまして、予備費を約五億導入いたしまして、これを伐倒駆除に向けた関係もございまして、五十二年は二億一千万でございましたが、五十三年に八億二千万、五十四年に四億六千三百万、五十五年に十四億四千八百万、五十六年には十七億三千八百万というふうには伐倒駆除による部分も漸次増加してきてきております。

一方、空中防除につきましては、先ほど私が触れましたとおり、五十七年是一部まかなくて済む部分もございまして一割減になつてきておりますが、他方、伐倒駆除の部分にはふえてまいっておりますので、当面は兩者を被害の実態に合わせながら進めてまいりたいと思ひます。このように傾向も含めて申し上げた次第でございます。

○小川(国)委員 どうもその辺、長官の姿勢が併用という形で、まさに国の方を見ますと葉、ヘリの方の倍を使つてきている、こういう形です。地方自治体の財政負担の状況を見ますと、地方自治体は、これも国の倍近い負担割合をしてきているわけですね。茨城県では国費が十七億五千二百万に対して県費は二十七億四千四百万、愛知県は国費が五億二千九百万に対して県費が十七億一千八百八百万、鳥取が国費八億四千五百万に対して県費十七億一千七百万、こういうふうな、いずれも本来なら国が七割ぐらい補助するというのが一般の農林水産行政における補助状況なんです。これで見ると、国はもう対等に出しているところはいない方でありまして、むしろ二分の一か三分の一しか負担していない、こういう状況になつていまして、こういう状況の中ですら伐倒駆除に自治体が力

を入れているのは、伐倒除がやはり根源を断つ方法だと考えているわけなんですね。自治体の対応から見れば、国も伐倒除に今後七割、八割、最終的には九割ぐらいの力を注いで、農業による空中からの、地上からの散布を減らしていく、こういう考え方が生まれてこなければならぬと思うのですが、この点はいかがなんでしょうか。

〔加藤(総)委員長代理退席、渡辺(省)委員長代理着席〕

○秋山政府委員 私、併用と申し上げましたのは、マダラカミキリが材線虫を腹に入れまして松を後食いたしまして被害を及ぼす時期が、全国的には五月から六月にかけて若干ずれがございしますが、やはりこの時期に一齐に予防することが、現在の被害が非常に激甚の場合にはどうして私には必要だろと思ひますので、そういう方法をとらねばならぬ、また被害が出たところについては特別伐倒除とか伐倒除によってやっていくというふうな方法をとらねばならぬ、なかなかいまの二百萬立米に及ぶような被害のところにについては終息できませんので、まずは両方うまくかみ合わせて、被害の現況に合った形でいくことが大事ではないかと考えております。

○小川(国)委員 何遍聞いていても、五年間の対応策についての地方自治体の第一線が苦勞してきている状況というものを林野庁は把握してない。把握しているかもしれないけれども、それができない状況というのを、私は、この五年間の中に林野庁がつくってきたと思ふのです。私はその一面を、農薬会社とか農薬団体あるいは航空団体、こういうところに林野庁の幹部が大変に天下りをしていて、こういう事実がござい

ます。具体的に名前を申し上げますと、社団法人林業薬剤協会というのがございまして、この会長大政正隆という方は林業試験場長を三十一一年六月に退官されて、この社団法人林業薬剤協会に行っている。それから専務理事の谷井俊男という方は林野庁の監査官を三十八年六月に、同じく林業薬剤協

会の開発部長の伊尾木稔という方は林野庁の監査官を四十五年八月に、同じく主任研究員の川崎俊郎という方は林業薬剤研究所室長を五十五年一月に、いずれも林野庁から林業薬剤協会に天下っている。

それからもう一つは、農薬の取り扱い数量で見ますと、薬剤が二種類散布されているわけでありまして、M E P と N A C、こういう薬剤がございまして、このうちの N A C という薬剤は井筒屋セビモールという商品名で、N A C 四〇%の有効成分含有量で井筒屋化学産業株式会社がつくったものが使われているわけです。

〔渡辺(省)委員長代理退席、委員長着席〕これは散布量でいいますと、五十二年に二百六十二トンだったものが五十二年三百三十七トン、それから五十四年四百五十六トン、五十五年は五百三十八トン、この四年間に N A C が二・一倍もふえてきているわけですね。そして井筒屋という化学会社に大西孝という林業試験場の九州支場長が技術顧問として、それから梅本喜一という林木育種場の支場長が東京出張所の監査官として、それから秋保親樹という東京出張所の監査官が東京出張所の次長に、名古屋出張所の課長の北田五郎という方が岡山出張所長に、そのほか川野秀雄、武藤和也、勝毛忠雄、坂之上泰雄という方も井筒屋化学の調査役、技術顧問、営業所長というふうな形で天下っているわけです。この天下りがふえるほどに井筒屋化学の薬の受注量がふえていく、こういうシステムができていっているわけですね。

このほか中外製薬とかヤマダ産業に天下った人もおりますが、大きいのは井筒屋化学というものが農薬の約半分を納入しておいて、そこに林野庁の幹部が次々と天下っている、こういう実態がござい

ます。こういう実態について大臣や長官、一体どういうふうな考えられますか。第一線では一生懸命伐倒を主力にしているときに、一方であくまでも農薬散布だと言っている。しかし、言い続けている

陰でこうした農薬メーカーに次々と林野庁の幹部が天下っていく、それによって受注量もふえていく、こういう仕組みは、私は林野行政が本当に松くい虫退治に取り組んでいる姿勢であるというふうには見られないと思うのですが、いかがでございますか。

○秋山政府委員 薬剤の散布量につきましてはただいま先生お話しのとおりであります。この選択につきましては各都道府県の自主性に任せて実施してあるわけでありまして、この N A C の方にしましては、ヒノキに対するところの被害がな

いというふうなこともございまして、隣接にヒノキ林等がある場合にはこちらの方がそういう意味での被害がないということもございまして、こちらが最近ふえてまいっているわけでありまして、私ども、これはあくまでも地域の林況あるいは地況に応じてそれぞれ選択をさせておるところであります。

○小川(国)委員 長官、肝心なことに答弁してないのではないですか。農薬の選択は都道府県に任せてある、こういうことをおっしゃってありますが、私が申し上げたように、社団法人林業薬剤協会というものはこの薬剤の配布なりそういうことに対してのメーカー団体として存在しておいて、そこに林野庁の幹部が天下っている。それから具体的に納入しているメーカーにも天下っている。要は、買っているのは都道府県だと言っている。ですが、こういうようなあらわれてきている数字とか天下りの実態というものを、長官、どういうふう

に責任を感じるのか、これは当然だと言っている。お考えになっていらっしゃるのですか。

○秋山政府委員 林業薬剤協会がございまして、これは林業薬剤それから施用技術の開発を行なうとして、その普及を図って林業生産性の向上に寄与するということでありまして、中身は試験研究、普及、資料の収集、交換、研究会というふうなものを実施してあるところでございます。これは今後の新しい薬剤を開発していくという協会であるというふうに理解をしております。

それから、私も、いまそれぞれの会社に入っている方は、技術面でそれぞれの経験をもちてございまして、それが買われて就職したものと考

えております。

○小川(国)委員 しかし、現実には九名もの林野庁の役員が天下っている、その会社の薬だけがふえていくというのとはちょっと異常に感じられるのですが、しかも、ヒノキに害がないということ

でこの会社を採用したということなんです。林業薬剤協会というのは、メーカーが三十七社、デ

ィーラーが四社、そのほかユーザーが三社、一公団、三団体、個人が二名というのが入っているの

ですが、これが、林野庁から天下った二人が業界団体のいわば会長と専務を占めているわけなんです。この中にいづれも関係メーカーが入っているわけですね。こういうような形はどう見ても林業の行政と業界の癒着というほかは見えないわけ

ですね。業界団体、業者を全部集めて協会をつくって、会長と専務は林野庁から行って、しかもその中から業者が選ばれている。しかも特定業者だ。これらの団体に天下った実態というものがあ

当をいたしておられないわけでございます。
○小川(国)委員 なるほど、なかなかうまい答弁でございます。

皆さんの方は、先ほどのお話のように五十六年度では四十六億、ことしも若干減らしましたけれども四十二億。この金を各自自治体に配分しているのは林野庁なんです。その補助金をもらった自治体がこの井筒屋に発注をする。それは都道府県がやっていることだからこれは関係ない、こういうことなんです。現実にはこの九名の人の中には、五十六年四月とか五十六年十二月とか、公務員法で言えば、国と直接取引のあるあるいは職務上関係のあったところには二年間就職できないという公務員法の厳しい規定がありますから、国が直接井筒屋に発注したのであれば、そこへ行ったことはこの二年間の規定に触れる、しかし都道府県が直接業者に発注している限りではこれに触れない、こういうことなんです。法では触れないかもしれませんが、しかし、どう考えても、国がこれだけの、五十七年度四十二億という農業の予算を組み、それを都道府県に落としてその半数近くが井筒屋に発注されて、そこに林野庁の幹部が行っているということ、これは癒着としか私どもは理解せざるを得ないので、法には触れないかもしれませんが、しかし、法に触れると同じような行為がここに行われていると私は思うのです。大臣、いかがでしょうか。これから五年間、国は毎年大変な六十億を超える予算をつぎ込んで、五年間真剣にやらなければならぬというときに、こういう癒着の構造が続いていく。林野庁長官の答弁で言えば、これからまだ両方併用していくのだという考え方は、こういう癒着の構造があるから、先輩が行っている、同僚が行っている、だからそこに仕事は半分向けていかなければならぬ。これじゃ松枯れはとまらないですよ。いかがでしょうか大臣、こういう癒着の構造を正す考えはありますか。

○田澤国務大臣 薬剤の購入あるいは薬剤散布の行為については、都道府県あるいは市町村、森

林組合あるいは航空会社等と適正な契約を進められているわけでございます。本来なら疑惑を持つゆとりはないと私は思うのでございますが、いま御指摘のような、仮にも疑惑を持たれるということだけでも防除に対しては大変な障害になると思いますので、今後、私たちは、こういう点、いま御指摘の点については十分注意をして、そういう疑惑を持たれぬような状況を進めてまいりたい、かように考えています。空中散布に重点を置いていてということとは直ちにこれにつながるというような解釈は私は当たらないもの、こう思いいます。

○小川(国)委員 もう一つ、私は、ヘリコプター会社の問題についてたゞしておきたいと思うので。この四十二億に上る農業をこれからまた散布していく。この配分を取り仕切っているのが、社団法人農林水産航空協会という協会がございす。この会長が正井保之という方でありまして、この人は元農林省東京営林局長。それから常務理事の上田浩二という方が常勤で、これが元農林省植物防疫課の係長。それから理事の中に下山一二という元農林省農地局の技官であったと言われる人、中沢三郎という元農林省水産技術会議におったと言われる人、それから遠藤武雄という元農林省植物防疫課の課長補佐をしておった人、監事に佐々木亨という人で、元農林省の東北農政局、これは時間が少なくて完全に確認できなかったのですが、いずれも、農林省の出身者がこの農林水産航空協会の役員、理事で天下っているわけなんです。ここが松くい虫を防ぐ薬の散布のヘリコプター会社を全部会員にしまして、これをまたこの団体を取り仕切っているわけです。この加盟のヘリコプター会社は、日本農林ヘリコプター、朝日ヘリコプター、東亜国内航空ヘリコプター、日本ヘリコプター、インペリアル航空とか、ずっと十六の航空会社があって、これらが五十七年度二百十六機空中散布の運航予定というふうに言われているわけでありす。

ところが、この航空協会は、ヘリの防除を受注いたしますと、その中から約三分の会費を取る、こういうことになっていくわけなんです。ちょうど建設業界が、工事を受注するとその何%かを会費に納めるように、こういうヘリコプター会社が散布の受注をするに三%近い会費を納める、こういうふうになっているわけですね。だから、そうするとこの農林省の認めた社団法人というものは、まさに農薬防除のための仕事の中で収益を上げていく、こういう仕組みになっているのです。これはいかがなんでしょうか。ここで全部采配をやらせているわけですか。

○小島政府委員 農林水産航空協会の役割りはいろいろあるわけでございますが、農林水産業にヘリコプターを使います場合の技術の開発、乗員の養成、訓練、あるいはお話しにございましたような機体の運航に関する計画を役所の指示によってつくっておるわけでございます。

その主なねらいと申しますのは、御承知のように、農林水産業でヘリコプターを使いましたはしり水田防除でございますが、各実施母体がそれぞれ航空会社と契約を結ぶわけでございますが、めいめい勝手に発注をいたすということになりますと、非常に端角的な例で恐縮であります。三つの地区がそれぞれヘリコプターを呼んでくるということになりますれば、作業をしない運航時間というものは当然長くなるわけでございます。それによるコスト高というのを招来いたしますのと、あわせて、機体数が少ない場合には取り合いということにもなりかねないわけでございます。

そこで、全体の計画を国が都道府県を通じて実施団体から集めまして、それをまたにいたしまして、全体の保有機数をもたしていかにするかば全体の需要を充足し得るかという計画をこの協会につくらして、その計画に基づきまして各実施団体がヘリ会社と契約をする、こういう仕組みになっておるわけでございます。

森林防除の方はおくれで発注いたしましたものでありますので、おおむね水田につきましての航空防

除の仕組みをそのまま取り入れまして実施をいたしておるわけでございます。したがって、航空協会の会員でありますところの航空業者、もちろん利用者側の団体も入っておるわけでございますが、それぞれ会費負担をさせていただいて会の運営をいたしておるわけでございます。航空協会といたしましては、利用料収入の二・九%をもって会費としてちょうだいいたしておるわけでございます。

それから、役員の構成についてお話がございましたが、この協会の常勤の役員には確かに二十年ほど前に役人歴を持っている人がおるわけでございますけれども、その後いろいろな経歴を置きまして今日に至っている人でございます。俗に言う天下りというふうなものと私どもは理解をいたしておらないわけでございます。

それから、非常勤の役員の中にも公務員歴のある方が入っておりますが、これは、それぞれの関係団体の役員の資格において入っておるものでございまして、当然報酬を伴う地位ということではないわけでございますので、いわゆる会員の代表のような形で理事に入っていたらいておる、こういうものでございす。

○小川(国)委員 林野庁に伺いますが、五十二年から五十六年まで実施してまいりましたこの松くい虫防除のための運航費はそれぞれお幾らになっておりますか。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕
○秋山政府委員 この運航費につきましては、現在わかりません。

○小島政府委員 農林水産航空協会の会員が国の補助事業にかかわる松くい虫防除によって得ました運航収入、これが総額で約十七億円になっております。

○小川(国)委員 いまの数字は、五十六年度までの数字でございますか、五十六年度単年度の数字でございますか。

○小島政府委員 失礼いたしました。単年度の数字でございます。

○小川(国)委員 参考のために五十二、五十三、五十四、五十五年の数字をお示しいただきたい。

○小島政府委員 ただいま五十六年度単年度しか持ち合わせておりませんので、後刻調べまして御報告申し上げますが、それほど大きな数字の変動はなかったと記憶いたしております。

○小川(国)委員 それほど大きな数字の変動がないというふうに見ますと、五十二年から五十六年まで五年間で、年度平均十五億にしまして七十五億、これだけのヘリコプターの運航費があるわけです。そうすると、この七十五億の運航費の中から、いま園芸局長がお答えになったのは私は二・九%と理解しておりますが、この運航費の中からチャーター料を取り出すのは何%ですか、正確な数字を言ってください。

○小島政府委員 ヘリ会社は機体の運航作業をいたしまして、その対価を実施団体からちょうだいをしていただくわけでございます。その単年度の収入総額が十七億と申し上げたわけでございます。それから、二・九%と申し上げましたのは、そのヘリコプター会社の収入の中から、農林水産航空協会が会費として事業割りに徴収いたしております。その率でございます。

○小川(国)委員 いずれにしても、単年度で十七億、五年間で言えば七十億前後になるわけでありましょう。その数字の中からも当然二・九%の会費がここに納められるという仕組みになるわけですね。考えてみますと、私、各都道府県に、一体この農業を散布するヘリコプターはどこに依頼しているのかと聞いたら、一様に返ってきた答えが、この農林水産航空協会にお願いしております、ということなんです。

そうすると、何もこうしたことをこうした団体に頼んで、しかも三%の会費を払わなくても、林野庁の中で当然これだけのヘリコプター会社の――それは確かに言われるように、水田の農業散布時期もありましょう。それから松くい虫で五月初旬から七月初旬までまかれる時期がある。しかし、その調整を何もこの航空協会に頼んで、そ

して七十億円の三%を払わなくても、直接林野庁がこの配分ぐらいいは、航空の運航調整ぐらいいは、林野庁のデスクプランでできる仕事じゃないですか。行政改革を叫んでいるなら、こういう役人が天下った外郭団体を通さなければヘリコプターも飛んでこない。こういうところに私は行政の弛緩があり、さっきの天下りの癒着が出てくると思うのですよ。だから、そういう点から言うならば、こういう団体に飛行機の運航配置をするぐらいいは、俊英な方々がそろっている林野庁、一万人からの職員がいっぱいいる林野庁でこのぐらいいのとはおどきになるのじゃないか、そんなところへ何億ものお金を払わなくても、それだけの費用を伐倒費に回せるのじゃないかと私は思うのです、いかがでしょうか。

○秋山政府委員 農、林、水、合わせましてこの運航計画をつくっておるわけでございますので、私は、いまのやり方がやはり合理的であろうというふうに理解しております。

○小川(国)委員 水田をやるなら、農林省の中に水田をやっている部署もあるわけですね。林野庁もあるわけですね。なぜそれが中でできませんか。このヘリコプター会社、十数社ですよ。持っている飛行機も、使います飛行機も百何機かでございます。その運航計画ぐらいいのデスクプランが農林水産省で直接おできになりませんか。

○小島政府委員 いま林野庁から申し上げましたように、これは林業だけで完結するわけではなくて、農業もあるということももちろんございまして、けれども、いわゆる利用者側の都合で計画をつくるということだけでもうまくいかないわけでございます。機体を持っており仕事をしておる航空会社の都合というものと両方突き合わせまして計画をつくらせんと、実際の計画がうまくいかないということになるわけでございます。

したがって、全国を眺めてみますと、ヘリコプター会社の所在は比較的中央に偏しておるわけでございます。会社の都合だけからすれば近間だけをやらせてもらうというのが都合がいいわ

けでございますが、遠隔の地は非常に来にくい、ないしは非常に高くなる、こういうことになりまして、全体を眺めまして利用者側にとりましても、また作業をする方の側にとりましても最善と思われる計画をつくらせる、こういうのが仕事の仕組みでございます。

○小川(国)委員 どうもそれは私は納得いきません。農林水産省の中に水田を管理している構造改革局も、農蚕園芸局もありますし、林野庁もありますし、その関係者が寄れば利用者の立場に立つてヘリコプター会社を農林省に集めて会議室で、それぞれの御都合を出してほしい、ここの都合はこうだということと総合調整するぐらいいの仕事が、こういうところに何億もの経費を払わなくても、私はできると思うのです。

皆さん方は、先陣のつくった外郭団体を守らなければならぬから理屈にならない理屈をおっしゃっているのだと思うのですが、こういう仕事は、それこそ行政改革で減らす前に、皆さんみずからの仕事があるんじゃないですか。林野庁だって行政改革の対象になって大変な苦勞をなすっている。こういうみずからやる仕事があるじゃないですか。そういうことを外郭団体にやらせて、みずから行革の対象になって苦勞されているということはどうも解せません。この農業の問題もヘリ防除の問題も、林野庁がいま持つておる一万人の職員を本当に有効適切に活用すれば、伐倒除の先頭に林野庁が立ち、民間の労働者も引張つてやっていける体制をつくれるはずですよ。こういう予算を林野庁の赤字克服の一つの有効な事業にできるはずですよ。それを半分以上こういう民間や外郭団体の荒稼ぎに任せておくというのは、本来の林野行政じゃないような気がしますね。そういう反省を込めて、それから、いま出発点なんですから、この五年間やってきたこういう癒着や外郭団体依存の行政じゃなくて、林野庁が、林野行政にもっと真正面から取り組むという姿勢でないかと、私は、これからの五年間の松くい虫対策に非常に懸念を感じます。

最後に大臣に、こういった状態をお聞きいただいて、いま申し上げた問題点を公正な立場で大臣は判断できると思ひます。これを十分踏まえて取り組んでいく考え方をひとつ示していただきたい。

○田澤國務大臣 ヘリコプターの問題については、いま林野庁長官あるいは局長からお答えしたとおりでございますが、しかし、農林水産省として何かとデスクプランで立てる余裕がないだろうかということは、私は検討するに価値がある問題だと思ひますので、今後こういう点は、事実こういう問題に携わっている方々とさらに話し合つてみて、できるだけ農林水産省でやることは農林水産省でやってまいらなければいかぬと思ひますので、そういう点は検討してまいりたいと思ひます。

○小川(国)委員 大臣の改善の成果を期待しまして、質問を終わります。(拍手)

○戸井田委員 次は、竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に関連をして、若干の質問をいたしたいと思います。

質問するに当たつて、私は幾つかの前提に関する問題についても触れていきたいと思います。というのは、この法律をつくる五年前に、私は農林水産委員会の理事としてそのころから関連をしていたわけでありまして、この点については当初、どういふような問題があったかということについても承知をしております。そういうことかいらいたしまして、きょう御出席になつていらっしゃる大臣――秋山長官は当時長官ではなかったわけだけども、多くの方々はもう役所をやめられた。鈴木総理大臣は当時農林大臣だったわけですが、多くはやめられてしまつて、当時の答弁の責任というものは一体どうなるのかということが追及できない。あの当時、これは終息ができるというので、われわれの追及を押し切つて通した法案だ、これが第一の問題です。

それから第二の問題は、この委員会では、委員

会に法案が出てくる前に、当時の閣僚の中にも異議を挟む者がいた。御承知のとおり石原環境庁長官は、何項目かの問題を出して、この法案が出る時にいつでも異議を唱えた。同じような問題が今日やはり続いている。

それから、本委員会を法案として通るときにも、それぞれの政見から修正案や附帯決議が出たけれども、これも賛成、反対、棄権というように形で、大変不幸な通り方をしている法律です。

だから、初めからこの松くい虫の法案というのは完全な形で生まれたものじゃない。初めから奇形児なんだ。その奇形児が、五年間たった今日において、依然としていままでの議論があるようにそのまま継続——そのままではない、多少予算の組み替えをしたけれども、根源におけるところの問題に触れることなしにこれを継続しようとするところに問題がある。こういう問題を私はまず先に申し上げておかなければ、なかなか本論に入りにくい。この総括に対する意見の一致、認識の一致がなければ、この法案をこのまま継続する意味がないじゃないか。つまり、四百億の中央、地方の金を使つて、この行財政改革のなかに松はどどんと枯れていくのですよ。それで、これを五年間に終息する確信があるのかどうか、まずそのことを私は聞きたい。

○秋山政府委員 五十二年の松くい虫防除特別措置法成立以来、私もといたしましては全力を挙げてこれに取り組んでまいつたところでありますが、その後の異常気象等によりまして、従来被害のなかつた地域、さらには被害があつた地域につきましても、異常な発生を見たところであります。したがって、それに対しては予備費を投入しまして伐倒除根をするとか、あるいは林地転換のための経費をさらにこれに投入するとか、緊急治山の経費を投入するとか、いろいろとその後対策を講じながらやっております。さらにはこの五年間の成果につきまして中央森林審議会の中に松くい虫対策部会をつくりまして今後さらにこれを

をより合理的、効率的な防除方法はないかということで検討した結果、今回御審議いただいておりますような松くい虫被害対策特別措置法案の内容を策定した次第でございます。したがって、私どもは過去の五年間の実績の反省の上に立ちまして、異常に拡大した被害をできるだけ早く終息するといふいわば特例的な措置をいたしまして、今後、従来の特別防除に加えまして特別伐倒除根、さらには林地転換、また市町村の協力体制等を総合的に実施しまして、できるだけ早くこの被害を終息させたい、かように考えておるところであります。

○竹内(猛)委員 大臣、どうです。

○田澤国務大臣 いま長官から答弁があつたとおり、過去五年のいわゆる責任の問題でございますけれども、これは確かに当時の防除技術からいって、また当時の松くい虫の被害状況からいって、この対策で進めたならば必ず五年間に終息できるという目標で進めたことは事実でございますが、自然を相手のことでございますので、その後大きな変化、自然からくる大きな原因によつて今日の状況を迎えたわけでございまして、それは先ほど来申し上げておりますように五十三年度の夏のいわゆる異常天候といふものが大きな影響を与えている。またもう一つは、やはり特別防除に対する実施の一つの限界と申しましょうか、それもありまして、また被害木の処理に対する限界等もあつたわけでございまして、そういう点をいま振り返つてみて、それらを含めて新しい法律の姿でいま出しているわけでございまして、決して私たちは責任を逃れようとするわけではございません。むしろその責任を負うために松くい虫の防除を徹底して被害を終息させなければならぬというところでいま努力をしようとしてこの法案を提案いたしているわけでございます。

て、また経費を投じて随時防除技術の開発のためにも努力をする、そして五年間に松くい虫の防除に万全を期したい、かように考えているわけでございまして、その点は御理解いただきたいと思つてございまして。

○竹内(猛)委員 なかなか理解ができないのです。がね。というのは、前回の五年間のときに、確実に縮小する、こういうことを大臣が誓つておられる。その間に確かに異常天候といふのはありました。ありましたが、これは昨日の議論のとおり別にそのときだけが異常天候じゃない、前回もそういうことがあつた。にもかかわらず、材線虫とマダラカミキリというところに問題を集中をして、そしてその方向にいつていない。だから私は、他の法案なら五年間たつてもう成果をうやむやにすることはできるかもしれないが、つまり、自然現象と自然社会を相手にするものは五年間たてば必ず結論は出るんだ。これは出るんですよ、現に出ているんだから。そういうことについて、もうそのときにはこの皆さん、恐らくここにはいないかもしれない、同じいすにはだれも一人も座つていないかもしれないが、しかし住民はいるのですよ。やはり松のところに生まれた者、そのところに住んでいた者は、茨城県の人間も茨城県に住んでどこにも逃げるわけにいかない。皆さんはここにいらつしやらないかもしれない。だから、そこで政治の責任をどうとるかという問題はこの議論のときには一番大事なことになる。政治が信頼されるかされないかという問題なんです。これが第一。

第二は、皆さんのところで働いていらつしやると思うのですけれども、朝日新聞の二、三日前の投書欄の中に——これは命がけで投書したと思う。現に法案が審議をされている中に、この北村さんという方は農林水産省の職員でしょう、この方が明らかに証言しているじゃないですか。

〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕
同じ新聞の中に、三百カ所の空中散布をやつたけれども空中散布によつて救われたところは一カ所もないということも書いてある。もしそれがうすなら農林水産省は朝日新聞に抗議を申し込むべきですよ、いま審議をしているのですから。そうでしょう。その抗議をしたということも聞いてない。そうすると、この朝日新聞の両方の記事を確認したということになるじゃないですか。そうなるでしょう。しかも、恐らく各支局を通じて松くい虫の空中散布による被害あるいは危機、心配、こういうものでたくさんの方の投書があつたはずだ。こういうことは知つておられるはずですよ。それにもかかわらず依然として唯一の方針としてマツノザイセンチュウとマダラカミキリに集約する。

三つ目の問題は、私はこの間茨城県の現地に行きました。これは私の常時住んでおられるところだからもう説明を受けなくてもよくわかる。その後でも現地に行つたのです。それですから仮に——先ほど保利耕輔さんからお話があつたように、虹ノ松原にも行きました。林野庁の誇る有名なところというものは、そういう特殊なところを誇つておられるけれども、ここでも年じゅう空散をしなければいけません。残る山に毎年毎年空散をしなければいけない。そうすると、予算はどどんとふやさなければいけないということになる。きのう岡山県の水田さんがこで言つたように、竜の口の国有林の話があつたでしようが、あれも三年間続けてやつて四年目には真つ赤になつちやうた。この枯れたやつは別ですよ、切つて捨てちやうたのですから。ところが、これから守つていくものについて、あの方式だけではますます予算をふやさなければ乗り切れないということになる。だから、どうしても松くい虫のこれからの方法については根源的に何が問題であるのかという総合的な対策といふものを立てなければならぬ。

そこで、松くい虫の名称の問題に入ります。けれども、名称は依然として松くい虫の法案として、若干は変わったかもしれないが変つてない。答弁を聞いてみると、長官も大臣も言うの

は、総合的にやると言っている。そういう答弁が出るんら、やはり松枯れに対する総合対策というように名前くらい変えた方がいいじゃないか。どうです。

○田澤国務大臣 責任の問題でございしますが、先ほど申し上げましたように、私たちはやはりまず松くい虫被害を徹底して終息するということが責任をとってまいらなければならない。もし被害がますます拡大するようでは、農林水産省の信頼にもかかわることです。私たちはこの法律を基本として終息のために最善を尽くして国民の期待にこたえなければならない、かように考えております。

また、朝日新聞の投書は私も読みました。空中散布というものが余り効果がないという意味の論文でございしましたが、ただあの人の論文について遺憾なのは結論がなかったということです。しかれば何によって松くい虫を防除できるのかという対策がなかったということが非常に残念だと思っております。そういう意味で、松くい虫の防除のためにみんなで官民一体になってこの運動を展開していかなければならないと思っております。そういう点では私は非常に遺憾だと思っております。先ほど保利委員から適時に空中散布さえすれば必ず効果があるというお話がございました。また林野庁の研究の結果もそういうような結果が出ておりますので、予防の意味でも空中散布はぜひ今後進めてまいらなければいかぬ。そこで、基本的には総合的にこれを進めていかなければならないと私は考えております。

ただ名前については、今回松くい虫被害対策特別措置法と被害対策を加えたということは総合的な意味を含めるものでございますので、そういう点はどうぞ御理解をいただきたい、こう思います。

○秋山政府委員 ただいまの大臣に若干補足をさせていただきますが、先生御指摘の松枯れ対策というふうにおっしゃられる場合におきましては、私も申し上げている松くい虫が運ぶところの材

線虫による枯損以外に、公害等による枯損松も含めた対策というふうにも私も理解しているわけでございしますが、私も本法案を出すに当たりまして、長い間林業試験場等におきまして研究した結果であります。現在松林に発生しておりますところの被害は異常でございまして、あくまでもこれはマダラカミキリがもたらしたもので、マツノザイセンチュウがその主犯であるということでございます。

そこで、当面はまずもってこの異常な被害を終息させるということが私どものいまの対策でございまして、そこで大臣が申し上げましたとおりあらゆる方法を体系化しているわけでございします。

そこで、私もその法律の内容をはつきりあらわすという意味におきまして、松くい虫被害対策特別措置法というふうに案で命名しているわけでございします。したがって、今後、松にはそれ以外に枯れるものはないとはもちろん断言できませんが、いずれにしても異常な被害を起しているものとマツノマダラカミキリが媒介する材線虫でございしますので、それをまず徹底的になくすという趣旨でこの法案の名前をつけております。

○竹内(猛)委員 そう言うけれども、実際五年間で一番松の被害があったのは、きのうから言うところの気象条件だとおっしゃったでしょう。茨城県が二十数倍にふえたのはあのときの干天と高温だ、こうおっしゃったじゃないですか。松くい虫だとは言わないでしよう。それはどういふわけですか。

○秋山政府委員 元凶でございまして、この材線虫でございしますが、これにつきましてはいままで実験室でいろいろとその生態を調べた結果、二十五度前後から三十度になりますと相当のスピードで増殖するということがございます。また、マダラカミキリも温度が上がりますと繁殖が高まるわけでございますが、一方、松の方は蒸散作用と導管を通る水のアンバランスによりまして弱体化する、そういうふうな高温少雨というふうな異常

気象の中におきまして相乗的にこれが松にマイナス面でおおさつてきた、こういう意味で被害が異常に発生したというふうにも私は理解しております。

○竹内(猛)委員 この議論はきのうも続けたから僕は意見として申し上げますけれども、茨城県が二十何倍になったということは確かに気象条件、土壌条件いろいろあると思うのです。実際は総合的なものなんです。同じ気候のもとではどうです。長野県やあるいは福島県や北海道、そういうところは温度の関係もあるでしょうが、まだ高いところには被害がない。だから、気象条件ばかりに逃げ込んでしまってもぐあいが悪い。やはりやり方に問題があるんだということ、やり方の総合性に問題があるんだということではつきりしておかないと、私は、また五年後に言わなければならない。五年後には皆さんはいなくなるかもしれないけれども、われわれはまた五年後にこへ来てやらなければならない。その五年後のために明らかにしておきます。

そこで、環境庁来ていると思うのですが、宮城の前松が非常にきれいな緑ではつらつとしていて、あれはどういう手当てをしておりますか。

○高峯説明員 皇居前の松につきましては、皇居前の景観はわが国唯一の非常に貴重な景観であるということがございまして、松の管理には非常に重大な注意を払って管理いたしておるところでございします。特に松くい虫のお話がございしますので、その点につきましてはマツノマダラカミキリを駆除することはもとより、樹勢を損なうことのないように配慮する必要があります。したがって、毎年薬剤散布、薬剤をいたしましてはパイエタン、セビモールというのを散布いたしております。そのほかに施肥、松のこも巻き等行つて管理に徹底を期しておるところでございします。

○竹内(猛)委員 どれくらいの面積でどれくらいの金を使っているかということをお聞かせ願ひければ、あたりまえの話をしたためです。

○高峯説明員 皇居外苑の面積は九十五万五千九百八平方メートルでございします。その中に松が二千三百五十三本ございします。手入れのための予算でございしますが、五十六年度におきましては一千三百四十六万六千円を計上いたしております。

○竹内(猛)委員 御承知のとおり、二千三百五十三本の松に一千三百四十六万六千円というお金を使つて手入れをすれば宮城の松のようなきれいな松ができるんですよ。だから、虹ノ松原のように歴史と伝統のあるところで松がきれいになるのはありがたい。あれもか。あいうところを枯らしてはいけない、だれもか。だから、虹ノ松原、虹ノ松原と言つたり、宮城というのが出てくるのはあたりまえの話だ。

いま、ここに幾つかの資料がありますが、私のところでは日本三大公園と言われる水戸の偕楽園の松が枯れた、鹿島神社の松が枯れた、それから土浦市の中の城址である亀城公園の松が枯れて、四、五日前にこれを切った。その亀城公園にはかつて二百本の松があつて、これに毎年二百万円ずつの散布をしていた。注射もした。これが枯れてしまった。そういうようなことで、いま現在五十本しかなくなつてしまつておりますが、こういう中で国宝であり、県からも保護されている松がそういうふうになつていく。そういう状態で手をかけてもなおかつ枯れてしまふというところに気象条件とかそういういろいろな条件があるわけだが、手をかけて努力すれば守れるということとはもうここではつきりするわけですから、そこで松の林というものは今後持続する場合にどのような手ほどきをするかということ、材線虫だけに頼らないで、どうしてももう少し他の工夫をしていくということとはできないものかどうかということ、を、この際、いまの宮城の前松と比べて私はなお執拗に要求をしたいと思つたのです。

林業試験場の話を聞いてみても、課長さん、部長さんの話を聞きましたが、もう材線虫とマダラカミキリに決めたんでしまつていく。他の要因というものに対して余り振り向きもしないような感

じがしてしようがない。だから、現在、駆除の真つ最中に、五年間たつてまだマダラカミキリと材線虫にだけ問題を求めようとしているところに何か不自然なものがあるのじゃないか、こういう感じがしてならない。どうしてもこれをもっと総合的に検討する気持ちはないのですか。

○秋山政府委員 松の枯損の原因につきましても、先生いま御指摘ございましたが、確かにマツパノタマエによる被害だとか、あるいはツチクラゲ菌による被害だとか、あるいは風害による気象害とかそれぞれございますが、四十三年以来林業試験場におきましてプロジェクトチームをつくりましてやってまいった結果におきまして、異常に激発型の被害が出てくるというのは、やはりマダラカミキリが媒介する材線虫によるところの被害であることがはっきりしております。したがって、当面は、私もといたしましては、この激発型の被害を終息させるということに重点を置くこととすれば、ここにまず焦点を絞ってこの対策を徹底することが一番重要であるというふうに理解しております。

○竹内(猛)委員 いまちょっと大臣、用事があるそうですからいいです。
では、大臣の留守中にちよつと質問の角度を変えますが、文部省見えていますか。文部省はいつから郷土史とかあるいは社会科の中から林業というものを削ったのですか。どういう目的で、いつ削りましたか。

○熱海説明員 お答え申し上げます。
新しい学習指導要領が小学校では五十五年から、中学校は五十六年から実施されることになっております。今回の改定で、御承知のとおり知識の量が多過ぎるから、もう少し精選をして教育する必要があるだろう、あるいは小中学校、高等学校までの教育内容というものを一貫的に見て、整理できるものは整理してほしい、こういうような答申などを受けてまして、実は社会科の教科の構成を今度変えたわけでありまして、

小学校、中学校それぞれ比較的網羅的に取り扱っておった。これをできるだけ重点的に取り扱ったかどうかということになりまして、特に、小学校については食糧生産、工業生産ということで、農業、水産業、それから工業、こういったところに重点を置いて指導していく。ただし、その他の産業についてはそれぞれの地域の実態に応じて取り扱う必要があるだろう、こういうことにしたわけでありまして。

また、中学校については、各種の産業は従来どおり取り扱う、こういう考え方で今度社会科の内容を変えて、その結果、小学校の五年生でいままで取り扱っておった林業、この部分が教科書のページ数などを見ても少し薄くなっている、こういう実態になっておるわけでありまして。

○竹内(猛)委員 きょうからもいろいろお話があるように、林業というのは単に材木をつくることだけが目的じゃないことはわかっていてと思うのです。これは美しい自然を守り、観光あるいは資源、それから生活に必要な酸を出す、あるいは防風林というような形もある。多くの役割りをしていることは御承知のとおりだ。そういう林業とか山というものを教育の中心から消してしまつて、産業中心に重点を置かざる、これは開発中心になるでしょう。要するに、自然破壊というものをだんだん認めざるを得ないような形になってきて、山の中に開発がどんどん進んでホテルができたり、あるいはいろいろな利益誘導機関ができたり、あるいはいろいろなことになってくる。山の自然が壊されていくということについて、もう山などというものは育てていくのもいいんだ、こういうようなことに受け取れるんだけれども、それを否定することはできませんか。

○熱海説明員 お答え申し上げます。
ただいま森林の保護とか、あるいは森林の重要性、こういったものについては社会科でももちろん学習いたしますけれども、理科で相当扱っているわけでありまして、

社会科では、たとえば、わが国の自然の特色を

理解させたりあるいは資源の開発と産業という学習をしておりますが、こういったところでその重要性というものを理解させるようにしております。理科では、たとえば、植物が相互に影響し合っているが成長しているとかあるいは人間と自然のかかわり方、こういったところで森林というものがかかわり大それた、こういうことについて学習しているわけで、森林の重要性とか役割りについては十分指導するようにいたしておるわけでありまして。

○竹内(猛)委員 この問題をそれほど長く議論することはできませんが、私はかつて、小学校の教育の中から農業協同組合というものがなく、ところが農家の人たちはほとんど農協の組合員であるわけなんです、こういうものがなくなつたということについていろいろ取り上げて問題を出したことがあります。森林もそうですし、それから農業というものは国の安全保障なんです。食糧をつくり、そして緑を守り、防風林、防災林、そして酸素を出すということは必要なことなんです。そういうような自然を守っていくという中に美しい人間性が生まれて、その国を愛するという愛国心が出てくる。それをだんだん壊されてしまつて、そして材木は外国から輸入してくればよろしい、山が荒れ放しということでは、これは非常に困るのです。

そういう点で、もっと自分の郷土に愛情と愛着を持つようなそういう教育をなぜ文部省はしないのか。山を守るということでは決して軍国主義とは違ふのですよ。最近では非常に右翼反動の方向に行かうということまで心配をしておるけれども、山は自然なもので、これはもともと非常に平和なものなんです。だから、教育を見直してもらいたいし、やがて農協法の改正の問題のときにはまたもう一遍これをやり返しますから、きょうはこれくらいにしておきます。

さて、今度は林野庁ですけれども、被害木の処理についてはいろいろ問題にしたいのです。被害木は民有林が多いでしょう。被害のうちの大体八割以上が民有林でしょう。そのために枯れた松がそ

のまま残っている。これを除去するのにどういう手法を用いたか。または、今度の計画の中にも地区計画というのがある。市町村が計画を立てる。その計画の立て方について、国、県、市町村というよう上からの指導をするのか。それとも住民が、おれのところは枯れ枯れで困る、どうも松があまりなくなつたから、ひとつ防除の方式を提案する、提案したものに沿つて、その地域住民並びに松の所有者あるいはその地域にあるところの国有林の関係者、特に林政民主化共闘会という、国有林の皆さんが中心になって組織をしているものが県及び各地にあるのです。そういうような民主的な力で一緒になってそれをやるというような考え方があるか。この二点について、まず長官から伺いたい。

○秋山政府委員 地区の実施計画をつくるに当たりますのは、先生いま御指摘ございましたが、やはり地域の自主性をできるだけ尊重して、自主的な松くい虫の防除対策を推進するというのが一番重要だろうと思っております。したがって、これを策定するに当たりますのは、森林所有者の意見は当然であります。被害対策の推進に当たりまして、やはり連絡協議会等におきまして地域の住民の方々の意見を伺うように指導して、実際にこれが動くような計画をつくらなければならぬだろう、かように考えているところでありまして。

そこで、私も、策定するに当たりますのは、直接利害関係者である森林所有者とか、農業、漁業を営む皆さん、さらには松材を利用する方々、それから被害対策を実施する地域の住民の方々をいま考えておるわけでございますが、特に、現段階におきまして労働者の方々の代表を入れる考えはございませんけれども、地域の事情によりまして参加することも当然あり得るだろうと考えております。

○竹内(猛)委員 立て方を、上の方から指導してやるのか、それとも住民から自主的に盛り上げつたものを軸にしてやるのか、そういうやり方が大

事なんだ。さつきから聞いてみると、官民一体と盛んに言うけれども、上からやるのは官民一体じやなくて上意下達ですよ。大体いままでの農政のやり方というのは上意下達なんです。減反なんかまさにその最高のものだ。法律でないものをつくって、それに従わなければ、今度は横の方から補助金をやらないと言っておくかして、おまえが減反をやらないからこつちに補助金がこないじゃないかと、悪いやつは仲間をけんかさせるようなことをやっている。現にそうでしょう、法律でないものを持ってきて、仲間けんかをさせている。農政の上からも、米をつくれ、米をつくれと言つて米をつくらしておきながら、余った米の始末を仲間けんかで減反でやらせる。そういうことだから政治がなかなか信頼されない。

だから、この際、この松くい虫等についても、ぜひこういう方法で駆除をやりたいということがあれば、これは空中散布を望む声があるかないかわかりません。伐倒駆除を要求すれば、伐倒駆除をするために民意を集めてその選択をやる。そのときに、下から起こってきたものであるならば非常にいいけれども、市町村あたりが計画をしてやるときに、賛成と反対があった場合に、賛否の基準、これはだれがどう決めますか。

○秋山政府委員 計画は、あくまでも自主的な積極的防除という体制の中で議論がなされるものと思ひますし、地域の住民の方々の意見も当然聞くように、私ども指導してまいりたいと考えております。

そこで私は、そういう指導をしていきますと、地域住民の方々の中で十分意見調整は図られ得ると思ひます。もし仮に議論が分かれましては、市町村が、法律第四条の二項に規定してあります趣旨に従ひまして、被害の状況あるいは防除効果、さらには、計画するに当たりましては、全体的な防除体系の中におきましての地区の防除をどうするかということに相なるわけでございまして、都道府県でつくりまします実施計画との

調和というようものを勘案しながらこれを判断することに相なると思ひます。

○竹内(猛)委員 これはできる限り総意を結集する中で、森林所有者というのは必ずしもその地区に住んでいるとは限らない。だから、そこで生活をしている人たちの同意を得るくらいのことにはしなければいけません。同意を得ないのにはまかれたのは困つちゃう。どうです、その同意の問題は。

○秋山政府委員 地区の実施計画をつくるに当たりますのは、ただいま申しましたように地域における自主的な防除対策をつくるということでございます。しかしながら、つくるに当たりましては、先ほど触れましたとおり県でつくる計画との調和を図るということも大前提でございますので、そういう中でつくりだされていくわけでございしますが、この防除措置はやはり森林から松くい虫をなくすということでございますので、森林所有者の意見を聞くこととしております。また、被害対策を進めるに当たりましての地域住民の方々に對しましては、連絡協議会等におきまして十分伺うつもりでございます。

〔委員長退席、加藤(紘)委員長代理着席〕したがしまして、被害対策で被害木を伐倒するという関係におきましては、地域住民の方々には直接規制を及ぼす性格のものではないというふうに理解をしておりますので、私は、意見を聞くということを進めてまいればよろしいと思ひております。

○竹内(猛)委員 これは大臣、非常に重要なことなんです。山の所有者というのは大変遠くにいるのかもしれないが、そこに住んでおる人たちはいろいろな産業をしているのです。養蚕もやっていますし、ミツバチもあるだろうし、それから魚も飼っているであろうし、またあるところには水源林もある。こういうところで空散をされたのは非常に困る。そういうことで各地からいままに多くの反対や異論が唱えられたと思うのですけれども、そういうことを繰り返さないために今

度は特別伐倒方式あるいは伐倒方式というように予算も多少組みかえておるようですけれども、この点についても、扱い方について非常に大事だと思ひます。やはり住民の同意、協力を得られるような努力をするということについて、最後に大臣、そういうことについてはどうお考えですか。

○田澤國務大臣 この点については、私は、県あるいは市町村計画の段階でいろいろそういう点を配慮しながら進めていくことが妥当だと思ひますので、あえてそのことを言わなくても、県なり市町村なりの計画の段階でそれらのことを配慮しながら進めてまいるのが一番素直な、しかも効率的な進め方だ、私はこう思ひますので、そういうような方向でするのが妥当じゃないだろうか、こう考えるわけであります。

○竹内(猛)委員 もう時間がないから最後に申し上げますが、茨城県においても大変な松枯れがありました。これも実態手を加えればちゃんとなるのです。たとえば、あそこは林業試験場があるけれども、林業試験場の中の松はやっぱりきれいな松になっているし、筑波大学がありますけれども、あの筑波大学の構内における松は実によく緑を保っている。別に宮城前の松だけじゃない。手を加えてちゃんと努力をすればちゃんと育つのです。ただ最近、燃料の関係やあるいは所有者の関係やいろいろな関係で松がどんどん枯れてしまっているのです。

そこで、この際、山の緑を保つために枯れる松の処理とそれから樹種転換をやつて、そうして本当に山の緑をさらにつくりだしていくことをやらなければならぬ。この間もあつたところで樹種転換の現状を見ました。これは杉にかえていますね。これが一本四十八円から六十円ぐらいしますが、それを補えかえると相当な金もかかります。そういうような樹種転換をしていく。そして枯れる運命にあるものについては、これはある意味においてはやむを得ないとは言えないけれども、これは赤くなつたときには、葉がしおれたときには、ほとんどもう虫がついていっているわけですから、今度は緑が残った部分については毎年空散をしなければいけないという形になるわけだから、そこでやはり虫に強い樹種にかえていく。そのための労働力、それから手法、やり方、それから何をどうするかという点については、何か考えられていることがあるかどうか。

○秋山政府委員 まず第一には、被害木につきまして、森林所有者がやはり積極的これを伐倒し駆除するという態勢にするためには、その資源を有効利用していくということが必要だろうと思ひます。したがしまして、資源を有効利用するためには、やはり伐倒し、それを搬出するための助成措置とかあるいはそれを加工する施設等に対する助成等も私も考えておりますが、さらにチップ等につまして売る先が十分確保されなければいかぬわけでございまして、これにつきましては、パルプ材に利用されるものもありまして、さらには最近特に茨城等におきましては、おがくずと同じように畜舎の敷きわらにするという用途などもございまして、そういう面での利用につきましてさらに積極的そういう協議会等も持ちながら利用してまいりたいと思ひております。それから普通林地等におきまして、現段階でどうしても森林の機能が保ち得ないところにつきましては、思い切つて林種転換ということであることを伐採いたしまして、跡地につましては、その土地、土地に合うように杉なりヒノキなり、場合によつては広葉樹なりを入れていく。また、その土地の中におきまして瘠瘠の面があると思ひますならば、さらに土地改良という方法も含めながら助成措置をするというようなことで進めてまいりたいと思ひます。そういうことによりまして、森林機能をより拡大、充実強化していかねばならぬと思ひております。これらの事業を進めるに当たりましては、やはり地域の森林組合なりあるいは素材生産の業界の皆さんなりに協力を得ながら進めてまいりたいと思ひております。

ます。

○竹内(猛)委員 森林の持つ社会的な役割りとして、緑の効用というようにいろいろな計算をされている中で、水源林の涵養であるとか土砂の流出の防止とか土砂崩れの防止あるいは野鳥の生息確保、それから酸欠の供給というようなものを価格に計算すると、いろいろな計算の仕方があるでしょうが、四十七年を一〇〇とした場合にそれが十二兆八千二百億、それが二十一兆一千五百億というように計算をされている向きもある。それはとり方によっていろいろあるでしょうが、それくらいの社会的な役割りをしている山林、こういうものをもっと育成をしていくということは政治の責任だ。だから、やはり樹種転換をするのなから思い切って樹種転換をして計画的にこれをやっていく。そのときの労働力等々について、できるだけ国有林に働いている皆さんも一緒にやって、やはり地元の労働力を活用する。そしてその地元の者が山を愛するということになれば、せっかく樹種転換をやっても、大企業がまたそこへ入ってきてやったのでは困る。

そういうふうにしてもいいというところが一つと、それから予算の問題です。さっきもちょっと予算の話をしたのが、今度七十三億近いものになっておられると思うのです。それはゼロシーリングの中で努力をしたと思うのだけれども、一体その基礎にならざる被害というものは、予算の問題とは別に自然現象だから、ほとんど虫食いが進んでいったときにはそれは構っているわけにいかない。こういうときにはどうするかという問題がありますね。そこで最後に、予算の問題とそれから山づくりの問題をお伺いして終わりたいと思いますが、これは大臣どうですか。

○田澤國務大臣 山を緑にするということは、私たち日本民族に課せられた課題だと思っております。私は、日本の文化を積み上げるのには、資源のない日本としてはまず教育の積み上げによって人をつくる。もう一つは植林によって山を緑にする。そのことが、いまお話しのように水資源

涵養に大きな役割りを果たす、また災害防除のための大きな役割りを果たす。国土あるいは自然の環境を保全するという面から私たちがこの文化を積み上げていかなければならない。こう考えますので、松くい虫による被害木が林立している日本列島というのはいささか思い入ります。で、そういう点では今後徹底してこの終息のために努力をしたい、こう考えます。

そのために予算の問題でございますが、今回所定の予算を編成してございますけれども、被害の状況によりましてはそれそれまた予算の面についての対策を十分考えていかなければならない、考えるべきであると私は考えております。

○竹内(猛)委員 五年後には本当に予想したとおりにがっかりいくかどうかということを、私もまた新たな角度から提案もこれから同僚がしていきたいと思います。監視をしながら、ひとまずこの質問を終わります。(拍手)

○加藤(紘)委員長代理 竹内君の質疑はこれにて終わります。

続いて、島田琢郎君。

○島田委員 私は、きのうからの論議を聞いておりました。どうも政府当局に厳しい総括、反省がない、こんな感を重ねて強くしたわけです。したがって、私の疑問は晴れませんが、また当然納得がいかないという部分が幾つか新たにいま出てきた、こう思います。この際、その幾つかの点について、再度林野庁当局の考え方をただしておきたいと思うのです。

いま思い起こしますと、五十二年のあの論議のとき、私の頭に鮮明に浮かんでいることは、当時の林野庁長官、大臣も含めて非常に自信をもって終息できる、われわれがずいぶん幾つかの細かな疑問点を投げかけた点についても、きわめて高姿勢にこれは終息してみせるというように誓い、自信にあふれた答弁を繰り返していらした。それが私はいま強く印象に残っているのです。ところが、きのうから各委員もごも指摘をされているように、事態はまさに終息どころか被害が拡散する

という状態になった。非常事態です。ところが今度提出されている改正案は、確かに一部反省と見られるような法案補強が行われている点はある。これは私は率直に評価をしたい。しかし、大事な点がどうも欠落しているばかりか、一層疑問を深めるような点もたくさんある。

そこで、まず口先だけの反省ではいかぬのでありまして、それがしっかりと今度の五年間にわたる実行の中で必ず終息するという目標に近づかなければならない。もう五年前のそうした発言と実績が大きく乖離したことにこりたのか、きのうから大臣以下の皆さんの答弁はかなりその点では自信を失っているという感じもする。しかし当時、私もこれはこのままでは五年で終息できなかつたらどうするかというまで詰めていましたね。しかし絶対できます、一％以下の被害にとどめることは可能です、これもまた言い切り。本来ならば、この三月三十一日での特別措置法が失効した後、別な法律によって対応するということが本当はなっていないければならぬのです。なっていないばかりが大変な事態になっているのですから、私は、まさに非常事態と位置づけていいんだらう。それじゃ、その非常事態に処するのには一体どこにどういう問題点があったかを総ざらいして、総点検してそこをしっかりと補強するということにならなくちゃ、これは口先だけの反省だということになつてしまふのではありませんか。そういう点、私は非常に危惧の念を持っています。一人であります。

その一つに、きのうから繰り返して失敗の原因は何なのか、こう言ったら、その原因の一つに異常気象ということ挙げられた。これは五十三三年を指しているようでありました。しかし私は、あれだけ胸張ったという事実のある限り、いまさら言いわけされてもこれは私どもとしては納得ができません。そもそもこれを実施するに当たって、すべてを網羅し尽くした対応策というものが経験されてその上に立って自信を持って実施するということになったんだと思うのです。その中に異常気象

という要因だつて十分合めておかなければならなかつたはずなので、いまさら異常気象が原因でございましてという御答弁は、これは言いわけにすぎない。

そこで、異常気象とは何だという点をもう少し詰めておかなければならない。というのは、五十三三年のあのいう状態というのは、これから先起こらないという保証もないのでありますから、それにどう対応しようとするかという点も聞いておきます。またこの先五年の間に異常気象が起つたら、また異常気象のせいではございましてと一言で頭を下げて済む話じゃないのです、今度の場合は。この点ひとつお尋ねをしておきたい。

○秋山政府委員 現行の特別措置法制定時、いま先生御指摘のとおり、林野庁といたしましては特別防除を中心とした防除対策で、いわゆる被害程度に終息できるというふうな判断を進めたわけでありましたが、やはりそれまでの気象条件と五十三三年におきましての気象につきましては、たとえば、茨城で申し上げますと、茨城の湖候所始まつて以来のきわめて異常な高温少雨というふうな状況下におきまして、材線虫につきましての研究におきまして昭和四十三年以降の研究でございまして、まだ生息そのものにつきましては、私は、率直に申し上げて不十分な面があつたんだらうと思っております。そこで、以来、大型プロジェクトによりましてこの材線虫の生理的な活動、あるいは毒素を出すかというふうな問題、それから温度に對しましてたとえば九・五度以下ではほとんど生息できない、二十度以下では木にこれを注射ししても活動ができない、二十度を越えますと活動をしてくるというふうなそういう温度との関係、それからマダラカミキリとの関係というものがつきましては、それ以後だんだん成果が上がってきたんだらうと思ひます。率直に言ひまして、その当時の段階では材線虫、マダラカミキリの共生関係につきましても不十分な面があつたと思ひますので、これは、その後のそういう研究成果を私ども踏まえてやらなければいかぬと思つて

おります。

そこで、いま申しましたように、この大発生したときの関係で見てまいりますと、五十一年、二年まで比較的微害であったところ、と申しますと茨城、栃木それから静岡、愛知、鳥取、神奈川というところが特にひどいございましたが、この付近が当時の気象状況を見てまいりますと、異常に高温少雨という結果になっていまして、この六月ないし八月の平均気温がこれまでの年平均に對しまして二・二ないし二・四度アップしたというように、なるとやら、それから雨量におきましては、同じく六月ないし八月におきましてそれまでの年平均に對しまして九十九ミリあるいは百ミリの減少というふうなきわめて異常でございました。当時農業におきましていろいろと緊急措置がとられたことは御承知のとおりであります。そういう中におきまして、これまで微害であったということもありまして、確かに県内の防除に対する体制というものは私には不十分だったろうと思ひますし、この特別防除につきましても、五十二年、五十三年等におきましては被害が非常に多かつたにもかかわらず、わずかに二千ヘクタールぐらいしかでしなかつたというふうなことで、それから一遍に出たために伐倒除等をするための組織がなかつたということが異常発生につながつたという気がいたしております。そういうふうな地域の報告も受けております。

そこで、五十二年、五十三年というふうなだんだんと地域の防除体制が整備されてまいってきておりまして、五十六年におきましては、七十四万から三十九万というとまだ非常に多いでございますけれども、相当下向きになってまいってきておりますので、私も従来経験の踏まえまして特別防除、予防すると同時に今度はやはり保安林等の重要なところにつきましては、徹底的に伐採してチップ化してあるいは焼却するというふうな方法をとったり、さらには、感染源をなくするために普通林地でどうにもならぬところは積極的に伐採して跡を植えかえるというふうなことで機能をつくるというふうなことで、さらには、地元の自主的防除と申しますか市町村、地域の皆さんの積極的な協力、国と県と地元の皆さん全部が一体の体制でやるということが一番重要でございますので、過去のそういうふうな反省に立ちましてこれから一生懸命やりたいというつもりでおりますので、これは御理解を賜りたいと思ひます。

〇島田委員 異常気象に責任を負わせるという考えが依然として長官の頭から消えていない。しかし、今後の取り組みとして、後段のところは私はいいと思ひます。それだけお約束になったのなら徹底してやってもらわねと困りますよ。そして同時に、国会答弁というものは、あなたはいま前任者の発言を否定されたわけだ。異常気象というのは実はやはりうちの方は手ばかりであった、詰めて言えば、それを認められて反省をしています。こういうふうなことは私は受け取りました。だから、余り胸を張らぬ方がいいと僕は思ふのですが、しかし自信は持つてもらわなければいけません。自信と、やはりいま約束したことは守るということと、しっかりと約束してもらわねと、五年たつてまだ五十三年度の異常気象とまた違った気象が出てまいりましてなどここで泣き言を言つたら、私は承知しない。それくらいマダラカミキリ対策はまだまだ研究が不十分だったということなんですから、何もかもこれで絶対やれるなどというふうな考え方で胸を張られるなどというのは国会を愚弄するものだ、私は、いま腹立つてならぬのであります。それは前任者の言われたことだからと言われれば、あなたを責めるのは酷かもしれない。しかし、みんな長官の答弁を信じていままでもわれわれは見守つてきた。結果がこうなつて、いまさら死んだ子の年を数えても始まりませんが、いま言われた言葉はしっかりと議事録にとどまっていけるのだし、また同じようなことをこの席で言うようなことは絶対にないという、そういう毅然たる、いわゆるこの対策に取り組むという姿勢を示したと私は受け取つて次に進みますけれども、以下、お答えになる立場でも、ぜひそういう考えを

十分持つてお答えを願ひたい、こう思つていま

さて、ここで気象庁来ていただいておりますが、いま結論のところまで行つちやつたから、気象庁はお引き取りいただいて結構であります。余り変なことを言うなら証言に立つてもらおうと思つたけれども、そこまで決意を言つたのですから、これ以上深追いはやめておきましょう。

そこで、いま言われた点はかなり法律の根幹に触れるところだから、私はそこで了解はするのですが、さて、いろいろいままでの経過を振り返つてみますと、やはり薬剤の散布というふうなことで、それが最大最高の手段であるということにはならないといふこともきのうの議論でほぼ明らかになつてゐるわけでありまして。私も、率直に言つて、何も薬剤の散布を全面否定するという立場には立つていません。しかし、現行法といひますか、この五年間のやり方をこのままに継続することはだめだ。だから、重心を移して伐倒除、特別伐倒除で徹底的にやる、そしてこのところは空中散布やむを得ないという場所に限定して、それを最小限の範囲で行うべきだというのがわれわれが従来主張してきた点であります。ところが、改正法も依然その軸足がわれわれの主張するような方向に変わつていない。空中散布がまず主で、補完的に伐倒除、特別伐倒除、そのほかの問題に取り組みとういふ姿勢をどうしても固執しようとしてゐるやうに私は感じが知れるのです。しかし、何といつても第一次災害を阻止するために第二次災害というふうなものが出てきたのは、これは何にもならぬのです。やらぬ方がいいといふことになるのです。ところが、こういう事態といふのは、この五年間に限定してきつぱあちこちに起こつてきた。私もその心配は一層つるばかりです。しかも、それに対する手当てや対応策が全くゼロに等しい。こうなりますと、この延長については私も相当の厳しき仲をはめていかざるを得ない、こういうことになり

ところで、きのうもちよつと水田委員から指摘がございました中で、私は非常に疑問に思ひました。散布が終わつたといふゆる実行後のトラブルとか、いろんな環境汚染とか、生態系の破壊とか、もろもろの問題がその地域に起こつてゐるにもかかわらずそれが正確に把握されてないといふことについて、私は、これは一体何たることだ、極端に言えば法を犯している、法違反ではないかといふふうな感じが感ぜられるのであります。が、大体、きのうの長官答弁では、三十カ所の効果調査を行った、十カ所についても、そのほかのいふゆる環境等の問題を合せて調査を行ったが、異状はなかつた、こういう説明であります。本当にそうなのかどうか。それなら、いろんな新聞をにぎわしてゐるこのトラブルやあるいは被害といふものをどのように把握しているのか、きわめて疑わしいと思ひます。

〇秋山政府委員 特別防除実施によりまして農業あるいは漁業に被害が発生したりあるいは周囲の自然環境並びに生活環境に悪影響を生じた場合などには、遅滞なく林野庁あるいは関係方面に連絡しまして事後対策を講ずるようこれまで通達し、指導してまいつております。

これらの事後対策の関係でございますが、これまで出てまいりましたのは被害の程度が軽微なものであることや、あるいはパイロットの操作ミスによるものなどがございまして、都府県の段階におきまして、薬剤散布の受託者が被害の補償を自主的に行うというふうなことにによりまして迅速な処理をいままでしてまいつておりまして、それらにつきまして幾つか実は私も例がございましては地域の皆さんの御理解をいただきたが、そういうトラブルの起きないやうに万全の配慮を払うことが一番大切でございまして、今後ともそういう形でやつてまいりたいと思つております。

○島田委員 長官、私の質問に正確に答えなくちゃいけません。私の手元にも、たくさん被害の事態というものの報道された資料があります。このほかにもあると思うのですが、林野庁としては、こうした新聞の報道あるいは新聞以外の報道もあるでしょうが、それらの点を正確に把握しているのですかというのを聞いたのです。

○秋山政府委員 新聞等に報道されましたものにつきましては、各都府県に連絡をとりながら、その実態につきましてその都府県に把握し、対処してまいっております。

○島田委員 それじゃ、どれぐらいあるのですか。

○秋山政府委員 お答えします。

件数につきましては、五十二年から申しますと、特別防除による被害の発生状況を見てまいりますと、件数が二十四件、それから五十三年が十七件、五十四年が十二件、五十五年が二十九件、五十六年が二十件、合わせまして百二件ございまして、

○島田委員 そこで、それらの対応といいますが、処理についてはどういふことをおやりになったのですか。

○秋山政府委員 それは先ほど触れましたとおり、都道府県段階で全部処理をいたしまして、国の方に上がってきているものはございせん。

○島田委員 都道府県ではどういふ処理をしたと報告されていきますか。

○鈴木説明員 ただいま、香川県の例でございまして、クルマエビに被害があったというふうな訴えがございまして、これに対して見舞い金等を支払っております。

○島田委員 調査を実施した県は十県と言われましたが、どこどこどの県ですか。

○秋山政府委員 お答えします。

千葉県、静岡県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県の十県でございます。

○島田委員 いま百件余にわたる事件の報告があ

ったということをおっしゃいましたが、県別に分けますと、どういふことになりますか。ちよっと補足します。そういう問題として出されている県が、いま報告された十県のうちどれだけ該当しているか、こういうことです。

○鈴木説明員 県別には後ほど調査して御報告をいたします。ただいまここには持ち合わせておりません。

○島田委員 私は、その中で特に数件しか申し上げませんが、私の手元にある新聞で、林野庁が調査をしたという県は、該当する県はたつた一県しかないのです。兵庫県であります。百何十件の事件が起つておりますから、いまのお話にあった十県にそれぞれ起つていられるのでありましようけれども、特に、大々的にこんな大きな記事で発表になっている県の該当県は兵庫県だけなんです。あなたの方で調査をされた県は、あとは県の段階でそれぞれ対応した、こういう報告ですけれども、県がどういふ対応をしたかという点は正確に把握されているのですか。

○鈴木説明員 県の方では、それぞれそういう実態がございまして、調査をいたしまして、見舞い金等の対処をいたしております。

○島田委員 少なくともこういふうでかい活字で報道されているところについては、林野庁としては相当関心と神経を払わなければならぬのは、これはやはり監督官庁としての常識でしょう。おやりになりましたか。

○鈴木説明員 たとえば代替水を毎日配布いたしまして、薬剤が検出されるまで取水を禁止したというふうな事例もございまして、

○島田委員 これまた私の質問に正確に答えようとしなさい。私は、いま例として数県を挙げているにすぎません。しかも、これだけあなたの方から、大臣がごらんになってもわかるぐらいのつかい活字です。朝日新聞もあり、サンケイ新聞もあり、相当の有力紙にこれだけでかかると載っている。これも県に任せて対応させるというふうな無責任で一体いのかどうかと私は疑問に思える

のです。いまお聞きすると、さっぱり具体的な対応らしい対応はしていないと思えるのですが、そんな無責任なことではないのですか、長官。

○秋山政府委員 現在のお話の件でございまして、これは都道府県知事の責任において実施したものでございまして、都道府県知事にその措置を任せておるわけでございまして、こちらの方に、先ほど先生御指摘のとおり、すべて県に任せるといふことであります。

○島田委員 それでは、こういう問題が起つたときに一カ所でも林野庁から現地に赴けて調査をしたということがあります。

○秋山政府委員 現在、事実関係を私、掌握しております。すぐ調べます。

○島田委員 恐らく行っていないでしょう。一カ所でも行っていないば、あなたは胸を張って、行つております、こう言うはずでありますから。もつてのほかにないですか。そもそも、長官も先ほどおっしゃったが、基本方針に基づいて県に指示をしておりますね、長官通達で。あなた、責任な

いとは言えないんです。それは県に任せただけからと言えないんです。なぜおやりにならぬのですか。人間の命にかかわり、環境破壊にかかわり、大変な社会問題にもなりかねないという問題を、それは県に任せてあるのだから、県はうまくやれよ、おら知らぬよ、こんな無責任なことで、一体重大なこの空中散布をそのまま続行させるなどというには絶対にならぬ。重ねて答弁を求めます。

○秋山政府委員 私ども、法律第三条に基づきまして、基本方針では、先生御承知のとおり生活環境あるいは自然環境への十分な配慮を規定しております。また八条におきまして、薬剤を散布する場合の注意も十分規定しておりますので、これに基づきましての方針あるいは通達等で進めておりますが、今後さらにこういふことにつきましては一層徹底していかなければならないと考えております。

○島田委員 私は、その反省がないということをおっしゃるの、これから心を改めてやりますと言っただけでは、私は直ちに信用できないのです。ところで、指導部長は、問題のところは中止させましたというお話をされました。中止したところは何カ所ですか。

○鈴木説明員 個所は正確に把握いたしておりますが、面積で申し上げますと……

○島田委員 そんなことを聞いていません。具体的に何ですか。具体的に把握していないというのは何たることですか。中止した個所も把握していないのですか。――指導部長、もういい。それでは、私の、次の点からまず姿勢をた

長官、いまいじくもおっしゃったが、法律第一条に基づき、第八条にも明記されているとおり、諸般の状況に「考慮を払いつつ」とこれは大変大事な文言ですね。法律に明記されている点です。これを受けて基本方針がつけられ、長官通達が出されている。私どもは、この辺のところは大変心配な面です。全一致の附帯決議にもこれを明記しました。具体的にどんな考慮が払われたかをこれから聞きたいのですが、私はさき結論めいたことを言いました。恐らくこういふ状態だろう、実態だろうと思うから、法律違反と言われても仕方がないでしょうということをおっしゃったのはこの点であります。中止すべきであるというのも大変大事な国会決議の柱になっているのです。中止した個所も把握していない。それもこれも全部県任せですか。そうしたら法律はどうなるのですか。基本方針、長官通達はどうなるのですか。まして、われわれ国会が真剣に議論をし、重大な問題としてこのところだけはきつと附帯決議にも明記して、われわれはあなたの方を信頼して行政に任したのです。何もやっておらぬということとは、これは国会軽蔑ではないですか。

そこで、一つ聞きますが、国会がこの法律を成立させた日には五十二年のいつでしたか。――何ですか、一体、あなたの方が大事な法案としてわれわれにも成立にぜひ協力してくれと、あれだけ

熱意を込めてやった法律がいつ成立したか知らない、調べなければわからぬなんてばかな話がありますか。

○秋山政府委員 五十二年の四月十八日でございます。

○島田委員 長官通達が出されたのはいつですか。

○秋山政府委員 四月二十日でございます。

○島田委員 その間何日ですか。

○秋山政府委員 二日でございます。

○島田委員 国会の意思が明確でない中で、すでに、二日しかなかったのだから長官通達、基本方針はつくられていたわけですね。

○秋山政府委員 法案作成段階からこれにつきましては十分検討を加え、かつ国会段階での御審議を踏まえまして結論を詰めていった。したがって、国会通過後、できるだけ早くこれを通過いたしませんと、すでに特別防除をする時期が迫っており緊急を要する段階でございましたので、そういう準備作業の上に立ってやった次第でございます。

○島田委員 大臣、無罪放免するんじゃないやありませんか。あなたの都合で、国会のことを考えて、私は罪一等を減ずるような気持ちでいま解放するのでしたら、あと長官からひとつ篤と報告を受けて腹を据えてくださいよ。

その作業に私は難くせをつけるつもりはありません。五月、六月の第一回の散布に間に合うようにしたいという熱意は買います。しかし、大事な点が欠落している。あなたはいまいみじくも国会の御意見などを十分尊重して、また論議を踏まえてとおっしゃったが、その大事な柱になっていたのは何かといえば、「考慮を払いつつ」という簡単に言えばこの数文字の点なんでありまして。

〔加藤（総）委員長代理退席、委員長着席〕そして被害が出た場合には中止をせよ、これにもさようにいたしますと答えている。そういう点を国会の論議その他各党の意思を持ち寄って附帯決議にかなり鮮明に明記した。ところが、二日しか

なかったからという言いわけになるかもしれないが、大事なその点があなたの指導通達の中に盛り込まれていない。そもそも最初からもうたかをくくって四月十八日成立したら一萬千里におれの考えでやっつけてしまえということを通達の中に、基本方針の中では固定してしまっていたということでしょう。国会軽視ではないですか。いかがです。

○秋山政府委員 私は国会の意思を踏まえて出したものと理解しております。

○島田委員 それなら中止をした箇所も把握するとか、あるいは地方の都道府県に任せるだけではなくて、この五年間そうした点、国会の議論を踏まえ意思を尊重して正確にこれを進めていかなければならぬはずのものでしょう。一片の紙切れを出しておいて、これだけの被害が起こったにもかかわらず調査にも行かなければ何の林野庁自身の対応もしない。都道府県の判断で中止はしたけれども、その中止命令だつて林野庁の長官のところから出ているとは思えない、この間の答弁を聞いてみると、まことに無責任きわまりない態度だ。だからこんな結果になるのですよ。少々声が大きいかもしれないけれども、私は熱心に考えるからです。再び同じ結果や過ちを繰り返してはならぬ。この熱意でいささか声が大きくなります。本来は、私は余り声の大きい方ではありません。私の島田と言われているくらいでありますから。しかし、これだけは私は許せぬ。その反省が一つもない。いま私が指摘した点は、われわれは心配だから法律にちゃんと明記しろと主張しましたが、どうもこの点はいれられそうもない空気の中にいるようだ。だとしたらきちっとした中止事項、すべてに考慮を払いつつという点については改めて基本方針に明記しなければ、同じことをやろうとする姿勢だと言われても仕方ありますまい。きちっとそれをやりますか。

○秋山政府委員 私ども、特別防除につきましては、先生触れましたとおり第一条におきまして規定し、さらに法第三条におきまして、基本方針に、おきまして環境保全に関する事項を定めなければならぬと言っていますし、さらにこれを受けまして、基本方針におきまして環境の保全に必要な事項を法で実施することを明記しておりますので、今後におきましては、基本方針におきましてさらにそれらの問題につきましては十分踏まえてまいりたいと思っております。

○島田委員 それと、正確なる情報収集というのは機能としては大変大事な点です。さっきのお話によると、都道府県から上がってこなければ全く入ってこないというシステムになっているように聞こえます。僕は林野庁の情報収集機能というのは抜群だと思っているのです。たとえば私が地元菅林署を歩きます。メモ係というのがあるようにあります。私のあいさつを逐一メモにしていって上がつてくるというほど情報収集機能というのは高いのです。事松くい虫に対しては何でその機能が生きないのですか。僕らだつて新聞のちよつとした、こんなにかい記事でなくても松くい虫と活字が出たらぱつと見るのですよ。いんやあなた方、毎日新聞を見ていて、県から上がってこなければ知らないなんというふうなことになるんですか。恐らく議員一人一人の行動というのはみんなつかまえているはずですね。私の知らないうちに、林野庁にどここの菅林署で私がどんなあいさつをしたかということが皆ぱつと上がってくる。これくらい情報機関が発達して、まさに戦時中の何かを思い出すくらい大変な情報収集機能を林野庁は持っている。私は常日ごろそういうふうに感心していたのであります。事松くい虫になつたら全然情報収集の機能がないじゃありませんか。そんなばかな話がありますか。常識では考えられないことです。裏を返して言えば、それはまさに無責任きわまりないということです。一片の紙切れを出しておいて、後は知らぬ、うまくやれ、問題が起ころともおれらの方に上げないで地元で処理せよ、こんな態度でこの先五年間やられてはたまつたものじゃありません。きのうも厳

しい御意見があつたじゃないですか。国費のむだ遣いだという話まであつた。一体いかがなんです。その機能というものを最高限生かし、日常きちつとアンテナを張って、問題が起きてはいないか、問題が起ころうなことがないか。むしろ、予防措置として起ころてはいけないという立場に立つての情報収集機能ばかりじゃない、それやれとあなたは基本方針に明記されて通達されているのです。国会のわれわれの附帯決議もそこそこが心配だから非常に厳しく意見として出している。

重ねて言うけれども、われわれは行政を信頼しなければならぬと思ひます。だから、一定の注文はつけても、附帯決議をもって、これは行政は責任を持ってやってくれると信頼しているからわれわれは安心してこの五年間任せてきた。全くおかしいじゃないですか。これから一生懸命やりまうという反省の声はわかるけれども、総括を厳しくやつて、本心に腹の底から反省があつて、それが文字にも行動にもあらわれて初めてあるべき長官が言つたとおりだということになるのであります。あなたは、わずかと何分かしかない島田とのつき合いが終ればしめたものだなどというふうなつもりで物を言つておられてはかなわないのであります。その点は責任を持ってやつていくということ、あなたは口としてはおっしゃっているが、私はあなたの人柄を決して憎たらしくも思ひません、まじめない人だと思ひつゝ、しかし、それとこれとは違ふ。まじめならまじめなりにきちつと責任を持って、あと二年もしたらおれは長官職じゃなくなるわいというような感じでおやりいただいたのでは国民はたまつたものじゃない。いま指摘の点はどうか。

○秋山政府委員 いま、いろいろと御指摘いただきましたが、今後の松くい虫の防除対策につきましては、あらゆる角度からこれを検討いたします。そして、終息に向けて最大の努力を払うつもりでございますし、ただいま御指摘の点等につきまして、基本方針の中身を検討するに当たります

十分考えてまいりたいと私は思っております。
○島田委員 われわれ社会党はその点を非常に心配したから法案を堅実なものにしたいという努力を重ねてきました。しかし、今日までわが党の本当に考えている点が理解されないでいたのはまことに残念なことだと思います。

この際、私はもう一つお尋ねをしておきたいのですが、どうも環境庁とのかかわりがきつ々となっておられる感じがする。きのうもその質問がありました。環境庁には自然保全のための審議会が置かれていて、少なくとも役所同士の話し合いはあるかもしれないが、これだけ大がかりな世紀の事業をやるのです。空の上から葉まふれと言われるほどの大事業を構えた。それにしても環境庁と林野庁とのかかわりというのはどうも理解できない部分を残したままこの五年間推移してきたと思えてなりません。このところはひとつ反省してもらわなければならぬ。

まず、環境庁にお尋ねしますが、こういう問題が各地に起こっているということについて正確な把握ができていますか。つまり、いま林野庁に指摘したような情報の収集機能というものは十分果たしているのだろうか。その点が大変疑問に思える点ですが、環境庁いかがです。

○高峯説明員 環境庁としては、国立公園のような指定された地域、こういった地域につきましても情報はシステムチェックに入ってくるというところで、そこで何か問題が起これば直ちに介入することになっておりますが、そういう指定地域以外の地域におきましては都道府県の環境担当部局からの報告によるという形になっております。そういうシステムでございますので、いま御指摘になったような情報が一〇〇%正確に私どもの方には入っていない場合もございます。

○島田委員 環境庁はいみじくも本音を言ったわけでありまして、これもまた地方任せだ。私は、地方行政機関とのタイアップなりパイプというものを

を壊せと言うのではありません。毎日毎日細かなことまで合めて目をみはれと言っても、それは大変ですから、地方に任せるところは任せなければなりません。しかし、少なくとも実害をこうむつた、環境上これは大変な破壊につながつたということの判断は、実行行為がある前後にはきちつと環境庁としては把握しておかなければなりません。破壊されてしまった後幾ら実態を把握したつて、環境庁としてはどうしようもない。林野庁に文句を言うだけの精いっぱい。後で直すとかなんとか言つたつてきつこない。だとしたら、日本列島が環境破壊につながつたり、生態系が破壊されたり、人の命や動植物に重大な影響を及ぼしたりしないように見張つていけるのが環境庁の役割の仕事だと思ふ。地方から上がつてこなければ全くつんば壊れ、これでは環境庁に対する国民のいわゆる信頼は地に落ちるばかりで上がるわけがない。ましてや国民は、空からの農薬散布に対しては異常なまでの神経を使つていられる。おれのとこでは特別保護区域だけ守つていれればいいと言つて済む話ではないと思ふ。法律上や行政上の責任の分担から言えば、いまあなたがおつしやつたおりでしよう。しかし、私は、もう一步それを踏み越えてもらいたい、環境庁本来の使命に徹してもらいたいという希望をいま述べているのである。そういう考え方で五年間林野庁とばかり連絡をとり合つて、いささかも問題を起さすようなことがないようにしてほしいという私の願いがある。これにこたえる新たな考え方をお待ちでしょう。

○高峯説明員 国立公園等以外の場所につきましても、自然環境いよめる環境問題に関するいろいろな情報はできるだけ把握するようにということ、昨年来国立公園の管理事務所長に對しましては、常に公園外であっても重要な情報は連絡するようにということを示しているところでございます。しかしながら、国立公園の管理事務所は全国に十カ所しかございませんので、それだけではやはり十分という点がございいます。いま御指摘

がございましたように都道府県の環境部局を通じて、それ以外に環境庁は出先機関を持つておりませんので、それに頼るほかはないわけでございますが、そういった情報が私どもにも十分把握できるような方法というものを今後検討いたしてまいりたいと考えております。

○島田委員 林野庁お聞きですか。環境庁としては対応する用意がある、検討したいと言つていまして、あなたは何か何でもそこだけ考えていくようなことがないように、日常的な緊密な連絡をとり合うということをおやり願いたいと思ふ。これは約束できますか。

○秋山政府委員 これまでも森林の取り扱いにつきましては環境庁と連絡をとつてやつてまいつたところでありまして、この松くい虫防除の事業の推進に当たりましては今後さらに緊密な連携をとつてまいりたいと思ひます。

○島田委員 私はそもそも、やはり大事な場面では、環境庁としては、行政の立場の判断だけではなくて、審議会にかけていくということも大事だと思ふのです。せっかくある、しかも日本の学者頭脳を総動員した環境の審議会でありまして、このオーソリティーの頭脳を有効に使つていくということした公的な機関があるのですから、それを大いに活用されて、林野庁のやううとしていくことに對して十分監視すべきだ。両省庁としては、私のこの提案に對してはいかがですか。

○秋山政府委員 まず、都道府県段階でいろいろ審議会がございまして、県の森林審議会の中に御承知のとおり松くい虫対策部会というものを設けてまして、これの対応をこれまでやってまいつたところでありますが、その委員構成につきましても十分配慮するやうにということで、また環境保全部局とも十分連絡、協議をとつてやつてまいつてきているところであります。したがつて、そういう段階におきまして、環境保全に関する意見が森林審議会の段階で十分反映されていくと私も思ひますが、さらにそういう面につきましても連携を密にとつてまいりたいと思ひます。

○島田委員 私は、あえて法律を持ち出す必要はないと思つてはいたしましたが、なぜ私がそういうことを強力に言うかというところ、この法の第一条「目的」のところ「周囲の自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ」という大事な条項が入つていからであります。環境庁、こういうことを考えますと、地方審議会も含めて機能していかなければならぬ。それが十全の役割りを果たしていないばかりか、機能を果たすやうな行政側の考え方も全くない。これではまた私は非常に心配だから、少なくとも国民にかつて監視している環境庁として様子を正してもらいたいと思ふからです。林野庁は、私どもに言われれば、緊密に連絡をとつてやつてきましたし、これからはやりま

す。しかし、現実に起つてい

る問題は、御説明のあつた点が全くやられていない。私は心配だからそれを言うのです。環境庁としてのお考えを聞かしてもらいたい。

○高峯説明員 いま、いろいろ貴重な御提案がございまして、私どももいたしまして、もうひとつ御趣旨を踏まえまして、今後どのように対処していくかについて検討を重ねたいと考えております。

○島田委員 そこで最後に、これは明快なお答えをいただければ五分以内で済む話であります。伐倒駆除あるいは特別伐倒駆除を初めとする新たなやり方を導入するといふ点について私は一定の評価をいたしました。必ずしもそこに重心が移り切つてい

異常な決意を持って臨まなければならないのは重
ねて言うまでもないことです。人を山に集め、そ
して人海戦術でこれを撲滅していくという対応が
必要でしょう。それには幾つかの問題を整理して
おかなくてはならないという事は、私自身もよ
く理解している点です。しかし、これだけ山が不
況になり、木材が不況になってくると、どうも人
が集まらなくて困るというこぼし話の方が先行す
る。これでは私はいけないと思う。この際、山の
不況をぶっ飛ばすぐらいの反転攻勢をかけていく
この法律をよりどころにしたやり方を考えるべき
だと私は思う。そういう点で言えば、労働雇用対
策というのはもう一つの柱としてこの法律の中で
十分考えていかなければならない点だと思ふので
すが、その対応について具体的にどんな考えがあ
るか、この際伺っておきたい。

○秋山政府委員 今後の松くい虫の防除を積極的
に進めていくためには、地上におきましますところの
特別伐倒駆除あるいは伐倒駆除等も積極的に進め
ていかなければならぬと思つております。そうい
う意味におきまして、労働力の確保というのは重
要な問題であるというふうには私は理解をしてお
るわけでありまして、そこで、私どもは今度進めるに
当たりましては、森林組合の作業班あるいは素材
生産業の方々の労働力の確保に努めてまいらな
ければならぬと思つて、山村におきまして
林業を安定的にできるといふことが非常に重要
でございまして、基本的には林業生産基盤を整
備し、そこに就業の場を十分に確保するというこ
とが非常に重要でございまして、そういう面か
らこの問題に積極的に取り組んでまいらうと思
つています。したがって、私どもは、いまの
林業政策の基本は林業振興でございまして、当然
そこには山村の生産基盤を整備し、そこで働く場
を設け得るような政策がきわめて重要でございま
すので、そういう点から五十七年度におきまして
も各種予算をそういう点に志向してやつてお
るという方向により一層力を注いでまいりたい、か

ように考えておるところでございまして。

○島田委員 口で言うほど簡単でないということ
は私もよくわかつています。だから、地方における
あらゆる頭脳を集結するということも必要であり
ますから、こういう段階における協議の場をしつ
かりつくるとか、またこの特別伐倒駆除で雇用し
ようとする人たちに對しての労働条件や社会保障
というものは集まってきたら、そういう点をし
なければ人は集まってきたら、そういう点をし
なければならぬと思つて、きょうは注文だけつ
けておきますが、特に、振動障害認定患者の中
で軽労働可と診断された方々がふたつとくさんい
ます。そこで私はこういう人たちはこの際動員す
るべきだと思ふ。できる場所はあるはずでありま
す。監視機能を強化させていくとか、あるいは振
動障害に影響のない仕事というものは、山の総合
松枯れ対策を進めていく上では幾らでもそういう
分野があるわけでありまして、つくつていけるはず
であります。こうやって、せつかく山で働いてい
たにもかかわらず山の病気に倒れるという不幸な
目に遭つていられる人たちのうち一週救済してい
くというの、社会的な大事な役割でありまして、林
野庁に与えられた責任の一つだ。この点について
はどうですか。

○秋山政府委員 松くい虫の防除対策を進めるに
当たりましては、地域地域における被害の状況、
さらには林業労働力の現状等を総合勘案しまして
対処していかなければならない。かように考えて
おるところでございまして。

そこで、振動障害の方で、症状が軽くなりま
して軽労働可となった方の件でございまして、引
き続き治療を要する実情等がございまして、実
際問題としてなかなかむずかしい問題があるもの
はなからうかと考えております。そこで、私ども
はいたしましては、先ほども触れましたとおり地域
の実態を十分踏まえながら必要な労働力を確保す
るよう努力してまいらるわけにございまして、や
り地域におけるところのいろいろの具体的な問題

等とも関連づけて考えていかなければならないと
思つております。

○島田委員 終わります。

○羽田委員長 午後三時から再開することとし、
この際、休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後三時一分開議

○羽田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。吉浦忠治君。

○吉浦委員 松くい虫防除特別措置法の一部を改
正する法律案についてお尋ねをいたします。
松くい虫防除特別措置法は、森林病害虫等防除
法に對する特別法として制定された五十年間の時
限立法であります。計画的な特別防除、すなわ
ち、航空機を利用して行う薬剤防除を緊急かつ計
画的に実施することによりまして、昭和五十六
年、本年度末までに松林に発生している異常な被
害を終息させることを目標としてこの法律は実施
されたわけにございまして、マツノマダラカミキ
リ、マツノザイセンチュウの媒介による原因が昭
和四十六年に判明いたしましたので、五十二年の五年
前の審議の折に、私も新説に對する興味が大変
ありながら質問したことを思い出しておりますが、
この森林病害虫等防除法に基づく松くい虫
防除事業として薬剤の空中散布が実施された結
果、この防除方法が松くい虫防除にきわめて有効
性の高い方法であるというふうには評価されたわけ
であります。その後異常発生等が起り、松く
い虫被害というものが終息できないような状態に
なりました。その被害が大きくなつてくるような現
状であります。

そこで、まず最初に、松くい虫被害増大の原因
といたしましては、どのようにとらえていらし
やるのか。

○秋山政府委員 お答えします。
昭和五十二年以来、松くい虫防除特別措置法に

基づきまして鋭意努力してまいつたところであり
ます。その成果につきましては、虹ノ松原とかあ
るいは静岡の千本松原とか、その他防除を徹底
的にやりましたところにつきましてはそれなりの成
果を得、地域の皆さんの御理解をいただいている
わけにございまして、五十三年度におきまして高
少雨というふうな観測史上まれに見る異常気象が
ございまして、それによりましてこれまで非常に
被害の傾向で推移してまいりました茨城とかある
いは静岡、愛知、鳥取というふうな非常に高温少
雨の激しいところにおきまして、非常に異常な爆
発的な被害が出てまいつたわけにございまして。
また一方におきまして、これまで被害のなかつ
た埼玉、群馬、山梨、新潟というふうなところ
におきまして被害が出てまいつたわけにござい
ます。一方におきまして、従来から松の被害をずつと受
けておりましたそれなりに防除体制を敷き、特別
防除並びに伐倒駆除をしてまいりました地域につ
きましては、横ばいあるいは減少するといふふう
な成果が出てまいつておりますが、国全体で見
てまいりますと、特に、爆発的な増加を見ました茨
城等におきましては全体の三〇％を超えるような
大きな被害が出たのに、全体では二百万立米を超
える被害に相なつたわけにございまして。

これによりまして、特に林業試験場等の試験結
果等も総合して判断いたしますと、材線虫と申し
ますのは二十五年度前後から三十度にかけて非
常に活発に増殖をするといふことでありますし、
マダラカミキリもこの温度では相当繁殖が激しく
相なりまして、一方におきまして少雨のために松
の力が弱まりまして、これらが総合的に作用いた
しまして結果的に大きな被害を見たわけにござい
ます。

そこで、私ども五十三年度以降におきましては特
に特別防除に對応いたしました。一方におきまし
ては予備費によりまして伐倒駆除を導入するな
ど、さらには林種転換の必要な箇所も出てまい
りましたので、五十五年度以降におきましては林種
転換のための造林事業、さらには治山事業等もこ

れにつけ加えましてだんだんとその対応をし、かつまた中央森林審議会の中に松くい虫のための部会を設けまして、過去におきますところの実効上の問題につきまして分析をし、今後に対応していくということと現在進めておるところであります。

○吉浦委員 松の枯損原因について、マツノマダラカミキリの媒介によりマツノザイセンチュウ説がございます。ございまして、このよりもそれが主体であるというふうに林野庁お考えのようでございますが、大気汚染説並びにそれらの複合原因説やあるいは乱開発等による説等がいろいろ唱えられておりますけれども、政府は、この点についてどのようにお考えをされますか、お答えをいただきたい。

○秋山政府委員 松の枯損原因につきましては、大気汚染等の環境悪化に基づく枯損の場合もございしますが、今回のような地域的にもあるいは立地条件、林齢等にかかわらず、非常に広域に発生しているのがやはり激害型の枯損ということでございまして、試験場におきますところの長い間の研究結果から、材線虫とマダラカミキリによるところのこれは枯損のパターンであると言われておるわけでありまして。

一方、いま先生御指摘の大気汚染の説でございますが、大気汚染等の環境悪化が主因で枯れる場合もないわけではございませんが、地域の立地条件あるいは林齢等にかかわらず広域に発生している激害型枯損というのは、やはり材線虫によるものであると解明されております。それから、大気汚染によりまして枯れる場合の針葉の変色状況というものは、今回のような五、六月からわずか数カ月で一週に枯れるようなそういう症状とは明らかに違ふというふうに言われております。

また、乱開発、手入れ不足等の森林の管理の問題でございますが、いま触れましたように松の激害型の枯損の直接の原因は、マダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによるものでございまして、森林施業方法その他のものが原因という

ふうにはこれは理解ができないわけでありまして。それからもう一つ、最近被害がふえた原因といふことは、従来松材と申しますのは被害木を燃料として積極的にこれが使われたわけでございますが、燃料革命以降におきまして、こういう被害木が燃料として利用されなくなったというものの一つの原因ではなからうかと考えております。

それからもう一つ、天敵の減少説もございまして。現在までの林業試験場等における研究結果によりますと、マダラカミキリの天敵昆虫類と申しますのは、数種類確認されております。しかしながら、これの生態等を見てまいりますと、いずれもこれはマダラカミキリそのものの密度を制御する基本要因としては大きな働きはされていまいと、いうふうには言われておりますし、密度の制御の基本的な要因といふことは、むしろカミキリのえさになる産卵対象木そのものの発生量が非常に重要であるというふうなことがわかってまいりました。

それから、富栄養化と申しますか、土地が肥えることによりまして植生遷移があるわけですが、これはプラントサクセッションと申しますが、これらの森林の植生遷移で松が枯れるというものもございまして、むしろこれは長期にわたりますので期間にだんだんと陽性の樹種から陰性の樹種に変わっていくという過程でございまして、今回のような激甚な、急に出来てまいります枯損とは体系が違ふというふうに理解されております。

なお、そのほかに黒変菌説あるいは青変菌説等もございまして。林業試験場におきまして、これまでの研究過程におきましてこれを直接松に接種しまして実験を行ったわけでございますが、これらも松を枯死に結びつけるような強力な病原性を持っていないというふうに結論づけられております。

それから、一部におきまして、ツチクラゲ菌と申しまして、海岸等においてたき火などをする場合におきまして、同地的にこのツチクラゲ菌によりまして枯損をする場合もございしますが、これは

非常に局地であるという結論がなされておるところであります。

○吉浦委員 マツノザイセンチュウによつて被害が拡大されているという説に対して、その被害を大きくしている理由というものがいま長官の答弁の中にありましたけれども、昭和三十年以前と以後に分けて、いわゆる松に対する価値観の相違が起つてきたことによつて、山を放置してはたらかしにしているという現状が被害を大きくしている原因になってはいないか。松に対する価値観、私はまた後でこれをお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、その有効利用というものが大きく変化してきているところに原因があるのではないかと、いうふうに思うのです。ですから、大気汚染説等もあろうかと思ひます。また乱開発等がこの被害を大きくしていると思ひます。参考人の先生方の御意見等を伺ひまして、開発をされている道路にずっと沿つて松の被害が出ているというところは、これはやはり大気汚染の原因が考えられるわけですが、工場や道路の開発、あるいは開墾されて住宅が密集しているところの周辺が特に被害が大きくなっているという原因等もよく見ていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

そこで次に、五年間空散を続け、空散を中心とした特別防除が実施されたわけでありまして、けれども、それにもかかわらず被害の異常なほどの拡大をもたらしている原因というものがどこにあったのか。政府がおっしゃるようには、空散すればこの五年間で終息させられるという目安のもとに出発したのがこの法案でありまして、長官は、その当時は長官でなかったとおっしゃるかもしれませんが、けれども、この委員会、本日に皆さん方が知っていらっしゃるように、対決法案と言われるぐらい審議をしてきたわけですが、私どもの党も、これに対する不安がありましてこの問題でお尋ねしたわけですが、けれども、強行されたにもかかわらずこれが終息できなかったという点について、どのよう

に評価をなさっているのか。また、松くい虫防除対策についてそれをどのように今後反映されようとなさっているのか。明確にお答えをいただきたい。

○秋山政府委員 先ほど、特に五十三年以降の被害が急激にふえた原因につきまして申し上げたわけでありまして、私ども五年間鋭意努力してまいりましたけれども、予防効果のすぐれていない特別防除実施が十分なされたところにおきましては、それなりの成果をおさめたわけでありまして、周囲の自然環境等の保全とかあるいは農業、漁業への被害の防止というふうな配慮もございまして、当初計画に對しまして実行量が落ちたという問題もございまして。

それから被害が急激に増大してまいりますと、普通の伐倒駆除でございまして十月ごろまで、マダラカミキリが樹皮下におる段階でこの薬剤防除をしますと、これは非常に効果が高いわけでございますが、それが以降になりますと効果が落ちるというふうな面もございまして、この面につきましても不十分な気がいたしまして、結果が出ておりますので、もっと徹底した防除をすべきではないかというふうな反省が実はなされたわけでありまして。

一方、どうにもならぬ被害が出たところにつきましては、これからの森林資源の価値、効用というものをより早目に復元させることが重要だとするならば、むしろそこにおきましては、一斉に伐採して跡地に別の樹種を植える、あるいは広葉樹を仕立てるといふような方法をとることが必要だろうということもだんだんと具体化してまいっておりますし、さらには先生御指摘のように、この防除をするに当たりましては国と県だけでどうにもなりませんので、地域の皆さんも一緒にございまして自主的な防除をするということが不可欠だといふふうな考えをもちます。

特に先生御指摘のとおり、最近の燃料革命以降におきましては、被害木を薬剤駆除しましてそのまま放置するといふようなことから、それがまた原因になるといふこともございまして、これは

昭和二十二、三年から四、五年にかけまして九十
万立米、百万立米という被害があったときにおき
ましては、伐倒し、そのものが用材あるいはさら
には燃料として完全にこれが利用されたというこ
とが終息を見る大きな影響になっておるわけであ
ります。したがって、私どもは、今回この法
案を御審議いただきますまでの間におきまして、
松くい虫のための研究部会等と一緒にしまして
議論しまして、今回、これを御検討いただくに当
たりましては、従来の予防として特別防除は確か
に効果的であります。これではなかなか制限が
ございまして、地上におきまして徹底防除をする
というふうなことで、さらに先ほど触れましたよう
な樹種転換とか、さらには、地域の皆さんの協力
体制を一本化するとか、あらゆる方法につきまし
て、その被害の実態に應じて組み合わせて防
除することがこれからの進め方であるというふう
な結論に達したところでございます。

○吉浦委員 長官の言われることはよくわかるの
ですけれども、私は、お尋ねしているその空散を
主とした特別防除が実施されても、なおかつ被害
が大きくなっているというところに注目してい
たきたいのです。強行するほどに特別防除を行わ
れたことから、長官並びに政府の口から失敗であ
ったとは言えないでしょうけれども、率直に認め
るところは認めてこの対策を立てませんと、中途
半端な考え方でまたこれを五年間実施した場合
に、また終息できない、また五年、また終息でき
ない、また五年、こうなったら、このところ
きちんとするゆえんがはっきりしなくなつてく
る。ですから私は、同僚議員も詰めておりまし
たけれども、この問題について政府の明確な答弁を
いただいて次の評価なり対策を講じなければいか
ぬと思ひますけれども、長官、いかがでございま
すか。

○秋山政府委員 過去五年について見てまいりま
すと、この被害区域の面積が約六十四万ヘクタ
ールに及んでおるわけですが、特別防除を
実施いたしました面積はそのうち約二十万ヘク

タールでございます。特に最近の異常気象による
被害が出たということで、先ほど御説明申し上げ
ました茨城の例で申し上げますと、五十二年、五
十三年にかけましては被害が非常にふえたわけ
でございますが、空中防除、いわゆる特別防除を
実施した面積はわずかに二万ヘクタールで、それ
以外につきましては伐倒駆除で一部実施しただけ
でございます。なかなか一つの方法では実施し切
れない。特に、茨城県の場合には平地林が多う
ございまして、田畑と山が交錯している等の地域
が比較的多うございしますので、空中防除が実施し
かねる面もあり、かつまた、この防除をするに当
たりましては地域の皆さんの御理解と御協力をい
たしながらやるということ、無理して行わない
というたてまえで進めておりますので、なかなか
空からの特別防除だけでは実施し得ない。したが
って、今後におきましては予防もやるし感測源を
なくすための地上での伐倒駆除を進めていくとい
うような方法で、いろいろな方法をかみ合わせて
いかなければならないと考えておるところであり
ます。

○吉浦委員 いろいろな方法をお考えになったの
が今度の場合の一步前進の形の防除特別措置法と
いうことになったのだらうと思うのですけれど
も、それはよくわかるのです。気持ちもよくわ
かるのですが、わかるならばわかるで特別防除の
方の比率というものは、予算においてももう少し
つきりと打ち出すべきではないかと思うのです。
薬剤の空散、いわゆる特別防除や薬剤の処理等
の伐倒駆除だけでは松くい虫の被害を抑えること
ができない、私はこういうふうに判断されたこと
だと思うのです。

そこで、空散、いわゆる特別防除と特別伐倒
除の予算の比率というものは、これは見ればすぐ
わかりますけれども、長官の口からお答えをいた
したい。そして、反省したにもかかわらず、私に
言わせれば空散の比率が高いと思うのです。これ
で次の五年間で終息させるといふふうにお考え
のようでありませうけれども、お考えでなかったら法

案を提出なさるわけありませんから。そうする
と、逆にこれが終息できないということになる
と、松が生えている限りは空散を続ける、こうい
うことになりやしないかと思うのですが、いかが
でございませうか。

○秋山政府委員 私、この防除をするに当たりま
しては先ほど触れましたとおり、まずは予防のた
めの特別防除を実施する。また、一方におきまし
て感測源をなくすために徹底的に地上で被害木を
伐倒駆除するという方法も必要である。やはり地
域の被害の状況あるいは周辺の環境等も考慮しな
がら防除方法をかみ合わせ、また、必要に応じて
は其林種転換をするというふうなことに相
なるわけでございます。

そこで、いまお話しした特別防除と伐倒駆除で
ございまして、五十二年以降の私どものこれに対
する対応を申し上げますと、特に五十三年度の異常
象による被害の激増に対しての対応をいたしまし
ては、この特別防除につきましては予算的には五
十三年が三十六億弱、それから五十四年が四十一
億弱、五十五年も六年もほぼ同じでございます。
一方、伐倒駆除においては、五十三年に当初三億
二千万でございましたのに五十四年に五億の予備費を
使い、さらに五十四年に四億六千万、五十五年は
十四億五千万、それから五十六年は十七億四千万
というふうな、伐倒駆除と特別防除のかみ合わ
せについては、だんだんと伐倒の方をふやしてま
いっているという現状もございまして。

そこで、五十七年度についてはそういう考え方
に立ちまして、伐倒駆除については特別伐倒駆除
と普通の伐倒駆除を合わせますと四十万一千ヘク
タールを予定する一方、特別防除については五十
六年に対して約一〇％減の十二万三千ヘクタール
を予定し、この両者をうまくかみ合わせながら終
息の方向に持っていきたいと考えているところで
ございまして。

○吉浦委員 今度の皆さんの終息させるねらい
というものは、特別伐倒駆除にあるのじゃないで
すか。したがって、この特別伐倒駆除をもう少し

顕著なほどに予算化しないとまた同じような轍を
踏むと思うのです。

そこで私、同じことばかりにこだわっていら
れませんか、空散の実施に当たっているいろいろな問題
が起きている事例を挙げてお尋ねをいたしたい
と思うのです。

まず、現行法の実施計画策定に当たって、都道
府県段階において松くい虫防除推進連絡協議会と
いうものがあって、そこで地元住民の意向を反映
する、こういうふうになされておりますけれども、
この際に、薬剤の安全性等の問題で空散に対して
地元住民の反対があった場合はどういうふうに対
処なさってこられたのか、お尋ねをいたします。

○秋山政府委員 私どもこれまで特別防除を
実施するに当たっては、実施箇所の対象地域の周
辺の状況を十分調査して必要な措置を講じて実施
しておるわけでございまして。そこで、この特別防
除を行うに当たって地域の皆さんの理解が得られ
ないところについては、四年間に一万七千ヘクタ
ール程度当初の計画を変更して実施したという例
もございまして。また、その中には農業、漁業等
への危害防止の観点から見合わせたものも含まれて
おるわけでございまして、私どもはこれを進めるに
当たっては地域の皆さんの御理解、御協力をいた
だいて完全実施するということが必要でございま
すので、法に基づいて、基本方針に定めておりま
すので、それに基づいて現在までやってまいり
おるところでございまして。

○吉浦委員 その具体的な事例によつて私、質問
を申し上げたいと思うのです。
ぜひ大臣に来てもらつてと思つたけれども、ち
よつと政務次官、政務次官は大物中の大物だから、
こまで来てちょつと見てくれませんか。――い
ま次官の方に渡しましたけれども、見ていただい
たその地域ですが、人家の密集地帯にまきつけて
いる。それで、福岡県粕屋郡新宮町、古賀町、そ
れから福岡町、津屋崎町、玄海町、こういう五カ
町の地域の問題を先にお尋ねいたしておきたい。
この人家の密集地帯にまきつけているわけ

で、

す。それをその地図に書いてございます。次官に見ていただいております地図の上に、その危険な地域に学校あり、保育園あり、養老院、児童公園、病院、水源野水池等がある中で、九十年にわたって住民がいろいろいま長官は十分意見を聞いて中止したところというふうにおっしゃっているけれども、地域によってはいいですか、聞いてください。地域によっては全然住民の意見を無視してそれを行っている。その続きの福岡市においては今年、五十六年は中止したようです。その五カ町村は現にまだ実施しているところ。そういう方々なやり方と住民の三割が身体に異常を訴えているという資料が私の手元に来ております。

こういう点で林野庁は、この地域について住民の反対的な意見があるならば聞いてもらえらるかどうかが、これは次官から答えてもらいましょ。

○鈴木説明員 この地域につきましては、本年の二月二十日に林野庁にスミチオン空散に反対する住民の会伊藤さん外三名の方がおいでになりました。特別防除を中止してもらいたいというお話がございました。反対の理由といたしましては大変終息型になっておるといふこと、人家の近くで生活環境にあるいは人体に影響がある、こういうことでございましたので、内容をよくお聞きいたしました。十分お話し合いもし、また、福岡県事務当局にもその旨十分お伝えしております。

○吉浦委員 十分踏まえてということとは、一つも中止するということはおっしゃらないけれども、そういう意向で進めていってしやるわけですね。

○鈴木説明員 十分地域の方とよくお話し合いをして進めてまいりたいということ指導いたしております。

○吉浦委員 もう一つの事例を私申し上げたいんですけれども、これは愛媛県の伊予郡の砥部町の空散の問題点でございますが、五十四年の六月から七月にかけて一年目の実施を行っておりますが、大変計画にずさんなところがありまして、ヘリコプターに対して散布区域を示す明確な旗を立てるなり、線引きといったって区域に線を書いていくわけにいきませんから、住民にわかるような知らせ方が明確じゃない。そのために子供たちが学校へ通う、あるいは幼稚園の子供が通園するという時間上空散が行われるというようなことがありまして、そういう配慮が何もなされてない。また空中散布の注意などを書いた広報が行き届いていない。一枚私にここへこの砥部町の空散についてお願いというチラシを持ってまいりましたけれども、このチラシの中に余り活字が多いと一般の方々は読めないだろうと思うのです。最近皆さん方選挙に強い方ばかりですから、御承知のとおりでございますけれども、名前だけひらがなを使うほど、周知徹底させるためには漢字が一つは多過ぎること。それと、中に「散布試験の結果、みづば以外、人畜、鳥類、魚類にはきわめて低い毒性ですが」という項目がある。また、これから私はスミチオンの問題等もお尋ねをいたしたいのですけれども、こういう「人畜、鳥類、魚類にはきわめて低い毒性ですが」という文章を書きいちゃいけませんよ。急性毒性の場合には低い毒性かもしれないけれども、慢性毒性については何だかというふうなことを書くなら別として、こういう文章は誤りを住民の方に知らせるようなものだ、私はこう思うのです。そういう点で、こういう一つの住民に知らせるチラシにしたってもう少し配慮する。林野庁は一枚一枚にはそれは責任はないかもしれませんが、実施する立場として十分な配慮を私はこれからしていただきたいと思うのです。

その砥部町の問題で、知らなかったから子供が外で遊んでいたとか、知らなかったので洗濯物を干していたというふうな声が聞かれておるのです。これは配慮が余りなされてないということですね。それから空散を行うのに天候との関係をどういうふうにかえて実施しているのかなと思う疑問がある。幸い事故がなかったからいいものの、雨の中や濃霧の中でも散布を強行している。昭和五十

四年六月二十六日のことでありますけれども、散布したその夜から連日四日間、四百ミリ以上の雨が降っている。そうすると、散布したものが洗われ流されるようなもので、反対の方々はせいせいとした気持ちになったようですけれども、空散したものはまるつきりだめ。しかも、スミチオン等の毒性の強いものが川や海へ全く一度に流れ込んで汚染の度合いも強くなるし、空散はこれまた効果が全くないというふうなむだなことをやっている。ですから、法案を決めても、行政の段階でもって、それを受けた業者なり企画した団体なりが日にちを決めたから、ヘリコプターとの契約等が成ったからもうやらなければいかぬ。何が何でもその日にやるんだ。ほかの日はもう考えられないというふうなことでやってしまうのか。朝の早い時間、五時から六時ごろということ、なるべく人も少ないし、また風も出ないという無風な状態等を選んで最初は予定するようですけれども、時間がずれ、ヘリコプターが来るのが八時ごろになるとか九時ごろになって、やむを得ず十時までくらくらくには終わろうとかいうふうなことで強行している向きがある。ですから、こういう問題が起ってくると思う。強行するがゆえに、天気予報が危なくなつて——何のために天気予報を聞いているかといつたって、豪雨になるときですらもこれを強行して、こういうむだなことをやっている。

また、すばらしい自然環境のところを破壊してしまうような森林の崩壊につながるようなことを強行されている点があります。時間がありませんからこれを読み上げませんが……

また、散布面積等についてもその半分近くが松林がなくなっているのに量は全く同じものを使用していくというふうな計画性がない。それは地域の——これからは市町村単位の地域によってその計画書を出させられるようですから、地域の方に責任があると言ってしまうは終わりでありますけれども、そういう面のチェックを厳重にしていただきたい、こう思います。

最後に、住民への安全対策が不十分であるとい

う点で確認をしておきたいのです。散布区域を明確にして、山道の入り口とかあるいは危険な場所等にきちっとした注意を与えるような立て札とかあるいは入山者にわかるような方法で知らせてもらいたいし、また、散布終了直後等も、すぐかけ札を外してしまつて関係ないようなことになると、薬剤の有効期間が二十日間もあつたから五月から七月にかけて散布すれば子供たちも夏休み近くなつて山に入っていく、あるいは大人だつてそうでありまして、そういう危険にさらされることになるわけでありまして、こういう点で、十分なチェックをしないままに行っているような、地域体制に任せているような点が多過ぎやしないか。こういう点でどういうふうにお考えを持っていってしやるのか。全体をひくくめて結構でございますから、お答えをいただきたい。

○鈴木説明員 ただいま先生お話しございました旗の設置の問題あるいは児童、園児の通学の問題、警告板の問題等々につきましては、愛媛県にもよく指導いたしまして、先生御指摘のことのな

いように十分やってまいりたいと思っております。調査いたしましたところは御指摘のような事実は大體なかったようでございますが、旗の設置につきましては、散布前に正規の位置に戻した、そういうような事実もございまして、園児、児童の通園、通学につきましては、登校時にバスを出すといったようなことで対処いたしております。

○秋山政府委員 お答えします。

先生御承知のとおり、あそこは海岸の非常に重要な森林でございますし、もし松がなくなると地域の皆さんに相当大きなマイナス面が出るということで、県当局もそういうことを踏まえまして、地域の皆さんの意向を踏まえてやつたという報告をいただいております。しかしながら、いま先生からお話ございましたとおり、せっかくそういうことでやりながら途中で意思が十分地域の皆さんに徹底しなかったとか、あるいは連絡が不十分

だったとか、いろいろな面で誤解もあるのは、やはりやり方につきましてもっと親切な方法をとるべきだ、また十分徹底する方法をとるべきだという面におきまして、私もこれから率直に、その問題につきまして、今回以降におきましての実施については反省する材料として踏まえて検討してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○吉浦委員 いまの答弁を聞いて私は安心しましたけれども、指導部長のようなことを言われるとちよつとぐあいが悪いので、後の方がありませんからあしきすけれども……

スミチオンの問題がいま出ておりますので、地元の意向等は十分聞いて対処していただきたい、こう思うのです。この地域についてもまた林野庁は十分聞いていただいて、住民の要望をどうするかということを実際に踏まえて、空散でなければならぬということだけじゃなくわけですから、先ほど言ったように、特別伐倒撤除の方を十分重視してくださるということをはっきり言っているわけですから、その面でもカバールしていくような方法で地元と話し合いをしていただきたい。よろしくお願ひしたい。

スミチオンの安全性についてでございますが、新聞の報道や地元民の要望やらということとまでとお尋ねをいたします。

目が近視になつてゐる児童がふえてゐる。これは有機燐系の農薬との因果関係が多いというふうなことをお医者さんがおっしゃっているわけですね。あるいは研究者の方によつて報告をされてゐるわけでありまして、一九七六年の眼科臨床医報というものに大々的に発表されてゐるわけですが、スミチオン、いわゆる有機燐系の農薬を使った後に、中学生にしても小学生にしても、男子生徒よりも女の子の方の方が近視の度合いが強いのですね、率が高い。どういふことなんでしょう。これはお医者さんでないとわかりませんから、細かい御答弁をいただかないで結構でございます。そういうことが明確になつてゐる。また、スミチオン

の毒性等についても奇形を起す作用の毒性があるということも言われてゐるわけですが、安全だというのは林野庁だけの言い分でありまして、そういう常識は通用しないぐらゐ特殊毒性がある、こう言われてゐるわけでありまして、アメリカ等においても、一九七五年まで使用していたが、七六年以降はアメリカ東部地方でもやめた。スミチオンについては神経毒性について定かでないから中止するといふような理由も述べられて、この危険性が言われてゐるわけでありまして、こういう一連の禁止の問題あるいは奇形性の問題、アメリカ等におけるこういう神経毒性の問題等、スミチオンの危険性についてどのような考え方を持っていてらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○菅原説明員 まず第一点の視力障害の点でございますが、これは説がいろいろございまして、いまお話のございましたように、ある先生はそういうような視力障害があるというふうなことも発表されておるわけでございますが、他方、それと共同研究をされた先生、また、その多数の人々がそういうような視力障害を訴へたというふうなところを診察された大学の先生等は、これはスミチオンの障害によるものであると特定できるものではないといふような説も発表されておまして、スミチオンが原因でこの視力障害が起つたというふうには考えにくいわけでございます。しかしながら、こういうようなこともございまして、視力障害につきましても試験を実施したわけでございますけれども、この結果は、目に対する影響はないといふような結果を得てゐるわけでございます。

それから第二点の奇形を発生させるという問題でございますけれども、これにつきましては私も農薬登録をする際にもいろいろ試験をやつておりました、これは先ほどお話にもございました急性毒性、それから慢性毒性、そのほか催奇形性とかそういうものをやつております。その結果でも、その催奇形性という点は見られておらないわけ

でございます。私どもはそういうことは無いといふふうに考えております。これは成績そのものが權威のある中立機関でつくられておりまして、それを先生方から成る評価委員会が評価した結果に基づいて、私も登録している次第でございます。

それから第三番目のアメリカにおけるスミチオンの林業用の使用中止の問題でございますけれども、これは確かに米国内では一九七五年の四月に林業用薬剤として登録されたわけでございますが、その後、これは私も聞いておりますところでは、他の薬剤と価格面で競合したということでも使用が減少してきておるといふように聞いております。現在では、アメリカでは家庭用の防疫用剤、ゴキブリ退治といふような面に主として使われているといふふうに聞いております。これは日本から輸出しておるといふことはございせん、アメリカ国内で生産されたものでございまして、以上でございます。

○吉浦委員 長官、私は、常識を逸脱して質問をしたのでは申しわけないと思ひますので、常識内で質問をいたしたいと思ひますが、この農薬というものの対する安全性が確立してないときにこれを強行されるゆゑんといふのは、よほどしっかりしたものを持っていてらっしゃらないと、千葉県の私の選挙区で、これは空散といつても松林の空散じゃなかったのですが、農薬の空散で死亡事件が起つてゐるのですね。私は、この席上で取り上げてその責任といふものを明確に問ひたいのでありますけれども、そういう問題が起つてゐるほどの農薬を、これは効かなければ何の効力もないわけですから、マツノマダラカミキリがほとんど死なない。ほかのものは死んでゐるといふのにマダラカミキリが死んでないといふことは、死ぬほどの毒性がなかったか。じゃ、それよりも強力な毒性にしてこれを散布した場合にどうなるか。まだ人間の生体実験だつてきてないから、長い間の蓄積されていった結果がどうなるかといふこと

はまだわからない。ですから、危険性のあるものについて強行されるならば強行されるだけの裏づけがなくてはならぬと思ひます。私は非常な危険をいまだにまだ持つてゐるわけですから、それは先ほどの地図、後でお返しをいただきたいのですが、それに細かく書いてありますから時間がなくても後で見たいのでありますが、そういう実験データやちゃんと地域の方が丹念に出してゐる。そういう資料を林野庁はぱつと見て余り参考にならないといふようなところがあるような気がしてならぬ。これは私のひとり合点ですが、気がしてならぬ。それで大丈夫だ、大丈夫だといふこととおやりになるところに危険性があると私は申し上げたい。そういう点での不安を感じてゐることをつけ加えておきたいと思ひます。

そこで、次に、樹種転換についてお尋ねをいたしたいのですが、更新樹種の選定をどのように林野庁等で考えておられますか。樹種転換の促進のための助成措置といふものについて、どういふ措置をお持ちなのか。まず、この点からお尋ねをいたしたい。

○秋山政府委員 私ども今回の防除方法の一つに、いま先生お話しした林種転換の問題がございまして、やはり被害が相当激甚な地域につきましましては感染源を除去する、それから森林の持つております機能を再現するには林種転換が非常にいいだろうという判断を持ちまして、今回、積極的にこれを進めてまいるつもりにしております。

そこで、今度は植える樹種の問題になります。まず、当面といたしましては、その地域の土地条件その他によつて杉とかヒノキ、場合によりましてはクスギといふふうなものに転換する。さらには土地の条件が悪いところにおきましては、土壌改良事業といふことで少し林地肥培等も考えながら別の木を植えていくといふような方法を考へておるわけでありまして、

そこで、そういう事業に対しましては、十アール以上の規模の面積については約五割の補助を適

用することとしていますし、また特殊の土壌の場合には七割の補助をいたしまして、早くまた造林をしてまいることを考えております。さらに下刈りその他につきましては、また、農林漁業金融公庫の融資を活用するというような方法で進めてまいりたい、かように考えておるところであります。

○吉浦委員 お尋ねしたいのは、これもまた常識を逸脱したような質問ですが、マツノザイセンチュウというのは松しかつかないのだからと思うんですね。だからマツノザイセンチュウと云うのだからと思うのです。だから松でない松をつくったらどうかと思うのです。長官、聞いてください。樹種転換をする場合に、松のかっこうはしている、松のそういう効用は発揮しているけれども、中身は松じゃない。松の効用はそのまま持っている、風致にも大変役立つし、それから防風林にもなるし、防風林にもなるし、岩山にも茂るし、どこでも日本的な松としては通用するようなりっぱなものになるけれども、それは松じゃない。だからこれはマツノマダラカミキリもつきませんし、材線虫ももちろんつかない。そういうものを樹種転換という研究の中で何かやっているやにちよと聞いたのですけれども、ありませんか。

○秋山政府委員 松でないような松と申しますと、多分選抜育種によりまして抵抗性の強い松をつくれというお話だろうと思えます。私もこれにつきましては、若干時間がかかってまいっておりますが、昭和四十七年ごろからこの問題については取り組んでまいりまして、特に九州、四国、中国地方の被害地で枯れないで立っている松がございまして、そういうものを約二万五千本ぐらい選びまして、それからいろいろとクローンを養成しまして、現在、材線虫に強いクローンを五百個体ぐらいつくりまして、これを基礎にいたしましてこの拡充強化をしようというところで、まづは五十九年度から海岸等にはそういうものを植えてまいろうと考えております。

それからもう一つ、今度は別の手法で、交雑育種と申しまして、日本の松と中国の馬尾松という松をかけ合わせましたF1が非常に抵抗性が強うございまして、これも鋭意それによつてのクローンをつくりまして、これによりまして、これを海岸その他にまづは植えていこうということ、これは昭和五十九年ごろからだんだんと出てまいると思ひます。若干時間はかかりまうけれども、将来は抵抗性の強い松にだんだんとかえていくという方向で進めてまいりたい、かように考えております。

○吉浦委員 時間がありませんので最後に一言だけ。次官、答えてください。

これは大臣に確認をしておきたかったし、いまの松の効用の点でも時間があればもう少し私の意見を言わせていただきたいのですけれども、いま松林等の被害が起つてきている原因は、先ほど私は申し上げましたが、経済的な価値観の低下によつて所有者の経営意欲が減退してきている。もう松が枯れてもしょうがない。これから林野庁が地方自治体等にあらして命令を出されるようですけれども、それでももう勝手にやってくれ、松が枯れてもうやめたいし、意欲がなくなつた。こういう状態で放置したならば、これは大変なことになりますので、いま災害が起つたとき救農土木みたいなものがありますね。ちよと言葉が、松に対する救農土木というのはありませんけれども、人の力をかりなければこれはできないことですから、年に一千万本も枯れてくる場合のその予算措置にいたつて、これは幾々たるものですね。いま東北地方から自分の居住地を離れて遠いところへ出稼ぎに行かなくても、特別伐倒除等々にその人員を投入していけば一挙兩得で、遠くに行かなくても済む、しかも収入もちゃんと保証されるという点で、そういう労働力をこれにつき込んで意欲を起させるような方法をやはり国として考えなければいけない、業種の転換をしなければいけない、こういうふうに思うのです。ですから

ら、次官、ぜひそういう面での人員の導入を図られたらどうかというふうに考えますが、いかがですか、お答えをいただきたい。

○玉沢政府委員 御指摘のとおり、森林に対する経済的な価値観が変わつてきたという点におきましては、たとえば、外材等が入つてまいりますと非常に森林業というものが厳しい情勢にある。ともすれば山林を荒れたままにする、こういう傾向がやはり先生が御指摘をされた点ではないか。したがうして、たとえば、いま戦後植えてまいりました森林面積におきましては三百万ヘクタールが開伐をしなければならぬ。そういう点におきましては、政府としてできるだけ開伐対策というものを力を入れる、こういう意味におきましてこの対策を講ずる。松林におきましても被害が相当出てきておりますけれども、なかなか用材としてこれを使うことがないのですから、放置してあるというような事態が生じましてマツノマダラカミキリにやられる、こういうわけでござい

ますから、十分松林の持つ公的機能を考えまして、これは特別伐倒除、こういうことでやっておるわけでございまして、この雇用対策というところまで十分いかどうかはわかりませんけれども、伐倒して駆除するわけでありまして、そういう点にも十分留意をしまして今後の対策をやっていかなければならぬ、こういうふうに存じます。

○吉浦委員 時間になりましたので終わります。ありがとうございます。

○羽田委員長 神田厚君。

○神田委員 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げ

ます。昨日、一昨日と松くい虫の審議をしているわけでありまして、異常に松の被害がなかなかとまらない、大変な勢いで蔓延をしているということでございます。大臣や林野庁長官からはそれぞれお話をいただきましたが、冒頭、政務次官に、この松くい虫の被害の現状につきまして政務次官として

ではどのような御感想をお持ちであるか、御質問したいと思ひます。

○玉沢政府委員 松くい虫の被害に対しまして、松くい虫防除特別措置法をもつて防除に努めてまいつたわけでございまして、しかし五年間の努力をもちましてなかなかこの被害を食い止めることができない。これは政府としても全力を挙げてやつてきたわけでございまして、この防除する面積以上に被害が拡大をした、ここに最大の原因があるのではないかと。また、いままでにおきましては、伐倒除の効果、これも伐倒した

だけでは十分ではない。やはり伐倒した木の中に松くい虫とあるいはマツノザイセンチュウというものがとどまつておりますと、これが春になつてまいりますと、また羽化して飛び立つてくる、こういう点を反省をして、やはりこれは破壊、焼却あるいは松材を用材として使う、こういうところまで徹底してやらなければ十分ではない、こういうような観点に立つておること、同時に特別防除におきましてもやはり限界がある。これは人家に及ぼす影響あるいは農作物、水産業、そういうものに対する影響というふうなものも考慮に入れますと、なかなか全面的にすべて特別防除というふうなことでできないわけでございますので、

こういうところから虫が残つておりますと、これからさらにまたせつかく鎮静化したところにも飛んでいく、こういうことでこの被害が再び出てきたのではないかと、こういうふうにご考慮をいただ

でございまして、一生懸命努力をしたんでありますけれども、それ以上に虫の方の脅威も驚異的に拡大をした、こういう点に問題があつたのではないかと、こういうふうにご考慮をいただ

○神田委員 政務次官のふるさとの方までだんだん松くい虫が蔓延していったわけでありまして、その辺のところは原因はどういうふうにお考えになりますか。

○玉沢政府委員 翻つてみますと、五十三年の高

温少雨というときに、非常に雨が少なくて温度が高

い、こういうことになりまうと松そのものが非

常になりまうと松そのものが非

常に弱る、同時に、その高温の時期にやはり相当の地域に飛んでいていっているのではないか。これが東北の方まで、寒い地域にはなかなか松くい虫が行かなかったんでありますけれども、高温の時期、松林が弱った時期にこれは相当東北の方まで飛んでいったんでないか、こういうふうな考えであります。

○神田委員 林野庁長官にお尋ねを申し上げますが、松くい虫問題はいまや林政上の非常に大きな問題になっております。重要な課題となっているわけでありまして、政府は、わが国の森林、林業の振興、そういうことから基本認識としてどういうふうな松くい虫との関係をお持ちになっておりますか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 私ども日本の林業政策を進めるに当たりましての基本でございますが、まずは、木材等の林産物の安定的供給を確保することが第一であります。第二は子孫のために豊かな国土を保全する、それから山村振興、山村社会の発展を図るという観点から森林資源を整備し、林業を振興しようということを進めてまいっております。そういう意味におきましていままでも基盤整備あるいは間伐対策等も進めておりますが、やはり松と申しますとわが国の森林資源の約一割を占めておりますし、生産量の一二割を占め、さらには国土保全、防風あるいは砂防止という面でも極めて重要なものでございますので、ぜひともこれにつきましては、できるだけ早くこれを終息型の被害に持たせまいましてこの健全性を取り戻したい、かように考えておるところでございます。

○神田委員 松くい虫対策というのは、これは実施する時期も決められておりますし、迅速かつ広範囲に同時に展開しなければならぬわけでございますから、対策の成否というのは林業労働力の確保がどういふふうにあるかという問題もあるわけでありまして、今後この林業労働力の対策というものをどういふふうにお考えでありますか。

○秋山政府委員 先生御指摘のとおり、これから松くい虫の防除を進めるに当たりましては、やはり労働力を確保することが非常に重要であります。私どもも必要な労働力につきましては、森林組合の作業班あるいは素材生産者の皆さんに協力をさせていただくわけでありまして、長期視点に立ちますと、やはり山村における定住条件を整備してそこに働く場を設けるということがきわめて重要でございます。昭和五十七年の予算におきましても、そういう面からこの山村の振興に資するような施策を打ち出しておるわけでございます。そこによって初めて安定した雇用場が得られまして、この松くい虫等の防除にも十分対応できるというふうな短期、長期両面に分かれて進めてまいりたい、かように考えております。

○神田委員 現在の松くい虫の被害の増大ということを考えますと、一つには松材の価値が低下をしております。つまり松材の需要や価格に非常に問題がある、こういう指摘がされているわけでありまして、この松材の利用促進、そういうものにつきましては何か特別にお考えになっておるようなことはございますか。

○秋山政府委員 これから松くい虫を防除するに当たりまして、やはり森林所有者といたしましては、資源を有効に活用するということがきわめて重要だろうと思ひます。そういう意味におきまして、私ども、これから特に、特別伐倒除という形で防除することになりますと、その伐倒除によりましてのいわゆるチップ化されるものが有効に活用されなければならぬ。また林業試験場等の調査結果によりますと、被害を受けた直後の材ですと、これは用材等にも十分活用できるということも言われておりますので、そういう面におきましては、やはり搬出等の面につきましても助成をいたしながら、しかもチップ等につきましては、木材チップ需給対策協議会等におきまして業界、森林所有者等と話し合いながら有効な販売ルートをつくっていくことがこれからの大きな課題だろうと思っております。

○神田委員 これは具体的に利用促進をどういふふうにしていくかということが林野庁を初めとして行政の方で考えなければならぬ問題であります。その政府としての具体的な方策というのはどういふふうにお考えをしておりますか。

○秋山政府委員 まず、伐採するに当たりましては、私どもに、林業改善資金の中に被害森林整備資金というのがございます。これは一ヘクタール百二十万円で融資することになっております。これは無利子の金でございますが、これによりまして、まず被害木の伐採、搬出に充てたいということでおります。さらに、先ほど触れましたとおりチップにするというふうなことになりますと移動式チップパーが必要でございますし、また、炭化する場合には移動式の炭化炉等が必要でございます。そこで私ども、林業改善資金の中に技術導入資金というのがございますが、これに、いま申し上げましたような移動式チップパーあるいは移動式の炭化炉を追加してこれを活用してもらおう、さらには、国産材産業振興資金の中に間伐を進めるための資金を五十七年度から計画しておりますが、それを使っていたらどうか、さらには、それに関連する加工施設の事業もございまして、これらを使いまして、被害木の伐採、搬出を積極化すると同時に、今度は利用面におきましても、先ほど述べましたような業界への協力依頼をしてみたい、かように考えておるところでございます。

○神田委員 伐倒除の問題では、伐倒除の効果には一定の限界がある、こういう言われ方もしておりますけれども、具体的にどういふふうなことでございましょうか。

○秋山政府委員 松の被害が出てまいりますのが大体秋の初めごろでございます。秋の終わりのころまでは、マツノマダラカミキリが幹の下に隠れておるわけでございます。したがって、薬剤で十分浸透しましてこれが駆除できるわけでございますが、冬になってまいりますと幹の中に入り込むわけでございます。したがって、浸透性の、これは薬剤等を使ってやるわけでございます。

が、必ずしも十分、一〇〇％駆除できないという、そういう面がございまして申し上げたわけでありまして、それからもう一つは、やはり松材が放置されるという面がどうしてもあります。それがやはり将来の被害の温床になる可能性もございまして、これも徹底してやっていかなければならぬわけでございますが、そういう面におきまして一定の限界があるというふうに申し上げたところであります。

○神田委員 高度公益機能松林、すなわち治山治水、風致の上で重要な松林のうち、被害を受けているのは現在どのぐらいでありますか。

○秋山政府委員 現在、被害松林約六十四万ヘクタールでございますが、その中で高度公益機能松林の被害面積は三十三万であります。そのうち特に被害地と申しまして、被害の五割以上あるところが七万六千ヘクタールとなっております。

○神田委員 このような松林が被害を受けることによりまして、治山治水など森林の持つ公益的機能が損なわれている実態はあります。

○秋山政府委員 現在、一部におきまして国土の荒廃のおそれのある部分も出てまいっております。そういう関係もございまして、私ども、五十五年これにつきまして積極的に対応してきておりますが、これからそういう問題については積極的に対応してまいりたいと思っております。

○神田委員 その復旧に對しましての予算等あるいはどのぐらいのお金がかかるというふうな、その概算の見積もりはできますか。

○秋山政府委員 五十七年度におきましては、事業費十四億円を計上いたしまして復旧整備を図る計画でございます。

そこで、今後の問題でございますが、私ども、第六次の治山五カ年計画を現在検討中でございまして、その中におきまして、約六千五百ヘクタールぐらい、事業費におきまして約八十億円ぐらいかかるのではないかと、現在検討しております。

○神田委員 被害を受けた松林が持つていた森林の公益的機能、これを維持しなければならぬわけでありすが、その代替措置というのをお考えになっておられますか。

○秋山政府委員 これにつきましてはやはり二つあると思います。一つは、先ほど申し上げました治山でございます。崩壊のおそれのあるところ等につきましては積極的に治山事業をするわけでございますが、一方、現在の松の被害が激甚な地域につきましては、この際、これを伐採しまして、跡地に別の樹種を入れるとかあるいは抵抗性の強い松を入れるとかいうふうなことで、やはり森林の機能をここにまた再現させるということが重要ではなからうかというふうに私は考えております。

○神田委員 いま、松が大変枯れ始めまして、あるいは自分のところの庭にある松が枯れたりなんかするといふ問題もありまして、国民の松枯れに対する関心は非常に高まっているわけでありすが、銘木とかあるいは庭園の松など、身近な松の保全といふのも非常に関心のあるところだと思ふのですが、こういうものにつきましてはどういうふうな対策といひますか防除といひますか、それを指導なさるようなお考えはございますか。

○秋山政府委員 私ども、皆さん御指摘いただくように、名勝地あるいは庭園、公園等におきまして、その松を保護するにはどうしたらいいかというふうな御意見等もまたいろいろ聞かれるわけでございます。これらはほとんどが小規模もしくは単木でございます。また都市周辺にある場合が多いわけでございますから、比較的管理はしやすい場所でございます。そこで、これらの松はいずれもやはり価値が高うございまして、まあ、いまでも自主的な防除をされておるわけですが、むしろ、手法がわからないという面で、必要な技術上の指導が欲しいというふうな要請が高うございます。

そこで、これまでも林業試験場等におきまして防除技術の開発といふことでもいろいろの方法を研

究してまいったわけでありすが、その中におきまして、線虫を殺す、殺線虫剤を幹に注射する方法と、それから根の周囲に、土壌に埋め込む方法、こういうのが非常に有効であるということがわかってまいりまして、幹に注入する薬剤といったしましてはバイシットS O 体というのが非常に有効であるということが確認されておりました。近々、農薬登録もされるように聞いております。また、土壌処理薬剤といったしましてはダイシストンといふもの、これが非常に有効であるといふことであります。ただ、現在、用いる量が比較的多うございまして、さらにこれは薬量と有効性の関係につきまして検討しておりますが、これはいずれ近いうちにそういう単木等の防除に使ひ得ると考えます。

○神田委員 個人の庭園などで松が枯れていくという場合に、防除についての指導なり対策なりはどういう機関へ御相談したらよろしうございませうか。

○秋山政府委員 都道府県に森林病虫害防除員といひます。また、森林組合等にもこれが指導をお願いするようにこれから進めてまいりたい、かように考えております。

○神田委員 法律第十条におきまして、国有林についても基本方針に即して松くい虫の被害対策を行うべきことが規定をされております。特に国有林野事業における防除実績及び今後における実施の考え方についてはどういふふうにお考えでありますか。

○秋山政府委員 国有林野におきまるところの松くい虫の防除事業につきましては、法三条に基づきます基本方針に即しまして、民有林と連携をとりながらこれまでも重要な松林を中心に被害防除に努めてまいったところであります。今後もあり国有林、民有林、連携をとりながらこの防除対策を進めてまいりたい、かように考えております。

かといふことが一つ問題であります。さらに、国有林も地元と密接な連携をとりながら即応体制をとらなければ防除の効果を上げることはできないというふうにお考えしておりますが、その点はいかがでありますか。

○秋山政府委員 この特別防除を実施するに当たります。関係都府県に御承知のとおり松くい虫防除推進連絡協議会がございます。その場におきまして、この実施計画につきまして十分連携をとり調整をとり円滑な実施をしておるところであります。今後とも関係都府県並びに地元の関係の方々と連携をとりながら、計画的にこれを進めてまいりたいと思っております。

○神田委員 松くい虫の問題は、これを防除しようといふ林野庁の大変御熱心な姿勢がありますけれども、それだけではやはりなかなかだめですね。国民的な運動に持つていかなければいけません。森林所有者もそれから地主の人たちにもこれを強力に行政指導しながら全国的な松を守る運動といふものをつくつていかなければならないというふうにお考えです。そういうことによつて自分の山は自分で守るという考え方で森林所有者に協力をしてもらわなければならぬわけでありすが、松の緑を守るという国民運動を林野庁などがどうにか組織をして強力に展開していくお考えがどういふか、いかがでありますか。

○秋山政府委員 これからの松くい虫防除を進めるに当たりましては、国民の方々一人一人に松の重要性を理解していただき、また松くい虫被害のメカニズムを十分御理解していただかなければならないと思っております。そういう面におきまして、これまでもあらゆる機会を通じて進めてまいつたところであります。さらに今後、現地におけるところの説明会はもちろんでありすが、各種パンフレット、さらには都府県と連携をとりながらあらゆる機会をとらまえてこれを推進、PRに努めてまいりたいと思っております。

また、国民運動の一環としてそういう運動をすべきではないかというふうな御指摘ござい

ますが、現在日本の緑を守る会というふうなものも民間団体としてつくられて積極的な展開がなされておるうちに聞いております。私どももこういう国民運動につきましてはいろいろと御協力をちょうだいし、またいろいろと御連絡申し上げながら積極的に進めてまいりたい、かように考えているところであります。

○神田委員 火災や気象害では森林保険制度といひます。病虫害におきましてはこれはいかにいふふうになっていひますか。

○秋山政府委員 現在、森林におきまるところの保険制度には国でやっておりますところの森林国営保険、それから全国森林組合連合会で行つておりますところの森林災害共済といひます。さらに民間の損害保険会社等におきまして森林火災保険等がございます。しかし、これらはいずれの森林保険制度も対象にしておりません。これは、保険事故として火災それから気象害、これは風害とか水害、雪害、干害、凍害、潮害等もございすが、そういう気象害、さらには噴火による被害といふふうなものでございまして、いま先生御指摘の病虫害によりますところの森林被害といひます。これは保険事故の対象になっておらぬわけでありすが、病虫害によりますところの森林被害といひます。被害の発生傾向がある程度特定されるという場合が多いわけございまして、保険事故の発生に偶然性が少ないといひます。そこで保険設計を行うに当たりますと、結局偶然性が少ないといひます。これは保険料率がきつて高いといひます。現段階では被害虫によるところの被害を保険の対象にするといひます。これは非常にむずかしいといひます。

○神田委員 非常に激甚な被害を受けております松林所有者の問題がありますから、その辺のところでも何らかの形で保険制度の適用なり、あるいは変わった形での援助はどういふふうにするか、

それはどうでありますか。

○秋山政府委員 非常にむずかしい問題でございますが、今後さらに勉強してみたいと思っております。

○神田委員 この特別防除の問題につきまして、防除地域に關連しまして自然環境なり生活環境なりに十二分に配慮しなければならぬというふうな思っております。私どもはそのことが非常に大事だと思っております。さらに特殊鳥類や天然記念物等の貴重な野生の動植物の存在、それらの問題については防除実施に当たりましては、わめて慎重に配慮しなければいけない、こういうふうな思っておりますが、政務次官といたしまして、これらの問題につきましては特に、人の健康や学校あるいは病院、水源地等いろいろな生活環境の問題等もありますから、その辺のところをどういうふうにお考えでありますか。

○玉沢政府委員 防除を進めるに当たりましては、最大限の効果があるように十分努力をすると同時に、環境の面とか人間に対する影響、農産物その他に対する影響につきまして十二分に配慮しながら実施していくことが大事であると存じます。

○神田委員 政務次官、大変強い御答弁をいただきましたが、最後に、五年間の延長で果たして松の被害を本当に食い止められる御自信が御ありでありますか。政務次官。

○玉沢政府委員 五年間で極力これを完全にするように努力をしてみたい。しかし、十分でないという事態がもし五年後に出現した場合におきましては、国会の先生方に再度お諮りをいたしましてまたやっていかなければならぬと思っておりますが、とりあえず五年間におきましては全力を挙げて撲滅するように努力いたします。

○神田委員 前半の答弁は非常に結構ですが、後半は余りいたらない。これで終わります。

○羽田委員長 藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 大変お疲れでしょうけれども、これが最後でございますのでひとつよろしくお願いたします。

本論に入る前に一つ、これは後々のためにも役立っていかねばならないと思っておりますので要求しておきたいと思うのですが、農林水産省からいただいた資料、この参考資料の中には防除効果調査ということでA系列定定点、B系列定定点、C、D系列定定点とあるのですが、中身がよくわからないわけですが、私の方がたしか資料要求をいたしましたのですが、これは出せないということでありました。このABCは、この農水でよくもめる話なんですよ。それでは困るわけです。だからこのA系列定定点百二定定点とはどこを調査したのか、Bの定定点とはどこなのかということを知り明らかにしていただきたい。

もう一つは、これは事前にお伺いしておいた方が多分よかったですけれども、A系列定定点五十四年の被害本数は一九九、新しくいただいたこの参考資料の方は二・〇〇、五十四年の方は、以前いただいた林野庁の効果調査の方は三・〇〇、今度いただいた参考資料は三・一〇と、まあ細かい話を言うなというふうなものでしょうけれども、数というのは大事な話になりますので、ちょっと疑問を感じておりますので、この点と二つ、資料をお願いしたいと思います。

○秋山政府委員 最初のA定定点、B定定点につきましては資料がございますので、後ほどその場所につきまして御説明申し上げたいと思っております。それから数字の点につきましては、まずとりあえず、十二月末で調査をしまして、さらにその後若干出てくるものを調整して三月で締めくくるといふ関係がございまして、先生御指摘のようなことになっていっていると思っております。

○藤田(ス)委員 資料というのは、言ったときにできるだけ素直に出してもらいたいと思うのです。いまごろこんなところでたしか切実な話ではないですか、いいですが、だからこで言わざるを得なかったのです。これは本当にいいことではないです。本論に入ります。

今日、ここまで松枯れ、松くい虫の被害が広がった原因の一つは、五年前にわが党を初めてとして各党が総合対策をとれ、防除対策一辺倒ではだめだということを言われていたにもかかわらず、結果的にはそうはならなかった。そうして特に、政府が期待をしていた空中散布、空中散布というのはいろいろな面で制約があるということも最初からわかっていただけていたけれども、結局、部分的な処置にしかならなかった。そういうことから今回は、その反省の上に立つて法案にも伐倒除を取り入れたということは、不十分とはいえない。この前進であるとは思いますが、私がもう一度ここで今日の松の被害を考えると、皆さんに本当に反省してもらいたいのは日本の林業です。今日、ここまで松枯れの被害の決定的な要因となったのは、何度も御指摘されましたけれども松材の需要が減少して、そして松林への手入れや管理が放置されてきた、そういうことから結局、今日こういうふうな被害が広がらざるを得なかった。だから、あの松枯れの汚いとかやるせない姿を見ますと、これは日本の林業が松くい虫にやられていっているようなものと私は思わざるを得ないわけですが、この点についてはどうでしょう。

○秋山政府委員 わが国におきまるところの松の重要性と申しますと、森林資源におきまして約一割を占めております。現在の木材生産量でも一二割を占めております。さらに、海岸に非常に多いわけがございますけれども、その場合におきましては防風、飛砂防止というふうな機能もございまして、また、山岳地におきましては国土保全上きわめて重要な役割を占めておるわけでございます。そこで、さらに景観の面でも重要でございます。私どももいたしましてはわが国における森林資源の中での松の重要性はきわめて高いものであると理解しているわけでありまして、

そこで、昭和五十二年以来松くい虫防除特別措置法に基づきまして特別防除を実施すると同時に、地上では伐倒除を進めてまいりましたわけであ

りますが、昭和五十三年の異常気象ということもございまして、いままでも被害の余りなかった地域に爆発的にふえたとか、さらにはいままでも全く被害がなかった県にこれが拡大していったというふうなことで被害がふえてまいっております。

また、特別防除につきましても、自然環境、生活環境、あるいは農業、漁業への影響、被害の防止という面からやはり限界のあることもこの五年間で私も知ったわけでありまして、さらに先生も御指摘ございましたが、かつて昭和二十年ないし二十五年の松くい虫の被害当時につきましては、松材が燃料として非常に活用された関係もございまして、これが実質的には今度は防除にも非常に効果があったということでありまして、最近、燃料革命以後におきましては、松材そのものが防除されましても放置されるという面もございまして、それがやはり被害の原因の一つにもなっているかと私ども理解しております。

これらのいろいろの過去における事象等を踏まえまして、私ども今後におきましては従来の特別防除で予防すると同時に、また地上におきましては保安林等の重要な森林につきましては徹底的に防除することから、伐倒してこれをチップ化あるいは焼却をするというふうな方法、さらには被害のきわめて多い普通林におきましてはこれをほかの木に転換しながら、あるいは将来におきましては抵抗性の強い松に転換しながら森林の機能を高めるとか、さらには、防除体制につきましても地域の皆さんが自主的に防除できるようにすることをお願いしながら、何とかしてこの被害を終息する方向に持っていきたいということで現在考えておるところでございます。

○藤田(ス)委員 大変長い長い御答弁いただいたのですが、私がこで言いたかったのは、今日これほど松くい虫が発生し松枯れが広がったのは、いわば日本の松材の需要が減少して松の値打ちが低下してきた、魅力がなくなったというところから手入れを怠ってきた、そのところで林業をもっと興していく、そういう国の側に責任があっ

い。その点では、基本方針の中にも枯損木を利用する対策というのを明記せよということと共産党の方は主張しております。結局、枯損木の活用も、いままで被害枯損木に対しては五十二年から五十五年で七百四十万立米、これに対して国の補助事業で伐倒除木を行ったのは百八十万立米、非常に部分的です。よ、だから、そういうふうな部分的に過ぎたやり方をもっと広げて、伐倒除木を本格的に、本気に取り組み、その利用に対しても基本方針の中にきちり明記してもらいたい、こう私は考えているわけです。政務次官、どうでしょうか。

○秋山政府委員 いま御指摘のとおり、松くい虫の防除を徹底的にやるということは、被害木の有効活用、またこれがそれなりに利用されるということが積極的に伐倒木の作業に従事する動みになると私も思っております。

そこで、私もこの伐倒木の活用につきましましてはチップとして紙パルプ用に利用するとか、さらには繊維板、削片板に利用するとか、あるいは一部におきましては畜舎の敷きわらのかわりに使うとか、いろいろとそういう意味での利用開発をしていかなければならないと思っております。そこでまず、伐倒しこれを搬出するということになりまして、林道の問題がございますが、林道等につきましてもこれらを配慮しながらするわけですね。伐倒搬出のための資金でございますが、これにつきましましては森林整備資金におきまして無利子の金を活用してもらったり、さらには、それをチップ化するためあるいは炭化するための資金として技術導入資金を活用してもらいまして、移動式チップパーとかを利用しながらその活用をしていただくとか、さらには、間伐材の促進資金、これは間伐等促進資金でございますので、これらは枯損木の伐倒にも活用できますから、これらを利用しまして積極的にその活用を図ると同時に、地域の木材供給関係、特にチップ関係の会議等でこれらの活用についての方法も考えてまいりたい、かように考えておるところであります。

○藤田(ス)委員 私は、今度の法案に基づいて組まれた予算を見て、昨日もどなたか御指摘がありました、頭の切りかえができていないというふうに言われておりましたが、私も正直そう思っています。本当に被害木を伐倒していくというなら、あれだけの予算では足りないだろう。しかし、いまは、長い目で見たら、この資源を守るために悪循環を繰り返さないために、少々予算を上積みしてもやっておく方が得なんだというふうに私は考えています。

先日参考人の金光先生ですが、ニュージランドとかオーストラリアでは行政がチップ工場と契約をして、枯損木を活用するように、そのためにいろいろな補助金を出した、それが被害を終息させていく一番有効な手段であったということをおっしゃっておられました。これは日本でも、言うまでもなく、戦後の歴史も教えていますし、それからいまでも多くの人たちがそれを一番——その点ではだれも反対する人はいないのです。だから、この点は少々予算をつぎ込んででも枯損木の活用に対してはもっと現状に見合った補助、対策を積極的にやっていかなければいけないと考えます。最後に政務次官、一言お願いいたします。

○玉沢政府委員 松くい虫の防除を効果的に進めていく上におきましては、国民の皆さんの理解を得ることが大事であると思っております。あるいはいま藤田委員が御指摘されましたように、部分的な防除ではだめだ。確かにこれは具体的な事例が挙げられましたが、周りの地域で全然防除しなれば、せつかくやめたところにもまた虫が戻ってくるというところでございますし、国民の皆さんの理解を経て、そうしてこの予算が十二分に効果を上げるためには、さらに国民の皆さんの協力を一層いただくと効果があらわれると考えるわけでございます。枯損木の活用につきましてもより一層努力をいたしまして、効果を十分に上げるように努力をいたしたいと存じます。

○藤田(ス)委員 次に進みます。伐倒対策とあわせてこの被害防止の上で非常に

大事なことは、やはり松枯れの問題についての原因だとか対策、これをさらに進めていくことだと思っております。いろいろな問題がこれから出てくるでしょう。きのう、きょうと通じた中でも、いかにこれからの研究課題が多いかということがたくさん出ておりましたけれども、そういう点で、現在研究されております原因や誘因について、これが根本的な被害防止対策につながるように一層努力をしてもらいたいわけです。

総合研究で誘因や天敵利用の研究、抵抗性育種の研究が行われていたわけですが、総合研究というだけでは五十七年度で終了することになるわけですね。だから、これを引き続きさらに特別研究として力を入れてもらいたいというのが第一点です。

それから二点目は、午前中にも出ておりましたが、発病機構の解明のための研究、これについては努力をして早くいい成果を上げてほしい。三點目は、大気汚染の影響です。これが少なくとも松枯れの一つの要因になっていることはお認めになっていただくと私は理解しているわけですが、けれども、どうしてその研究を打ち切られてしまったのか、このことに大きな疑問を持っております。

大気汚染が松を弱らせていることから、複合的な要素として今日こういう被害を広がってきたというところはもう否めない事実だと思っております。大気汚染が主犯だというような説をとっていらっしゃる方々さえいるわけですね。したがって、その研究をぜひ再開していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○秋山政府委員 現在、実施中の大型プロジェクト研究によりまして、将来に向けての防除対策として有効な天然敵あるいは微生物の検出、さらには新しい誘因剤の開発、また、単木的に貴重な松に有効でございます樹体に対する注入剤とか土壌施用剤の確実等の成果が得られたわけでございます。現在、今度はこれらの成果の実用化へ向けて、積極的に野外実験等を進めているところでございます。そこで、私も今後の研究の推

進方法につきましては、この成果を踏まえてさらに検討してまいりたいと思っております。

それから次に、松枯損の防止に対する新技術開発問題でございますが、これにつきましては五十六年から始めまして、いま鋭意努力しているわけでございますが、この材料虫によりましてこの松くい虫の発病に關する生理化学的な要因の解明、発病に關する毒性物質の生成機構の解明、また毒性物質はどのようなものであるかという特徴、さらには毒性物質の作用等、いろいろの面でこれは研究をしているわけでございます。やはり根本的な問題についてさらに努力するつもりでございます。

それから、大気汚染の關係でございますが、昭和四十三年以来の大型プロジェクト研究、これは林業試験場でやりました結果、いまのようないわゆる爆発的な、異常な被害と申しますのは材線虫とマダラカミキリの食害による原因であるということがはっきりしております。したがって、私どももいたしましては当面この異常な被害の出ております松くい虫の防除に鋭意努力することが一番大事でございますので、研究陣を挙げましてこれに取り組んでいくところでございます。

この大気汚染の問題につきましては、これはこれによって枯れるという説もありましても、これの枯れ方と現在わが国で発生しています松くい虫の枯損の状況とは違っています。間違いないのは材線虫によるところの被害であるということがはっきりしていますので、まずはここに鋭意精力をつぎ込んでまいりたい、かように考えているところであります。

○藤田(ス)委員 おかしいと思うのですよ。私は、何も材線虫が松枯れの原因じゃないなんて一言も言っていないんですよ。だけれども、材線虫が、松くい虫がこれほどはびこっているのは松が大気汚染によって弱っている、そういうようなことも一つの誘因になっているんじゃないわけですよ。そこも違いますか。私はその道の専門家ではありません

ので、むずかしいことはわかりませんが、しかし、だれもがそういうことは心配の一つの種として持っているわけですよ。だから、そういう点では、いま、材線虫が問題だからこれをやっつけるんだと言っけれども、人間でも菌を飲んでどうもなない人があるんですよ。それはやはり抵抗力とかなんとかの関係で、家族で同じようなもの食べてもおなか痛くなる人と痛くならない人があるように、松にもそういうようなことがあるんじゃないかな。松にもそういうような、研究を中止するということがおかしい、かたくなになっている姿勢の一つのあらわれだと私は思うのですよ。委員長さん一生懸命首振ってかれて賛成してくれてはるみたいですけども、長官ちよつとあんばい答えてください。

○秋山政府委員 先般、先生も茨城の被害状況を御視察いただいたわけですが、茨城におきまして御承知のとおり、昭和五十二年から五十三年にわたっての被害状況を見てまいりますと、わずか一年の間に二十八倍という七十四万立米の被害が出たということになります。御承知のように、茨城県自身を見てまいりますと、特に被害の多い地域と申しますと、これは農山村と申しますか、田園都市周辺でございまして、大気汚染との絡みというものはむしろ少ないわけですが、ああいふところにおきまして一斉に出てまいるというのは、何回も申し上げてまことに恐縮に存じますけれども、材線虫、マダラカミキリの運び屋との関係で被害であるということがわかっておりますので、私どもはいまも重点をそこに置いて、まず材線虫なりマダラカミキリの問題に研究陣をつぎ込ませることが大事だろうと考えておるのであります。重ねて申し上げてまことに恐縮でございますが、以上でございます。

○藤田(ス)委員 これはひとつ考え直してみてください、時間がありませんのでこれ以上言いませんけれども、それから、要望として研究者の皆さんから承ってきておりますのでお願いをしておきます。

とにかくこういう種類の研究というのは、本当に人が見たらわからないような時間とか、それからあるときにはお金もかかりますし、それから人手も要るわけですね。ところが、現場では人手不足が一番つらい問題だというふうに言っております。やはり幅広く研究をしていって、どうしても日本の森林を守っていくんだというそういう構えを、この研究体制を充実させることも見せていただきたい、こういうふうに思います。政務次官、一言で結構でございます、お返事を。

○玉沢政府委員 森林を守るといふ決意を持ちまして、鋭意研究に相努めてまいります。

○藤田(ス)委員 次に、空中散布についてですが、五年前の審議のときにも、空中散布の結果、生活環境や自然環境への影響、農業、漁業に対する影響等々いふ問題にもなりました。そういうことで当時の鈴木農林大臣は、住民の意見を尊重せよというそういう意見に對しまして、特に、これは法案を修正するべきだという点で出したのに対して、わざわざ修正しなくても十分細心の配点は確保できるというふうに御答弁をいらっしゃるわけですね。それを当委員会は附帯決議でも住民の意見は尊重するべきだ、空中散布に際しては意見を尊重せよということを取り上げていたわけですが、けれども、本日に住民の意見が尊重されてきたというふうに確信を持って言えますか。

○秋山政府委員 特別防除を進めるに当たりまして、やはり周囲の環境への影響等の問題もございします。そこで、現在御審議いただきます法案におきまして、第一条にも書いてありますし、第三条におきましても基本方針におきましてもそこは十分配慮し、また現行の通達におきましても詳細な基準を設けて指導してまいっております。また、薬剤の安全、適正な使用につきましても運用基準を定めまして、その対応に配慮をしております。また、一部におきましては、地元との関係におきまして空中防除等を中止したところもございしますけれども、それらのところにつきましては、さらに私ども今後におきまして反省を加えてやっております。

てやっております。

○藤田(ス)委員 ところが、私はきょうここで一つの例を出したいんですが、先ほど見せた松山市です。ここでは散布地域の住民に対して、市は五十メートル以上は安全区域だというふうに言っているわけですね。これは林野庁が五十メートル以上は安全区域だというふうに言っているわけですね。そのとおり言ったまじだと思えますが、その距離を置くというふうな指導をいたしております。

○秋山政府委員 現地の実情に即しまして十分の距離を置くというふうな指導をいたしております。

○藤田(ス)委員 林野庁が五十メートル以上は安全だというふうに言っていることは事実です。十分注意するとかいうのはあたりまえのことですが、一応のめどとしてそういうふうな言っているらっしゃったことは事実ですね。

○秋山政府委員 最低五十メートル以上という指導をしていますが、五十メートルで安全だというふうな指導はしてありません。

○藤田(ス)委員 それではその辺の徹底が足りませんね。愛媛県では、無風の状態で散布したわけですから、県が調査をしたら、空散地点から百五十メートル先の地点でも七百十マイクログラム飛散しているのをキャッチしています。それから、さらに千三百メートルの地点でも二十マイクログラム飛散をしていたということが調査されております。これは愛媛県の調査、この中に入っております。

当時の林野庁長官は、スミチオンの微粒子は二百マイクログラムから四百マイクログラム、風速五メートル以下であれば目的地以外に飛散しない、こういうふうな言っているのです。これは答弁の中でそういうふうな言っているらっしゃるわけですが、さういふ違いがずいぶん大き過ぎると思うのです。この地域は、千三百メートルの地点ということになりますと、その間に幼稚園からスパーから住宅から全部すっぽりかぶってしまうのです。だから、

空散をした後この地域の方をいろいろと調べてみましたら、のどが痛いとか、皮膚が少し変になったとか、目が痛いとかいうような症状を訴える人が出てきたというふうに言っているのです。

このときに、同時に、こういう空散に對しての意見を求めたら、百四十人の人を対象にした意見の中からは、百二十一人がもう反対だとか、なるべくやめてほしいとかいう声があったわけですね。だから、その声をもつて市の方に言ったわけですが、けれども、これが聞いてもらえないで、五十四年、五十五年と空散をやっているわけですね。私は、これを市の責めにしたくありません。市の責めにしたくないからこゝで言っているのです。あれほど地域住民の理解、悪影響は及ぼさないと、基本方針にもあるんだと言いながら、結局こういうことになっていくから、私たちは、今度の新しい法改正の中では、住民の意見の尊重や不服の申し出ははっきりと認めていくべきではないかということを中心して、簡単に御答へ願います。

○秋山政府委員 今後実施するに当たりましては、基本方針ではっきり明示しておりますことを徹底するように指導してまいりたいと思ひます。

○藤田(ス)委員 地域の住民の理解と協力を得るというふうな言い方を何遍繰り返したって、実行にならないのですよ。本日は法律の中に住民の意見の尊重と不服の申し出はできるんだということを保証してやらないとそうならないんです。理解や協力というのは、これはまあ言ってみたら、わかったかという立場ですから、上からの押しつけになるわけですね。だから、こういうような問題が起こってくるのです。だから、私はこのことを厳しく言っているわけなんです。

大臣、いま突然おいでになって大変申しわけないのですけれども、わかりますでしょう。林野庁の方が、無風のときには空散したら目的地以外には飛ばないと言っていたのです。ところが、千三百メートルも向こうまで飛んでしまったのです。これは風が吹いてなかったのですよ。林野庁

の言っていることと全然違ったのです。それで住民がこれは大変だということで、やめてほしいと訴えているのにやめてくれなかったのです。だから、法律にやはり住民の意見の尊重や不服の申し出等というのは、うたうべきではないかということを言っているわけです。そうでなければ、理解と協力ぐらいいは、上からの押しつけにしかないのですよというのを申し上げているのです。

○秋山政府委員 まず、事務的に申し上げます。今度の法案におきましては、特別防除を実施するに当たりましては、法第一条におきまして、生活環境保全に適切な配慮を払うことを規定しておりますし、法第三条におきまして、基本方針において、環境保全に関する事項を定めなければならないということにされております。

そこで、この基本方針におきましては、ただいま先生御指摘のような薬剤の飛散、流入によります周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある場合には、環境保全等の必要な措置を講じて実施すること、また、それができない場合には実施しないこと等、自然環境、生活環境に対する特別防除の影響に配慮した基準を定めているところでございます。さらに、今後におきましては、こういう問題については一層徹底を期すようにしたいと考えております。

なお、現在の薬剤におきましては、展着剤をつけておまして、なるべく四方に飛ばないような方法に変えておましておし添えておきます。

○藤田(ス)委員 もう一問ございます。

これも住民の意見の無視なんです。愛媛県の伊予市と砥部町にまたがる大谷山という国有林で国設谷上山鳥獣保護区、ここで昨年の六月六日と二十九日に空散がやられた。これは特別保護区なので、空散を実施してはならないというところではないわけですが、しかし、地域の自然保護団体の人たちが野鳥の天国だから中止してほしいというふうに行ったにもかかわらず、結局、これも

やられた。その跡を調べたら、昆虫類が百六十六種、千個の死骸が見つかった。しかも、大谷池という貴重な生態系を持つている池からも、ミジンコが三時間で半分は死んでしまうという〇・八五ppb、これよりも高い一・二ppbという数値のNACが検出されたというふうなことがあったわけですね。だから、これは大変だということではないかと問題になっているわけなんですけれども、私はこうした問題を見るにつけ、やはり自然環境保全審議会の意見というのは十分尊重していくべきではなからうかと、大体こういう環境問題に對して、とにかく松を守らなければならぬというのを口実にして、余りにも環境を無視したやり方があるんではないかというふうな考えをします。そこで、私も、自然環境保全審議会の意見を聞くということを、法案の中に組み込むべきではないかということを主張しているわけなんです。時間が参りましたので、もうやめなければなりません。このことについて一言御意見を聞かせていただくとともに、今後はそのことについては、厳重に自然環境を尊重して、自然環境を十分配慮して慎重にやっていくという立場をとっていただきたい。

それから、せっかく大臣がおいでになりましたので、最後に私は一つ提案があります。松枯れの問題で心を痛めない国民はないわけなんです。そこで、この問題に本心に政府が本気になって取り組むという気持ちがありなら、国民の知恵と力をもっとかりたい。そのためにはたとえ、NHKなんかの場面をかりても、もっと松枯れのメカニズムとか、葉を落とすときの適期の問題とか、あるいは伐倒という有効な手段があるのだとか、あるいは植樹についての指導とか、こういうことでもっとやはり国民の知恵と力をかり、そういう姿勢が要するというふうに考えますが、最後にそのことを大臣にお伺いをいたします。

大谷池の問題についてはどうぞ長官お願いします。

○秋山政府委員 私ども基本方針を定め、あるいは変更する場合には、中央森林審議会におきまして松くい虫対策部会を設置いたしまして、環境保全を初め、各分野にわたる学識経験者の方々を委嘱しておりますし、また、環境庁等関係行政機関とも十分連絡調整をとっております。各都道府県におきましても、同じような考え方に立ちまして連絡をとっているわけでございます。したがって、私も、私どもといたしましては、この森林審議会、環境庁との連携等で自然環境保全に関する意見は十分反映されていると思っております。したがって、この自然環境保全審議会の意見を聞くというのには必要性が乏しいのではないかと思いますし、この両審議会の設置されておる根拠法並びに設置目的が異なっておりますので、両方の審議を得ることは適切でない、かように考えております。

○田澤国務大臣 国民生活の中での松の役割というものは非常に大きいわけでございます。また森林資源の管理というものはその民族の心であるという私は思いますので、松が枯れて林立している状態というのは、やはり日本の心が痛んでいるというこの象徴にもなりはしないか、こう思いますので、私たちはやはりこの松くい虫の防除のために徹底的な対策を講じて、この終息のために努力をしてまいらなければいけない。そのために法の改正をお願いしているわけでございますので、今後、松くい虫に対するPRについては、いま御指摘のような点を配慮しながら、十分してまいりたいと考えております。

○藤田(ス)委員 ありがとうございます。

○羽田委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○羽田委員長 この際、本案に対し、加藤紘一君外三名から、自由民主党・公明党・国民会議・民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合共同提出の修正案、新盛辰雄君提出の修正案並びに藤

田スミ君外一名提出の修正案がそれぞれ提出されしております。各修正案について、提出者から、順次趣旨の説明を求めます。武田一夫君。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○武田委員 私は、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合を代表して、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の内容を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付いたしましたとおりであります。朗読を省略して、以下修正の内容を簡単に申し上げます。

第一点は、第三条に係る修正であり、農林水産大臣が定める基本方針において、特別防除を行うべき松林に関する基準は、当該松林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、特殊鳥類、天然記念物等の貴重な野生動物の生存する松林その他の松林で特別防除を行うことが適当でないと認められるものが明確になるように定めなければならないものとす

第二点は、第八条に係る修正であり、現行条文を「松林群において特別防除を行う者は、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないように必要な措置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように努めるものとする」とことに改めたこととあります。以上が修正案の内容であります。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○羽田委員長 新盛辰雄君。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○新盛委員 私は、日本社会党を代表して、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の内容を御説明を申し上げます。

修正案はお手元に配付いたしました。朗読を省略して、以下修正内容を簡単に申し上げます。

第一点は、法律の題名についてであります。本法案の提案理由にありますように、被害対策を、緊急かつ総合的に推進するための特別法ということであり、このことは、過去五年間の特別防除、すなわち薬剤の空中散布一辺倒の対策の失敗と反省によって、特別伐倒駆除を初め樹種転換を含めた総合的な対策を推進するということがありました。したがって、法律の題名もその目的内容にふさわしいものとして抜本的な発想の転換が必要ではないでしょうか。したがって、わが党の修正による法律名を「松くい虫被害対策の総合的推進に関する特別措置法」というように直し、本案の目的内容にふさわしく、当を得たものにしたいと思います。

第二点は、修正案第三条にかかわる周囲の自然及び生活環境の保全に関する事項については、これまで行政措置として委任してきたわけであり、遺憾ながらこの五年間、特別防除による住民への健康被害や農作物等への被害が多数発生している実態にあります。

したがって、国民は今日、貴重な野生動物植物や天然記念物を保護し、人間の生命、健康に被害を及ぼさないような厳しい立法措置による規制を強く望んでいるのであります。

さらには、農業、漁業を営む人々に対して、特別防除を実施するに当たっては、当然必要な防護

措置の協力を願わなければなりませんから、これらの直接利害関係者の同意を得よう努めることが当然であろうかと考えるのであります。

また、松枯れ被害防止の実効を上げるためには、地域住民の理解、協力が何よりも重要であるわけであり、また、特別防除の計画を関係団体に十分説明をし、意見を聞き、理解が得られるよう努めるとともに、特別防除の実施に当たっては、地域住民や入山者等山を利用する人々に周知徹底を図り、同意を得られるような措置を法律条項として明記することが必要であると存じます。

以上、修正内容の説明を申し上げますが、これらはすべて過去の反省と総括に立ち、国民の特別防除に対する不満や不安を解消し、松枯れ防止対策の実効を上げていくため必要欠くべからざる事項であり、各党の御理解を賜り、満場一致わが党の修正に基づく法案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。〔拍手〕

○羽田委員長 藤田スミ君。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○藤田（ス）委員 私は、日本共産党を代表して、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

案文はお手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。

日本を代表する樹木の一つである松が全国各地で松くい虫に荒らされており、国土と緑を維持する上でこの被害を終息させることが急務であることは言うまでもありません。

わが党は、今回の政府案が現行法と異なり空中散布一辺倒のやり方を改め、被害木の特別伐倒駆除や松くい虫被害に強い樹種への転換を法律に取り入れるなど、被害対策を総合的に進める上で一

定の前進があることを評価するにやぶさかではありません。

しかし、政府案は、松材の積極的利用を図る方策を欠き、松林の管理、保護を抜本的に強化する方途がないのであります。さらに、依然として薬剤の空中散布を行う際に地域住民の意見を尊重し、環境保全対策を重視することが法律上明記されていないなどの重大な弱点を持っているのであります。

わが党の修正案は、こういう弱点を改めるとともに、松くい虫被害を一日も早く終息させるためのものであります。

その概要は、第一に、松くい虫の被害対策を総合的に推進するため、第三条の「基本方針」に松材の利用対策の推進と総合的研究の促進に関する基本的事項を定めることを明記することです。

第二は、空中散布を行うに当たって地域住民の意見を尊重するため、住民の不服申し出を認めることとしております。

第三は、自然、生活環境の保全対策を重視するため、空中散布にかかわる都道府県実施計画を定める際には都道府県自然環境保全審議会の意見を聞くこととともに、空中散布を行う者が人の健康に被害を及ぼさないよう必要な措置を講ずることとしております。

第四に、空中散布によって人の健康、農漁業などに被害が発生した場合には直ちに空中散布を中止し、その原因を究明しなければならないこととする。その被害について無過失責任による損害賠償規定を設けております。

以上が修正案の概要でございます。

委員各位の賛同をお願いいたします。説明を終ります。〔拍手〕

○羽田委員長 これにて各修正案の趣旨の説明は終わりました。

案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。島田琢郎君。

○島田委員 私は、ただいま議題となっており、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する日本社会党修正案に、次の理由から賛成をするものであります。

まず第一に、政府提出の法案につきましては、これまでの本委員会での質疑でも明らかにしているように、五年前にわが党が指摘をしたように、特別防除のみでは松枯れ被害を終息せしめることは困難であること、また薬剤についての安全性に不安があることを主張してきたところであり、今政府が提出している法律案では、特別伐倒駆除、樹種転換等の防除策を総合化することとわが党の主張の一部を取り入れてはいるものの、依然として薬剤の空中散布に偏重したものであることは明白であります。特別防除について、わが党は基本的に問題があるとしつつも、今日の被害状況からして自然環境、生活環境の保全のため必要最小限の部分についてこれを規制し、特別伐倒駆除等の防除策をもって対処すべきであると修正案はきわめて妥当なものであると考えるのであります。特に、これまでの松枯れ被害の状況からしても、伐倒駆除を有効に組み合わせていなか

ったことによつて被害が拡大している事実を見ても明らかであります。

第二に、特別防除によつてこれまでも多くの被害が出ており、中にはこれに対する賠償、見舞い等も出ていることとありますが、政府は、これらの被害についてその実態究明を具体的にいかみ、その改善策を見出すという積極的姿勢を見せておりません。これらの判断、措置をもつば行政面に任せようというやり方はきわめて非民主的、不当なものと言わざるを得ません。

わが党は、本法が一定の強制的行政措置を含むがゆえに、可能にして最小限のごく限られた直接的利害関係者の同意を得る行政の努力があつてこそ強制的行政の権威が高められ、かつ防除の実効

が上がるものと確信するものであります。

特に、蚕やミツバチなどの関係者が移動したり覆いをしたりするなど被害防止のための防護措置をとらざるを得ないわけで、その意味で協力を得るための同意に努めることは当然のことであります。

特別防除にかかわるさきの本委員会での附帯決議すら、平然としてこれを怠るような事実経過からすれば、政府案はもろろのこと、他の修正案も、同様、行政に従属するような修正には、立法府の権威からして同調することはできません。社会党修正案は、その意味で必要最小限の利害関係者の同意を得る努力を明文化することについて賛成であります。

また、被害が起きたら散布を中止するなどということはあたりまえのことであって、むしろ問題は、被害が起きたら賠償すれば事足りるという被害の究明、改善すら怠る政府の姿勢こそが問題であります。

以上、政府案はこれまでの法律に比べて幾つかの前進面は評価しつつも、これまでのやり方に基本的な反省が足りませんし、また、同じような過ちを繰り返すことは明白であると断定してはばからぬものであります。

よって、私は、社会党修正案に賛成し、他の各党修正案並びに原案に反対し、討論を終えるものであります。(拍手)

○羽田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○羽田委員長 これより採決に入ります。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、藤田スミ君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立少数。よって、藤田スミ君外

一名提出の修正案は否決されました。次に、新盛辰雄君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立少数。よって、新盛辰雄君提出の修正案は否決されました。

次に、加藤紘一君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立多数。よって、加藤紘一君外三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○羽田委員長 この際、本案に対し、加藤紘一君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。新盛辰雄君。

○新盛委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合を代表して、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 特別防除に特別伐倒駆除、被害松林の樹種転換等を加えた総合的な松くい虫の被害対策が地域の被害態様に応じて適切に実施されるよう、国、都道府県、市町村、森林組合等を通じた実施体制を早急に整備するとともに、松くい虫による異常な被害を終息させるよう必要な予算の確保に努めること。

二 地区実施計画の策定に当たっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする協議会等の開催等により、地元関係者の意向が反映されるよう努めること。

三 特別伐倒駆除の実施に当たっては、必要な労働力の確保をはじめ被害木の破壊、焼却等に必要施設の整備、松材の有効利用の促進、火災の防止、安全作業の確保等に努めること。

四 特別防除の実施に当たっては、利害関係者等の意見の尊重と周知徹底に努めること。

五 特別防除の関係地域住民の生活環境及び野鳥、昆虫、水質、土壌等の自然環境に及ぼす影響について必要な調査を引き続き実施するとともに、特別防除の実施により、被害が発生した場合に、直ちにその特別防除を中止し、原因の究明及び円滑な損害補償を行うこと。

六 誘引剤、天敵等の利用その他松くい虫の有効な駆除の方法についての研究開発に必要な予算及び研究者を確保し、その成果の早期実現に努めるとともに、線虫類に対して抵抗性を有する松の品種の育成及び供給体制の整備を図ること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

○羽田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

加藤紘一君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立給員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、田澤農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田澤農林水産大臣。

○田澤國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、善処してまいる所存でございます。

○羽田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○羽田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○羽田委員長 農用地開発公団法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田澤國務大臣 農用地開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

開発途上地域においては、食料の増産及び農業の振興が重要な課題となっており、開発途上地域からの農業開発に関する協力要請は、大幅に増大しつつあります。しかも、その開発プロジェクトの内容は、大規模化、複雑化する傾向にあります。

わが国は、開発途上地域に対する経済協力につきましては、昨年一月、政府開発援助に關連する国の予算の増増等を内容とする新中期目標を設定いたしました。また、農村、農業開発を経済協力の重点分野の一つとする方針を明らかにいたしております。

かかる情勢のもとで、わが国としては、量的、質的に拡大する農業開発に関する協力要請に円滑に対応することが必要となつております。特に、大規模、複雑な開発プロジェクト等につきましては、多種多様な分野にわたる技術を総合的に活用し、幅広い対応ができるようにしていくことが不可欠であります。このため、国際協力事業団を通ずる政府ベース技術協力の実施体制のもとにおいて、公的機関による組織的推進が必要となつてまいりました。

農用地開発公団は、わが国の農畜産物の供給体制を整備することを目的として、昭和四十九年に設立された特殊法人であります。同公団は、国内において、大規模な農業開発の事業を行い、農畜産物の農産生産団地の拠点的な建設を積極的に推進してまいりました。これらの事業の実施を通じて、同公団は、農業開発に關し、多種多様な分野にわたる総合的な技術を蓄積しております。

この技術と経験をいかせば、同公団は、開発途上地域における大規模、複雑な農業開発プロジェクト等についても、十分対応できると考えられます。このため、同公団が、開発途上地域におけるこのような農業開発に關し、国際協力事業団等の委託に基づく調査等の業務を行うことができるよう

所要の改正を行おうとするものであります。次に、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。農用地開発公団は、従来の業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができることとしております。

第一に、国際協力事業団その他の者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上地域における農業開発に關する調査その他の業務を行うこととあります。

第二に、第一の業務に關連して必要な開発途上地域における農業開発に關する情報の収集及び整備を行うこととあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○羽田委員長 補足説明を聴取いたします。森実構造改善局長。

○森実政府委員 農用地開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出しました理由については、すでに提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、開発途上地域における農業開発に關する農用地開発公団の業務の規定の整備を行うこととあります。

農用地開発公団の主要な業務は、国内の広範な低未利用地域において、近代的な農業経営を確立するための農業生産団地を建設するため、農用地の造成及び農業用施設の整備等の事業を行うこととあります。本法律案は、開発途上地域における農業開発の推進に資するため、このような従来の業務の遂行に支障のない範囲内において、開発途上地域における農業開発に關する調査等の業務を行うことができるよう、農用地開発公団の業務に關する規定を整備することとしております。

まず、国際協力事業団その他政令で定める者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開

発途上地域における農業開発に關する調査その他の業務を行うこととあります。なお、国際協力事業団以外の者からの委託に基づく場合には、政令で定める業務に限って行うこととしております。

次に、ただいま申し上げました業務に關連して必要な開発途上地域における農業開発に關する情報の収集及び整備を行うこととあります。農業開発に關する情報の乏しい地域について基礎的なデータを収集するとともに、既存の貴重なデータを簡便に利用できるよう整理、蓄積しようとするものであります。

第二は、第一で申し上げました新しい業務に關する業務方法書の作成、大蔵大臣との協議等諸規定の整備を行うこととあります。

なお、本法律案は、昭和五十七年十月一日から施行することとしております。

以上をもちまして、本法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○羽田委員長 次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

○田澤國務大臣 漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁業災害補償制度は、昭和三十九年の創設以来、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした共済事業の実施を通じて、その経営の安定に重要な役割りを果たしてまいりました。

しかしながら、近年におけるわが国水産業を取り巻く厳しい諸環境の中で、共済事業の運営は、新たな対応を必要とするに至っております。すな

わち、二百海里体制への移行を契機とする魚価の著しい変動、漁場環境の悪化等により、共済事故が多発してきております。また、危険の分散に必要な幅広い加入がまだ確保されていないという事情もございいます。

今後とも、漁業共済事業が中小漁業者の経営の安定のためにその機能を十分に発揮してまいらねば、このようないかなければなりません。また、中小漁業者の共済需要に積極的に対応する措置を講じて加入の一層の拡大を図ってまいらねばなりません。このため、漁業共済事業等につき所要の改正を行うこととした次第であります。

次に、漁業共済基金の廃止とその機能の中央漁業信用基金への承継について申し上げます。漁業共済基金は、漁業共済団体のほか、政府、都道府県が出資して設立された特殊法人であります。漁業共済基金は、共済金支払い資金の不足する漁業共済団体に、低利資金を融通しておりますが、その機能は、漁業共済事業等の健全かつ円滑な運営に欠かすことができないものであります。しかしながら、行政改革の一環として、特殊法人の整理合理化を進めるという観点から、昭和五十四年十二月の閣議決定に基づき、今回、これを廃止し、その機能を中央漁業信用基金に吸収することとしたものであります。本法律案におきましては、これに必要な法的措置を定めております。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁獲共済の仕組みの改善であります。まず、加入の拡大を図るため、地域の実態に即して加入集団や加入区を設けることができるようにいたします。また、継続的な加入を確保するため、継続申込特約方式を導入し、この方式による契約については、補償水準が大幅に変動しないようにいたします。

第二に、養殖共済の仕組みの改善であります。まず、加入の拡大を図るため、契約締結要件を緩和し、漁業者が自己の共済需要に応じて加入でき

るようにいたします。また、共済金の支払い方法を改め、特定の共済事故についてはてん補の対象としない道を開くこととしております。

第三に、その他の共済事業の仕組みの改善であります。まず、現在、試験的に実施している特定養殖共済について、養殖施設を共済の対象とすること等の改善を図ります。また、新たに、地域の共済需要に応ずるため、漁業共済組合が自主的に地域共済事業を実施することができるといたしております。

第四に、漁業共済基金の整理でございます。漁業共済基金を解散し、その業務を、中央漁業信用基金が行うことができるようにするほか、権利及び義務の承継等所要の措置を講じております。

以上がこの法律案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○羽田委員長 補足説明を聴取いたします。松浦水産庁長官。

○松浦(昭)政府委員 漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、漁獲共済の仕組みの改善であります。

まず、総トン数十トン未満の漁船により行う漁業の漁獲共済についてであります。現行法上共済契約を締結するには、漁業を営む日数が一年を通じて九十日以上である者が、契約の申し込み単位となる区域ごとに二分の一以上集まらなければなりません。今回の改正では、共済契約の締結を促進するため、この日数の下限につきまして、都道府県知事が地域の漁業実態に応じ九十日を超え百二十日までの範囲内で特例を定めることができるようにいたしました。

次に、総トン数十トン以上の漁船により行う漁

業等の漁獲共済の契約の申し込み単位となる区域につきまして、県下一円を一つの区域とすることができるよういたしました。

また、継続的な加入を確保するため、漁獲共済の共済契約とあわせて、一定期間内は申込書を提出することなく締結の申し込みができたものとする継続申込特約をすることができるようとなっております。この特約により申し込みがあったものとされる共済契約につきましては、補償水準が大幅に変動しないよう共済限度額の上下限を定める等新たな仕組みを導入することとしております。

第二に、養殖共済の仕組みの改善であります。まず、共済契約の締結要件の緩和であります。が、漁業者の共済需要に応じた加入ができるようにするため、契約の申し込み単位となる区域ごとに付保割合を単一にしなければならぬという要件を廃止することとしております。

次に、共済金の支払い方法の改正であります。が、一定の要件に該当する共済契約につきましては、特定の共済事故によって生じた損害数量の一定割合をてん補しないものとする措置を定めることとしていたしております。これにつきましては、共済事故の発生の際に漁業者が、魚病多発地域における常習的な病害をてん補しないことを予定しております。

第三に、その他の共済事業の仕組みの改善であります。

まず、ノリについて試験実施をしております特定養殖共済につきまして、漁業者の共済需要に応ずるため、養殖施設に係る損害をてん補の対象に加えますとともに、浅い事故を重点的にてん補する特約を設け、漁業者がその漁業の実態に合致したてん補方式を選択できるようにしております。次に、地域共済事業の創設であります。地域的な共済需要に応ずるため、漁業共済事業によっててん補されない損失につきまして、漁業共済組合が自主的に共済事業を実施できるようにいたしております。

第四に、漁業共済基金の整理であります。漁業共済基金は、昭和五十七年中の政令で定める日に解散することとし、その一切の権利及び義務は、そのときにおいて、漁業共済基金の業務を引き継ぐこととなる中央漁業信用基金が承継することとしております。

このため、中央漁業信用基金が中小漁業融資保証法に規定する業務のほか、漁業共済団体に対する資金の貸付け等の業務を行うことができる旨の規定を設けております。また、これに伴い、その業務に關しては、特別の勘定を設け区分経理を行うとともに、農林水産大臣の業務方法書及び予算に關する認可等の規定を設けております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしていたしております。

以上をもちまして、漁業災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○羽田委員長 次に、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○田澤國務大臣 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の漁業をめぐる諸情勢は、燃油価格の上昇、水産物需要の停滞等まことに厳しいものがあります。

このような状況の中で、今後、わが国の漁業が活路を見出していくためには、漁業における省エネルギーの推進がきわめて重要となっております。農林水産省といたしましては、中小漁業の経営

の近代化を促進するため、漁業再建整備特別措置法に基づき、その構造改善の推進に努めてきたところであります。しかしながら、このような厳しい状況の中で、今後、その一層の推進を図るためには、中小漁業における省エネルギーを積極的に推進していくことが必要であります。

このため、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針及び漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画について、省エネルギーに關する事項に關し所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針に定める事項として漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に關する事項を加えることとしております。

第二に、漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画に定める構造改善に關する事項として、経営規模の拡大、生産工程についての協業化等のほか、新たに、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に關する事項を加えることとしております。

なお、この法律案に關連して、中小漁業構造改善計画に基づき建造、取得した省エネルギー型漁船について、割り増し償却ができるよう、税制上の特例措置を講ずることとし、租税特別措置法の一部を改正する法律案にその特例措置を盛り込み、今国会に提出しているところであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○羽田委員長 補足説明を聴取いたします。松浦水産庁長官。

○松浦(昭)政府委員 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきまして

は、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、中小漁業構造改善基本方針に定める事項の追加であります。

農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針は、漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画の指針となるものであります。現行の中小漁業構造改善基本方針は、経営規模の拡大等経営の近代化、財務内容の改善、漁船その他の施設の合理化等について定めることとされております。しかしながら、中小漁業における省エネルギーの重要性にかんがみ、今回、この基本方針に定める事項として漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を法律上明記することとしております。

第二に、中小漁業構造改善計画に定める構造改善に関する事項の追加であります。

現行法上、漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画は、経営規模の拡大、生産工程についての協業化その他の構造改善に関する事業について作成することとされております。今回、中小漁業における省エネルギーの重要性にかんがみ、この中小漁業構造改善計画に定める構造改善に関する事項として漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化を加えることとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本法律案の内容であります。この法律が成立し、施行されました後は、速やかに、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を含む新たな中小漁業構造改善基本方針を策定することとしております。

なお、同基本方針に即して漁業協同組合等が新たな中小漁業構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けたときは、同計画に基づき建造、取得した省エネルギー型漁船について、割り増し償却ができるよう、税制上の特例措置を講ずることとしております。今国会に提出されております

租税特別措置法の一部を改正する法律案にその特例措置が盛り込まれていくところであります。

以上をもちまして、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○羽田委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十九日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時六分散會

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案（加藤一君外三名提出）

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定中「第四項とし、第二項を第三項を」を「第五項とし、第二項を第四項に」、「次の二項を」を「次の二項」に改め、同条の改正規定の次に次の一項を加える。

3 前項第三号に規定する特別防除を行うべき松林に関する基準は、当該松林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、特殊鳥類（特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）第二条第一項に規定する特殊鳥類をいう。）、天然記念物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう。）、等の貴重な野生動物の生存する松林その他の松林で特別防除を行うことが適当でない認められるものが明確になるように定めなければならない。

第四条第一項の改正規定中「前条第四項を」を「前条第五項」に改める。

第五条の前の見出し及び同条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第八条中「行う者は」の下に、「自然環境及び生活環境の保全に配慮し」を加え、「とする」を「と

し、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように努めるものとする」に改める。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案（新盛雄雄君提出）

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名の改正規定中「松くい虫被害対策特別措置法」を「松くい虫被害対策の総合的推進に関する特別措置法」に改める。

第三条の改正規定中「第四項とし、第二項を第三項を」を「第五項とし、第二項を第四項に」、「次の二項を」を「次の二項」に改め、同条の改正規定の次に次の一項を加える。

3 前項第三号に規定する特別防除を行うべき松林に関する基準は、特別防除が次に掲げる松林について行われることとならないように定めなければならない。

一 特殊鳥類（特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）第二条第一項に規定する特殊鳥類をいう。）、天然記念物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう。）、等の貴重な野生動物の保全のため特別防除を行うことが適当でない認められる松林

二 家屋、学校、病院、水源地等の周辺の松林であつて生活環境の保全のため特別防除を行うことが適当でない認められるもの

第四条第一項の改正規定中「前条第四項を」を「前条第五項」に改める。

第四条第三項及び第四項の改正規定並びに同条の次に一条並びに見出し及び二条を加える改正に関する部分を次のように改める。

第四条第三項及び第四項中「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県実施計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（特別防除に関する事項を定め、又はこれを変更しようとするときに限る。）は、当該特別防除に関する事項に係る部分について、環境の保全を目的とする団体その他の団体であつて農林水産省令で定めるものの意見を聴取する等の措置を講ずることにより、これらのものの理解を深めるように努めなければならない。

第四条の次に次の一条並びに見出し及び二条を加える。

第四条の次に一条並びに見出し及び二条を加える改正規定中第四条の二第一項中「同条第四項を」を「同条第五項」に改める。

第四条の次に一条並びに見出し及び二条を加える改正規定中第四条の三第二項及び第四条の四第二項中「松くい虫被害対策特別措置法」を「松くい虫被害対策の総合的推進に関する特別措置法」に改める。

第五条の前の見出し及び同条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第八条に次の二項を加える。

2 松林群において特別防除を行う者は、前項の規定による措置の内容について、農業、漁業その他の事業を営む者であつて当該特別防除によりその行う事業に被害を受けるおそれがあると認められるものの同意を得るよう努めるものとする。

3 松林群において特別防除を行う者は、特別防除を安全かつ円滑に実施するため、特別防除を行う松林の所在、その実施時期その他必要と認められる事項を地域住民その他の関係者に対し周知させるよう努めるものとする。

第十二条の改正規定中「松くい虫被害対策特別措置法」を「松くい虫被害対策の総合的推進に関する特別措置法」に改める。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案（藤田スミ君外一名提出）

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定中「第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を「第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「中央森林審議会」の下に「自然環境保全審議会」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項」に改め、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 松くい虫の被害を受けた松の樹木の利用対策の推進に関する基本的な事項
六 松くい虫の被害を早期に終息させるために必要な総合的研究の促進に関する基本的な事項

第四条第三項及び第四項の改正規定中「第三項及び第四項」を「第三項中「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、「都道府県森林審議会」の下に「都道府県自然環境保全審議会」を加え、同条第四項」に改める。
第五条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第三項中「所有する者」の下に「及び農林水産省令で定める当該区域の周辺の区域に住所又は事業所を有する者」を加える」に改める。
第五条の前の見出し及び同条の改正規定の次に次のように加える。

第八条中「とともに、」の下に「人の健康及び」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(特別防除により被害が生じた場合の措置)

第八条の二 松林群において特別防除を行う者は、特別防除の実施により、人の健康又は農業、漁業その他の事業に被害を及ぼしたときは、直ちに、特別防除を中止し、その原因を究明しなければならぬ。

2 前項の場合においては、松林群において特別防除を行う者は、その原因が究明され、かつ、被害を及ぼさないようにするため必要な措置が講ぜられた後でなければ、特別防除を行つてはならない。
(無過失責任)

第八条の三 松林群において特別防除を行う者は、前条第一項の被害を受けた者に対し、その損害を賠償する責めに任ずる。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案
農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。
第十九条の二 公団は、前条の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 国際協力事業団その他政令で定める者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上にある海外の地域における農業開発(次号において「海外農業開発」という。)に関する調査その他の業務(国際協力事業団以外の者の委託に基づく場合にあつては、政令で定めるものに限る。)を行うこと。
二 前号の業務に関連して必要な海外農業開発に関する情報の収集及び整備を行うこと。
第二十條第一項中「前条」を「第十九条」に改める。

第二十六條第一項中「又は同条第三項」を、同条第三項に改め、「譲渡しに関する業務」の下に「又は第十九条の二の業務」を加える。
第四十五條第一号中「第十九条第二項」の下に「第十九条の二第一号」を加える。
第四十七條中「三万円」を「十万円」に改める。
第四十八條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十九条」の下に「第十九条の二」を加える。

第四十九條中「一万円」を「五万円」に改める。
附 則
1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

理由

海外農業開発の円滑な推進に資するため、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づく海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十三條」を「第百十三條の二」に、
「第四章の二 政府の漁業共済保険事業(第百四十七條 第一章 漁業共済基金 第一節 総則(第百四十八條―第百六十二條) 第二節 役員等(第百六十三條―第百七十五條) 第三節 業務(第百七十六條―第百八十条) 第四節 財務及び会計(第百八十一條―第百八十八條) 第五節 監督(第百八十九條―第百九十条) 第六節 雑則(第百九十一條―第百九十四條) 第六章 国の助成等(第百九十五條―第百九十六條の二―第百九十七條の十三)」

第五章 政府の漁業共済保険事業(第百四十七條の二―第百九十四條) 第六章 国の助成等(第百九十五條―第百九十六條の二) 第六章の二 雑則(第百九十六條の二―第百九十六條の十七)

「第五章 政府の漁業共済保険事業(第百四十七條の二―第百九十四條) 第六章 国の助成等(第百九十五條―第百九十六條の二) 第六章の二 雑則(第百九十六條の二―第百九十六條の十七)」に改める。
六条の三―第百九十六條の十一」に改める。

第十条に次の一項を加える。
2 組合は、前項に規定する事業のほか、当該事業の実施に支障のない限りにおいて、地域共済事業を行うことができる。
第二十二條に次の一項を加える。
2 組合が地域共済事業を行う場合には、定款には、前項に掲げる事項のほか、地域共済事業の種類を記載しなければならない。

第六十七條第二項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。
第六十八條中「第百一條第一項」の下に「(第百九十六條の十七において準用する場合を含む。)」を加える。
第百八條第一項中「九十日」の下に「(当該区域に

つき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数」を加える。
第百八條の二第三項中「その区域を分けて」を削る。
第三章第二節中第百十三條の次に次の一条を加える。
(継続申込特約)
第百十三條の二 漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることが出来る。
2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日以降農林水

産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る種目と漁業単位及びこれに係る種目が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項又は第二項に規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続申込特約は、当初契約の共済契約者が継続申込特約につき解除する旨の申出を組合に対し行つたとき、又は継続契約が成立しなかつたとき、その効力を失つたとき、若しくは解除されたとき（当該解除が第九十一条第四項に該当するものであるときを除く。）は、その効力を失う。

4 継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合については、第九十一条第一項の割合が改められた場合その他の被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところによりこれを変更することができる。

5 継続契約の共済限度額は、第九十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額が、当該継続申込特約に係る直前の共済契約の共済限度額を基準とし、農林水産大臣の定めるところにより算出される上限金額を超え又は下限金額を下回る場合は、それぞれ当該上限金額又は当該下限金額とする。

6 当初契約の被共済者は、自己の責めに帰する事由がなく、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けたいとき、又は支払を受けた共

済金が農林水産省令で定める額に満たないときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部の払戻しを請求することができる。

第二百二十条第三項を削る。

第二百二十四条第一項中「当該共済目的の数量」の下に「（以下「直前数量」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金（第二号の種類の養殖業にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。）については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その共済金は、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的に於いての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支払ふものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちその超える部分の金額に当該共済契約に係る第九十二条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

二 第九十二条第三号に掲げる養殖業であつて政令で定める種類のもの（前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。）に係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、

当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合（当該割合に比し、特定第三号養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合が大きい場合にあっては、その割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払ふものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的に於いての損害額から、直前数量に当該共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合、当該共済目的の第九十一条第一項の単位当たり共済価額及び第四項の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額に、当該共済契約に係る第九十二条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類の養殖水産動植物で農林水産省令で定めるところにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

第九十二条の見出し中「払い戻し」を「払戻し」に改め、同条中「若しくは第九十二条第二項」を「、第九十二条第二項若しくは第九十三条の二第六項に、払い戻し」を「払戻し」に改める。

第九十三条の三第一項中「保険区分」を政令で定める保険区分（以下単に「保険区分」という。）に改め、同条第二項を削る。

第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る。

第九十四条から第九十四条までを次のように改める。

第九十四条から第九十四条まで 削除

第六章の次に第二章を加える。

第六章の二 中央漁業信用基金の漁業災害補償関係業務

（中央漁業信用基金の業務）
第九十六条の三 中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）は、中小漁業融資保証法（昭和二

十七年法律第三百四十六号。以下「保証法」という。）第九十六条に規定する業務のほか、漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。

一 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に必要とする資金の貸付け

二 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に必要とする資金の貸付け

三 第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

四 前三号の業務に附帯する業務（業務の委託）

第九十六条の四 中央基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところにより、漁業災害補償関係業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 第一項に規定する漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七条第五項の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務方法書)

第百九十六条の五 中央基金は、漁業災害補償関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度
- 二 一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度
- 三 貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件
- 四 貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項
- 五 保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項
- 六 金銭の寄託の引受けの条件
- 七 余剰金の運用の方法
- 八 その他農林水産省令で定める事項

(貸付金等の使用)

第百九十六条の六 漁業共済団体は、中央基金からの貸付金又は中央基金の保証に係る借入金金を共済金又は再共済金の支払以外の目的に使用してはならない。

2 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金金を他の目的に使用したときは、中央基金は、前条第一項の業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

(区分経理)

第百九十六条の七 中央基金は、漁業災害補償関係業務に係る経理については、漁業災害補償関係勘定を設けて、保証法第百六条に規定する業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(漁業災害補償関係資金)

第百九十六条の八 中央基金は、漁業災害補償関係業務に關し、漁業災害補償関係資金を設け、政府、都道府県及び漁業共済団体が当該漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する額をもつてこれに充てなければならない。

2 都道府県は、前項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して中央基金に出資しようとする場合は、自治大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該出資が自治大臣の定める基準に該当する場合は、この限りでない。

3 漁業共済団体は、第一項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、中央基金に出資することができる。

4 第一項の漁業災害補償関係資金に係る持分については、都道府県又は漁業共済団体でなければ、その譲渡を受けることができない。

(借入金)

第百九十六条の九 中央基金は、漁業災害補償関係業務に關し、長期借入金又は短期借入金をする場合に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(大蔵大臣との協議)

第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第百九十六条の五第一項、前条第一項若しくは第二項ただし書又は次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百六条の認可をしようとするとき。
- 二 第百九十六条の五第二項第八号又は次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百

二十三条の農林水産省令を定めようとするとき。

三 第百九十六条の四第一項の規定による指定をしようとするとき。

四 次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百七条第一項の承認をしようとするとき。

(中小漁業融資保証法の特例)

第百九十六条の十一 漁業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係勘定については、保証法第百六条、第百七条、第百二十四条、第百二十五条第一項並びに第百三十条第一号及び第十七号中「主務大臣」とあるのは、「主務大臣(漁業災害補償関係業務に係る事項については、農林水産大臣)」と、保証法第百二十三条中「主務省令」とあるのは、「主務省令(漁業災害補償関係勘定に係る事項については、農林水産省令)」と、保証法第百二十四条第二項及び第百二十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は漁業災害補償法」と、保証法第百二十七条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは、「当該残余財産のうち漁業災害補償関係勘定に属するものを漁業災害補償関係資金に係る持分(以下この項において「漁業災害補償関係持分」という。)を有する各出資者に対し、当該残余財産のうち漁業災害補償関係勘定に属するものを漁業災害補償関係持分以外の持分を有する各出資者に対し」と、保証法第百三十条第三号中「協会又は中央基金」とあるのは、「協会が行うことができる事業又はこの法律若しくは漁業災害補償法の規定に基づき中央基金」とする。

2 漁業災害補償関係業務については、保証法第百七条及び第百八条の規定は、適用しない。

第六章の三 雑則

(地域共済事業の内容)

第百九十六条の十二 地域共済事業は、組合員又はその直接の構成員たる中小漁業者の漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害であつて漁業共済事業によつては補填されないものにつき、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

あつて漁業共済事業によつては補填されないものにつき、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(地域共済事業に係る共済規程)

第百九十六条の十三 組合が地域共済事業を行う場合には、地域共済事業に係る共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 地域共済事業の細目に関する事項
- 二 地域共済事業の共済掛金に関する事項
- 三 地域共済事業の共済金額に関する事項
- 四 地域共済事業の共済責任に関する事項
- 五 損失又は損害の認定に関する事項その他地域共済事業の実施の方法に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、地域共済事業に係る共済契約の締結に関する事項その他農林水産省令で定める事項

第百九十六条の十四 組合は、地域共済事業に係る共済規程を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 地域共済事業に係る共済規程については、第四十条第二項及び第四十七条(同条第三号及び第四号を除く)の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「定款又は共済規程の変更」とあるのは、「地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更」と読み替へるものとする。

(地域共済事業を行う組合)

第百九十六条の十五 地域共済事業を行う組合についての第二十七条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第二項、第六十九条及び第七十一条から第七十四条までの規定の適用については、これらの規定(第七十三条及び第七十四条を除く)中「共済規程」とあるのは、「共済規程、地域共済事業に係る共済規程」と、第七十三条中「漁業共済事業」とあるのは、「漁業共済事業若しくは地域共済事業」と、第七十四条中「命ずることができる」とあるのは、命ずることができる。ただし、前二条の規定による命令が地域共済事業に係るものであるときは、当該組合の役

員の解任に限り行うことができる」とする。

(共済金額の最高額の制限)

第九十六條の十六 農林水産大臣は、必要があるとき、地域共済事業の共済金額に、その最高額を定めることができる。この場合には、地域共済事業の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

(地域共済事業についての準用)

第九十六條の十七 地域共済事業については、第八十條第一項、第八十一條、第八十二條第一項、第二項及び第五項、第八十三條、第八十四條第一項、第八十五條から第九十二條まで、第九十三條第一項、第九十四條、第九十五條第一項並びに第九十六條から第九十一條まで並びに商法第六百三十一條、第六百四十二條、第六百四十三條、第六百五十八條、第六百六十一條及び第六百六十二條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。第九十七條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第九十八條を次のように改める。

第九十八條 削除

第九十九條を次のように改める。
第九十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした中央基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第九十六條の七又は第九十六條の八第一項の規定に違反する経理をしたとき。

第二百八十八條中「第四百七十七條」の下に「又は第九十六條の十七」を加える。

第二百一十條又は第六十一條を削る。

附則第二條の五を次のように改める。

(特定養殖共済の内容)

第二條の五 特定養殖共済は、次に掲げる損失又は損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

一 被共済者又はその構成員の営む特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失

二 被共済者又はその構成員の営む特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壊、流失等があつた場合の被共済者又はその構成員の損害

附則第二條の五の次に次の一条を加える。

(特定養殖共済の養殖施設に係る共済目的及び共済事故)

第二條の五の二 特定養殖共済であつて前条第二号に掲げる損害に係るものの共済目的は、特定養殖業に係る政令で定める養殖施設とする。

2 特定養殖共済であつて前条第二号に掲げる損害に係るものの共済事故は、特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限り）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

附則第二條の八の次に次の一条を加える。

第二條の八の二 特定養殖共済に係る養殖施設については、前二條の要件を満たして附則第二條の五第一号の損失に係る共済契約を締結する場合であつて、その者が当該特定養殖共済において共済目的とすることができ養殖施設（以下「共済目的特定施設」という。）で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものとする。

附則第二條の九中「共済金額」の下に「であつて附則第二條の五第一号に掲げる損失に係るもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特定養殖共済の共済金額であつて附則第二條の五第二号に掲げる損害に係るものは、その共済価額を超えない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

附則第二條の十第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(共済価額)

第二條の十の二 附則第二條の九第二項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖施設ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖施設（当該共済責任期間中に付加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、認可組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

附則第二條の十一中「種類」の下に「共済目的となる養殖施設」を加える。

附則第二條の十二第一項中「特定養殖共済の共済金額」の下に「であつて附則第二條の五第一号に掲げる損失に係るもの」を、「この項の下に」及び「次項を」を「合計数量」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定養殖共済のうち政令で定める種類のものに係る特定養殖共済であつて、被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が前項の政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定期間の養殖に係る生産数量を基準として認可組合が定める基準生産数量に達しないときにおける共済金の支払に關し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある。

共済契約に係るものの共済金（附則第二條の五第一号に掲げる損失に係るものに限り。）は、前項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者（その者が附則第二條の六第二号に掲げる組合員であるときは、同条に規定する中小漁業者のすべて）の営む当該特定養殖業の種類に係る前項の農林水産省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

附則第二條の十二に次の二項を加える。

4 特定養殖共済の共済金であつて附則第二條の五第二号に掲げる損害に係るものの金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る附則第二條の九第二項の割合を乗じて得た金額とする。

5 前項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量に農林水産省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整を施した数量に、当該共済目的の附則第二條の十の二第二項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

附則第二條の十三第一項中「第四章の二」を「第五章」に改め、「水産動植物」の下に「及び養殖施設」を加え、同条第三項中「及び第九十九條第一項の規定」を「第九十九條第一項、第二百二十三條第二項本文及び第二百二十五條の規定」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第六章の次に二章を加える改正規定（第六章の二に係る部分に限る。）並びに附則第三條

第一類第八号 農林水産委員会議録第七号 昭和五十七年三月十八日

三九

及び第五号の規定 公布の日

二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第四百八十八条から第四百九十四条までの改正規定、第四章の二を第五章とする改正規定、第四百九十八条、第四百九十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（第四章の二を「第五章」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定 昭和五十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日

（養殖共済に係る共済契約に関する経過措置）
第二条 改正後の漁業災害補償法（以下「新法」という。）第二百二十四条第二項第二号の規定は、その共済責任期間の開始日が新法の施行日以後の日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が新法の施行日以前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

（漁業共済基金の解散等）
第三条 漁業共済基金（以下「共済基金」という。）は、附則第一条第二号の政令で定める日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時において中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）が承継する。

2 共済基金の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度は、共済基金の解散の日の前日に終わるものとする。

3 共済基金の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における共済基金に対する政府、都道府県及び漁業共済団体の出資額に相当する金額は、それぞれ、その承継に際し政府、当該都道府県及び当該漁業共済団体から中央基金に新法第九十六條の八第一項の漁業災害補償関係資金に充て

べきものとして示して出資されたものとする。この場合において、中央基金は、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第八十二条第二項の認可を受けることなく、その額により、資本金を増加するものとする。

5 第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の漁業災害補償法（以下「旧法」という。）第八十四条第一項の積立金として整理している金額は、中小漁業融資保証法第二百一条第一項の準備金として整理しなければならない。

6 共済基金の解散については、旧法第九十三条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

7 第一項の規定により共済基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。（権利及び義務の承継に伴う経過措置）
第四条 旧法第五百三十三条第三項の規定によつてした承認又は旧法第八十五条第一項若しくは第二項ただし書の規定によつてした認可は、それぞれ、新法第九十六條の八第二項の規定によつてした承認又は新法第九十六條の九第一項若しくは第二項ただし書の規定によつてした認可とみなす。

第五条 附則第三条第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継する日を含む事業年度に係る新法第九十六條の三に規定する漁業災害補償関係業務に関する予算、事業計画及び資金計画については、中小漁業融資保証法第九十六條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「漁業災害補償法第九十六條の三に規定する漁業災害補償関係業務の開始後遅滞なく」とする。

（罰則に関する経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（中小漁業融資保証法の一部改正）
第七条 中小漁業融資保証法の一部を次のように改正する。

第九十五条第二項中「三人」を「四人」に改める。
第百三条第二項中「二十人」を「三十人」に改め、同条第三項中「有する者の下」に「並びに中

漁業共済基金
漁業共済組合
漁業共済組合連合会

（法人税法の一部改正）
第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中
漁業共済基金
漁業共済組合
漁業共済組合連合会

（印紙税法の一部改正）
第十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二漁業共済基金の項を削る。
別表第三中「同法第九十六條第一号」を「同法第九十六條の三第一号」に改める。
（地方税法の一部改正）
第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第四号中「漁業共済基金」を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）
第十二条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第七十六條第三号中「漁業共済基金」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

理由
最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進する措置を講ずる

中央基金の出資者を代表する者」を加える。
（所得税法の一部改正）
第八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

漁業共済組合
漁業共済組合連合会

漁業共済組合
漁業共済組合連合会

とともに、特殊法人の整理合理化を図るため、漁業共済基金を解散し、その業務を中央漁業信用基金に承継させることとする措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律
漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律
（農林水産省設置法の一部改正）
第十二条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第七十六條第三号中「漁業共済基金」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

理由
最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進する措置を講ずる

2 この法律の施行の際改正前の漁業再建整備特別措置法第五条第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日以前に、同項に規定する漁業協同組合等である者で同項の認定を受けているものが、当該認定に係る漁業につき改正後の漁業再建整備特別措置法第五条第一項の規定により中小漁業構造改善計画を作成し、同項の認定を受けたときは、その認定があつた日の前日）までの間は、同項の認定を受けている中小漁業構造改善計画とみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近の中小漁業の経営における漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化の必要性にかんがみ、中小漁業構造改善基本方針において定める事項として漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

